

第8期
砂川市高齢者保健福祉計画
砂川市介護保険事業計画
(案)

(令和3年度～5年度)

砂 川 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 日常生活圏域の設定	4
5 策定体制	4
6 計画に記載する事項	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 人口・世帯等の状況	6
2 介護保険事業の状況	14
3 アンケート調査結果の概要	18
第3章 計画の基本方針	31
1 計画の基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	34
第4章 施策の推進	35
基本目標1 社会参加と生きがいづくりを支援します	35
基本目標2 健康づくり・介護予防を進めます	43
基本目標3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます	51
基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します	66
基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます	68
第5章 介護保険制度によるサービスの現状及び見込量	72
1 居宅サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量	72
2 地域密着型サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量	87
3 施設サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量	93
4 地域支援事業の現状及び令和3年度から5年度の見込量	98
第6章 介護保険事業の適正な運営	112
1 第8期計画期間（令和3年度から5年度）における第1号被保険者の介護保険料	112
2 低所得者対策	116
3 計画の進行管理	119
資料編	120
1 策定経過	120
2 委員名簿	120
3 用語解説	120

～ 本計画書中の表記について ～

○百分率による集計の表記について

本計画書の中の、百分率による集計では、全体を100%として算出し、小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記しています。このため、割合の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、令和3年には、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されることとなっています。

砂川市においては、平成30年度に策定した「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

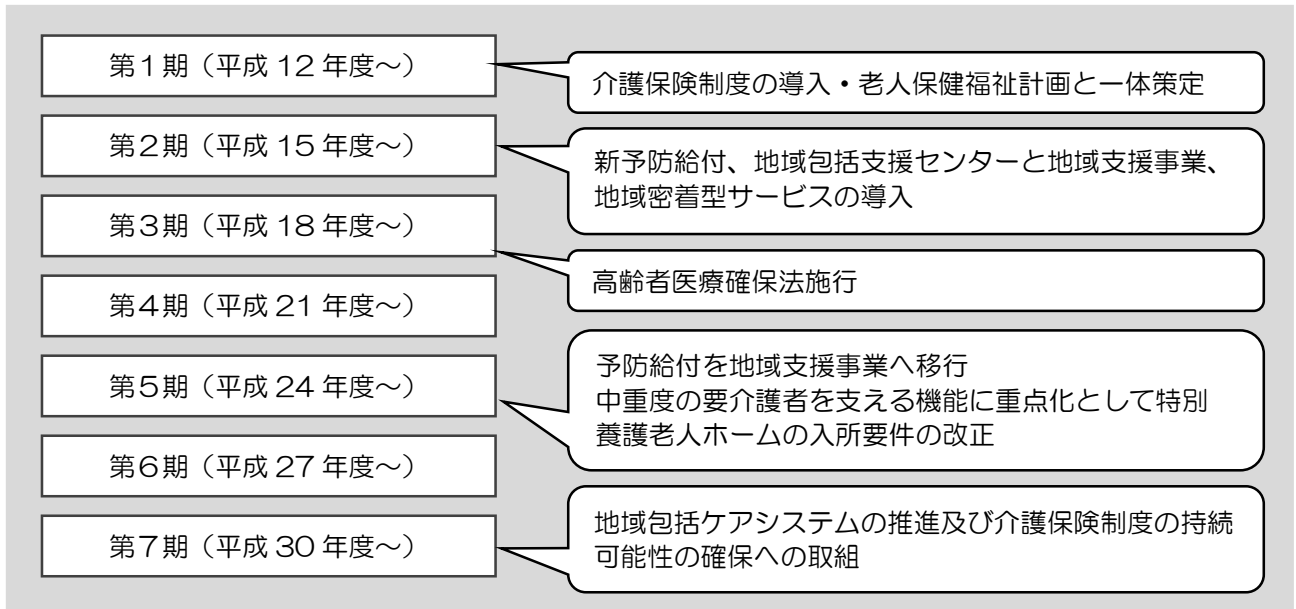
本計画は、「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年と、「団塊ジュニア世代」が全て65歳以上となる2040年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

【これまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

「地域包括ケアの推進」をさらに深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

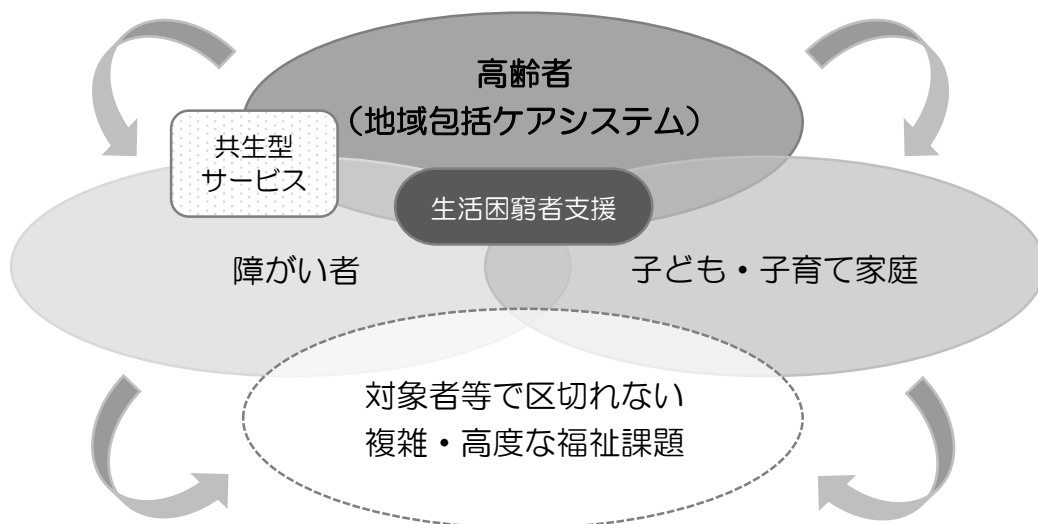
第7期介護保険事業計画までの制度改定の経過



【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現 概念図



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「介護保険法」から抜粋

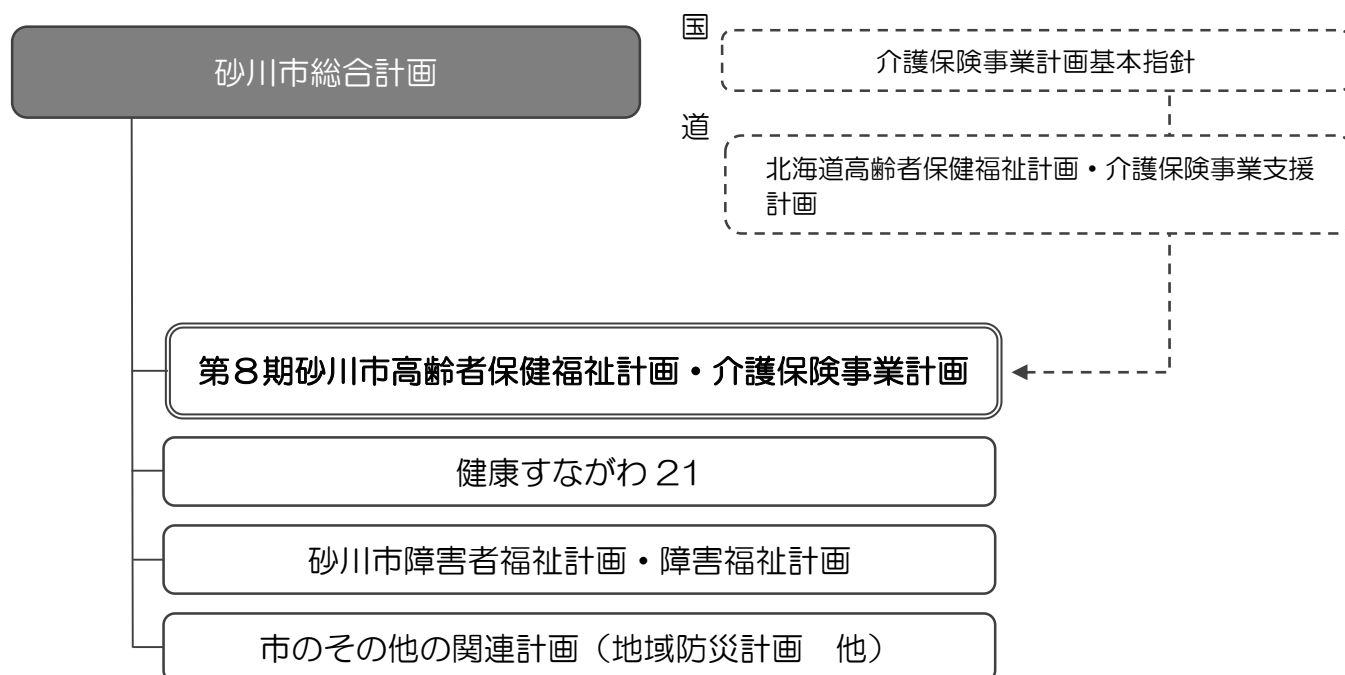
(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、二つの計画を一体化した計画として、「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

平成 27～平成 29	平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画

4 日常生活圏域の設定

本計画の策定に当たり、市町村は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定することとされています。

本市においては、居住地域が東西約5km、南北約10kmに集約された中で比較的集落が点在していないこと、主要国道が南北を縦貫するなどにより交通網が整備されていること及び本市の中心に医療・介護連携の中核となる市立病院が位置していることなどから、日常生活圏域は1圏域としています。

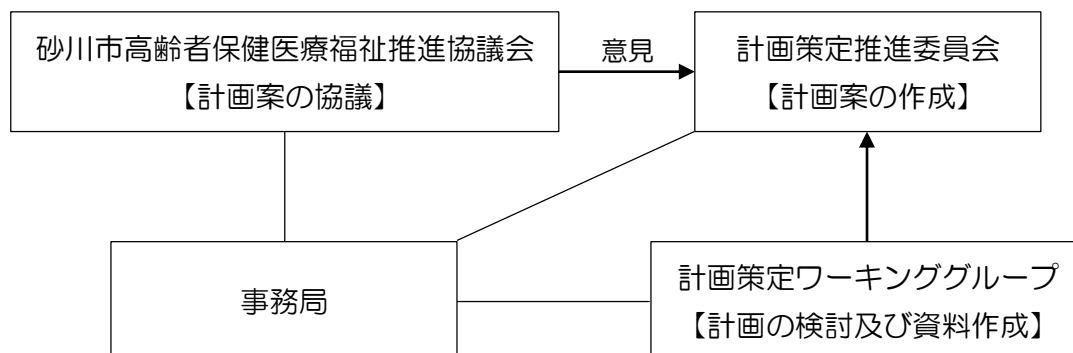
5 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、庁内の様々な関係部署と緊密に連携を行う組織として「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会」及び「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、協議・検討を行い、策定作業を進めました。

さらに、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



(2) アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査
- ③介護保険サービス事業参入等意向調査
- ④介護人材実態調査
- ⑤在宅生活改善調査

6 計画に記載する事項

○第8期介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における種類ごとの介護保険サービス量の見込
- ・各年度における必要定員総数（※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・各年度における地域支援事業の量の見込
- ・介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ・第8期介護保険料の設定

○高齢者保健福祉計画

- ・高齢者福祉施策のサービスに係る事業の目標

第2章 高齢者を取り巻く現状

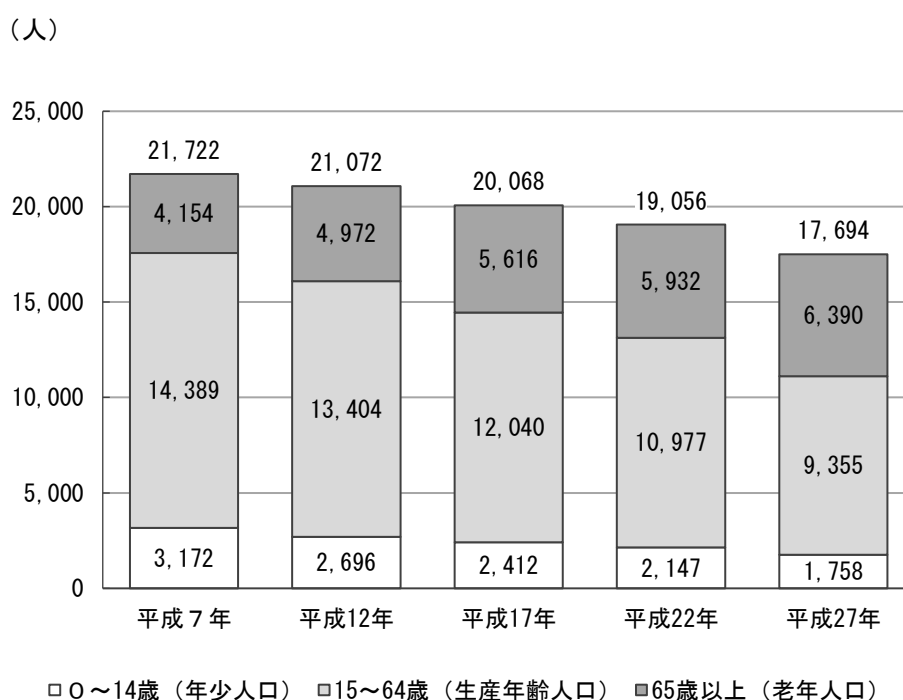
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、平成12年以降減少傾向にあり、平成27年には17,694人となっています。

年少人口と生産年齢人口については、減少が続いていますが、老年人口は増加が続いています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	21,722	21,072	20,068	19,056	17,694
0～14歳 (年少人口)	3,172	2,696	2,412	2,147	1,758
15～64歳 (生産年齢人口)	14,389	13,404	12,040	10,977	9,355
65歳以上 (老年人口)	4,154	4,972	5,616	5,932	6,390

資料：国勢調査

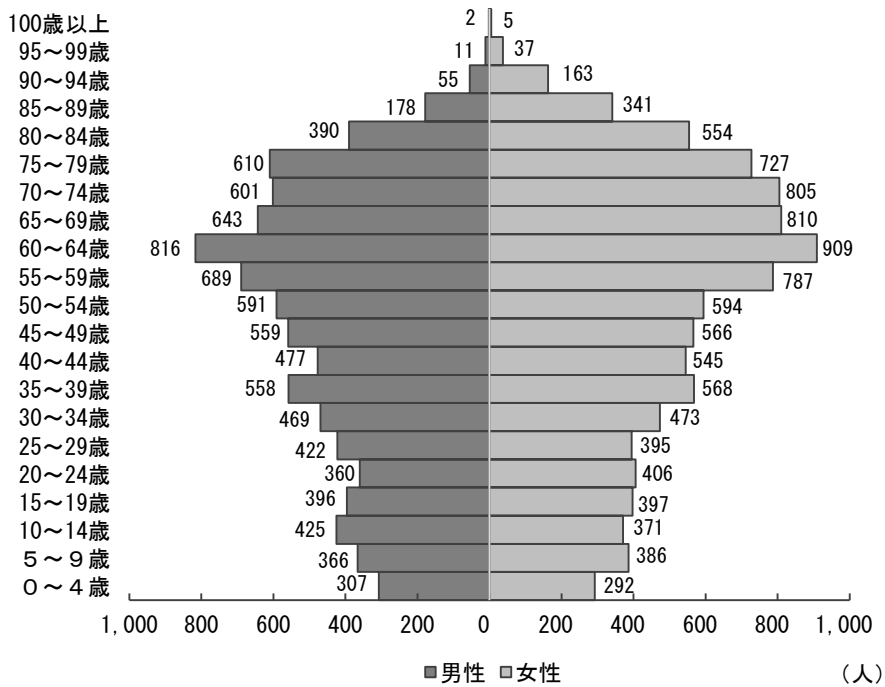
※「総人口」は年齢不詳を含みます。

平成 22 年と平成 27 年の人口ピラミッドを比較すると、平成 22 年は、男女ともに 60～64 歳が最も多くなっていますが、平成 27 年は、男女ともに 65～69 歳が多くなっています。

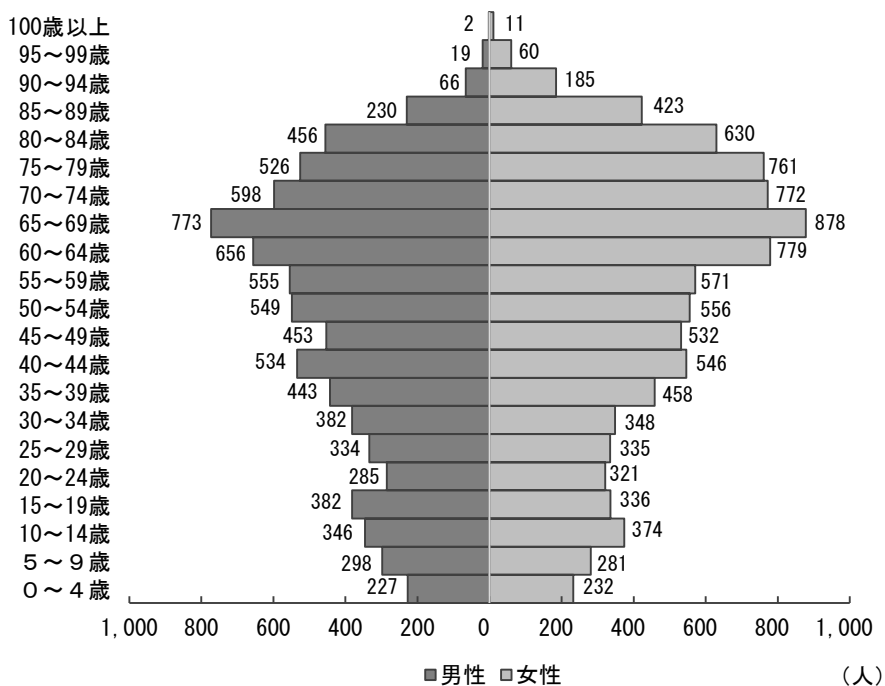
また、65 歳以上をみると、男性では 70～79 歳と 100 歳以上、女性では 70～74 歳を除く年齢において、平成 22 年よりも多くなっています。

人口ピラミッドの推移

平成 22 年



平成 27 年

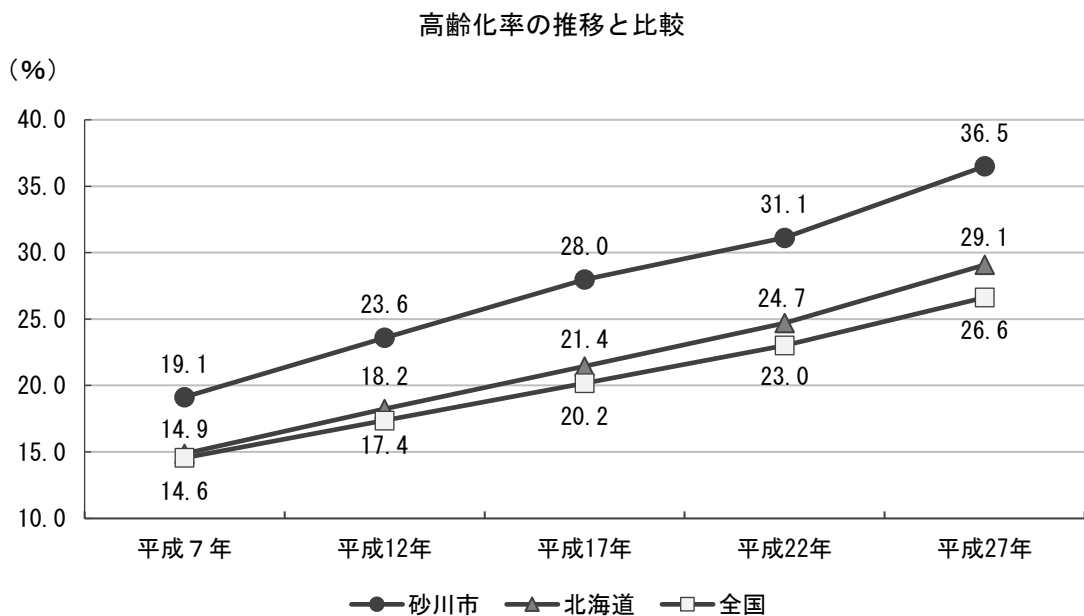
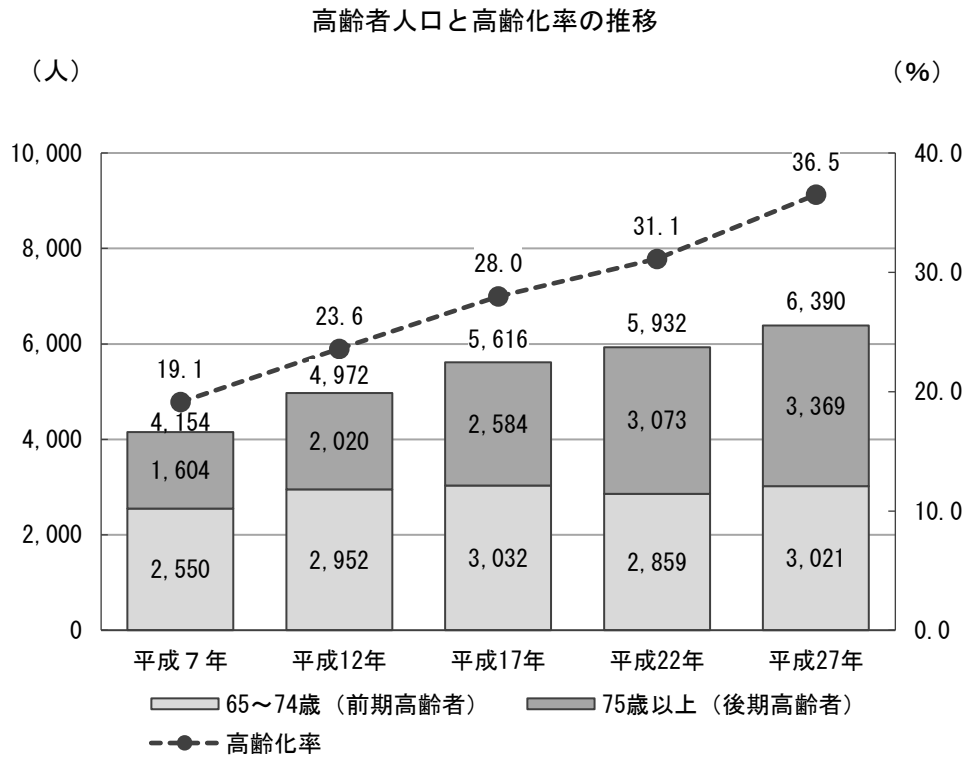


資料：国勢調査

(2) 高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口（65歳以上）は、平成7年の4,154人から、平成27年には6,390人となり、20年間で2,236人増加しています。また、前期高齢者（65～74歳）は横ばい傾向にありますが、後期高齢者（75歳以上）は増加傾向にあり、高齢化率も上昇が続いています。

高齢化率について、北海道と全国の値と比較すると、本市の高齢化率は7～10ポイント弱高くなっています。

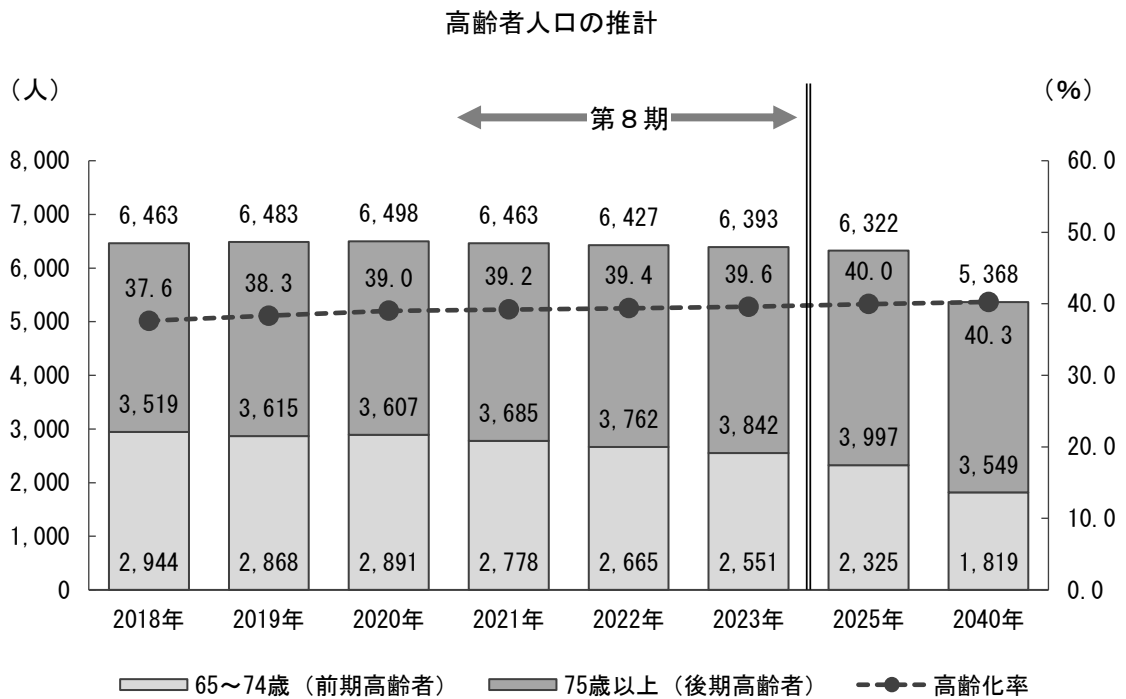


※「高齢化率」は年齢不詳を除いて算出しています。

(3) 高齢者人口の推計

高齢者人口は、第8期計画期間の最終年度である2023年には6,393人となり、「団塊の世代」の全ての方が75歳以上となる2025年には6,322人、「団塊ジュニア世代」の全ての方が65歳以上となる2040年には5,368人になると予想されます。また、高齢化率は、わずかずつですが上昇しながら推移する見込みとなっており、2040年は40.3%と見込まれています。

年齢区分別にみると、後期高齢者が前期高齢者を上回って推移し、前期高齢者は減少傾向となっているのに対して、後期高齢者は2025年までは増加傾向となっていますが、2040年は2025年よりも減少するものと見込まれています。



資料：「第7期総合計画人口推計」を基に作成

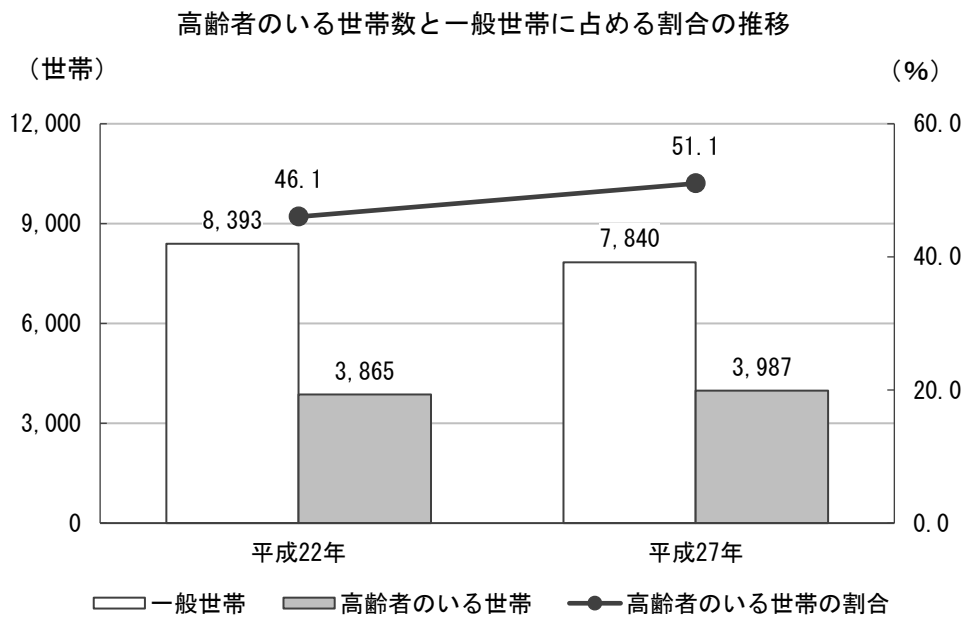
(4) 高齢者のいる世帯の状況

本市における高齢者のいる世帯のうち、病院の入院者や老人ホームの入所者等を除く一般世帯総数は 3,987 世帯（平成 27 年 10 月現在）で、一般世帯に占める割合は 51.1%となっています。

世帯構成については、核家族世帯、単独世帯ともに減少がみられます。

高齢者夫婦のみの核家族世帯については、平成 22 年の 1,473 世帯から、平成 27 年には 1,452 世帯となり、一般世帯総数に占める割合は 1.0 ポイント増加しています。

高齢者一人暮らしの世帯については、平成 22 年の 1,233 世帯から、平成 27 年には 1,195 世帯となり、一般世帯総数に占める割合は 0.6 ポイント増加しています。



世帯構成の推移

	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯総数	8,393	7,840
うち核家族世帯数	5,155	4,627
うち高齢者夫婦のみ世帯数	1,473	1,452
一般世帯総数における割合 (%)	17.6	18.6
うち単独世帯数	2,708	2,594
うち高齢者一人暮らし世帯数	1,233	1,195
一般世帯総数における割合 (%)	14.7	15.3

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、世帯の家族類型「三世帯世帯」及び「不詳」を含んでいるため総数に一致しません。

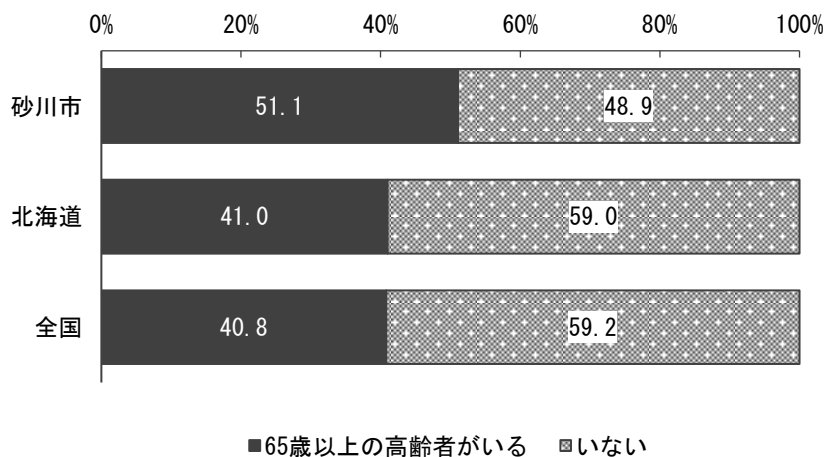
※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯又は、夫婦と子どもから成る世帯をいいます。

※単独世帯とは、世帯人員が一人のみの世帯をいいます。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合について、北海道と全国の値と比較すると、本市の割合はやや高くなっています。

また、高齢者のいる世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、「その他世帯」の割合が低く、「夫婦のみ世帯」の割合が高くなっています。

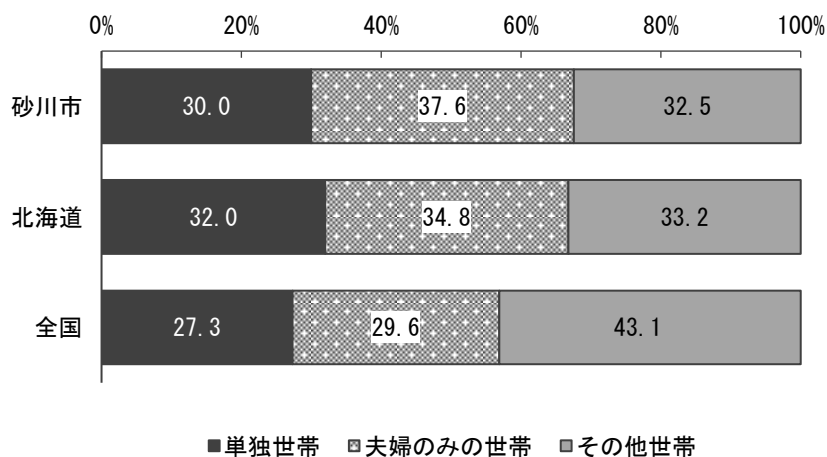
一般世帯に占める高齢者世帯の割合の比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

※割合は、一般世帯総数の家族類型「不詳」を除いて算出しています。

高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合の比較（平成 27 年）



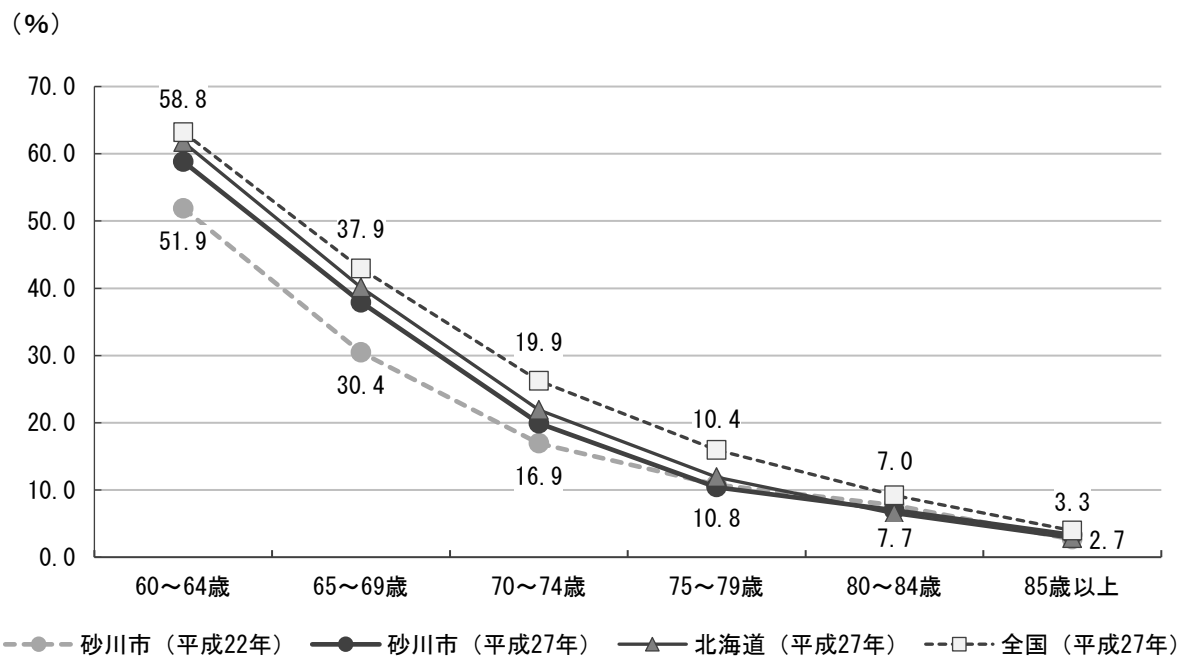
資料：国勢調査

(5) 高齢者の就業状況

本市の就業状況について、60歳以上の就業率を平成22年と平成27年で比較してみると、75～84歳を除く年齢層において上昇がみられます。

また、北海道と全国の値と比較してみると、本市の就業率はおおむね低いといえます。

就業率の比較



資料：国勢調査

単位：%

	砂川市		北海道	全国
	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
60～64歳	51.9	58.8	61.7	63.2
65～69歳	30.4	37.9	40.1	42.9
70～74歳	16.9	19.9	21.9	26.2
75～79歳	10.8	10.4	11.9	15.9
80～84歳	7.7	7.0	6.5	9.2
85歳以上	2.7	3.3	2.8	4.0

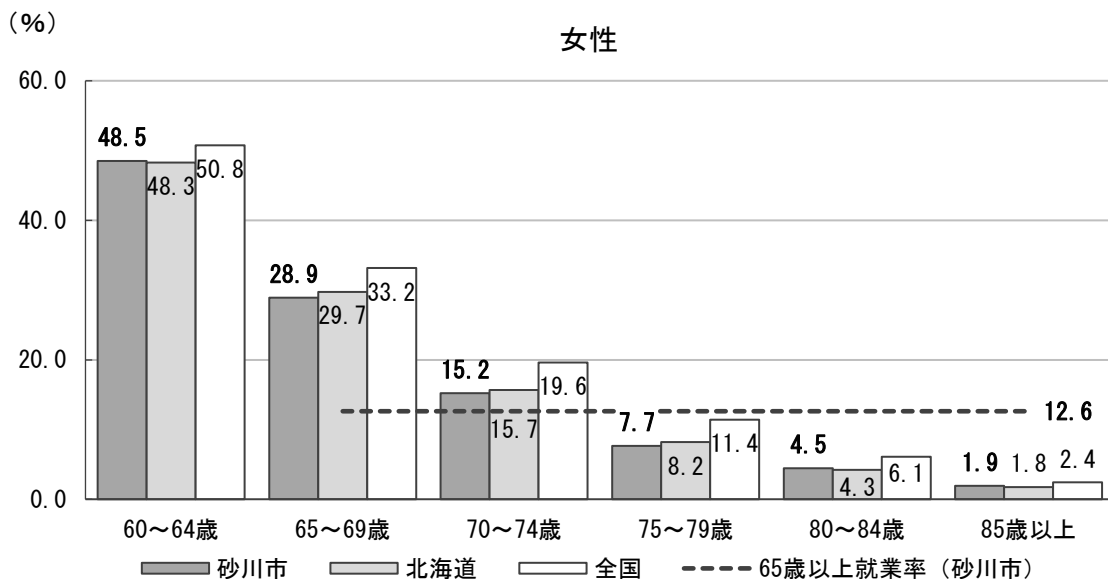
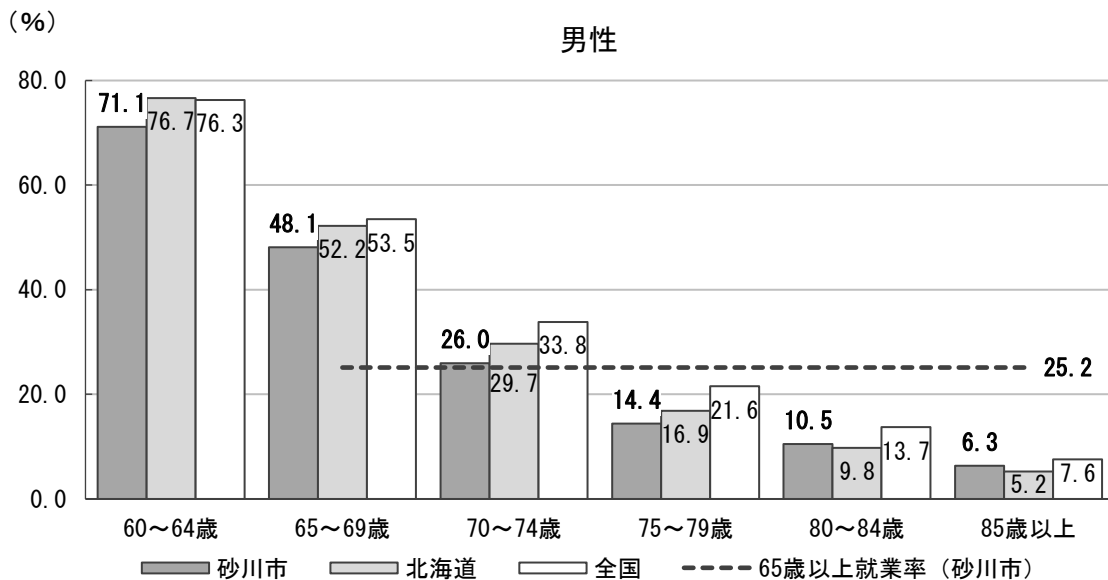
資料：国勢調査

※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

本市の65歳以上の就業率は、男性では25.2%、女性では12.6%となっています。
男女年齢区分別にみると、「60～64歳」では男性の7割強、女性の5割弱が働いており、「65～69歳」では男性の5割弱、女性の3割弱が働いています。

また、北海道と全国の値と比較すると、本市の就業率は男女ともに80歳以上を除く各年齢でやや低いといえます。

年齢階層別就業率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

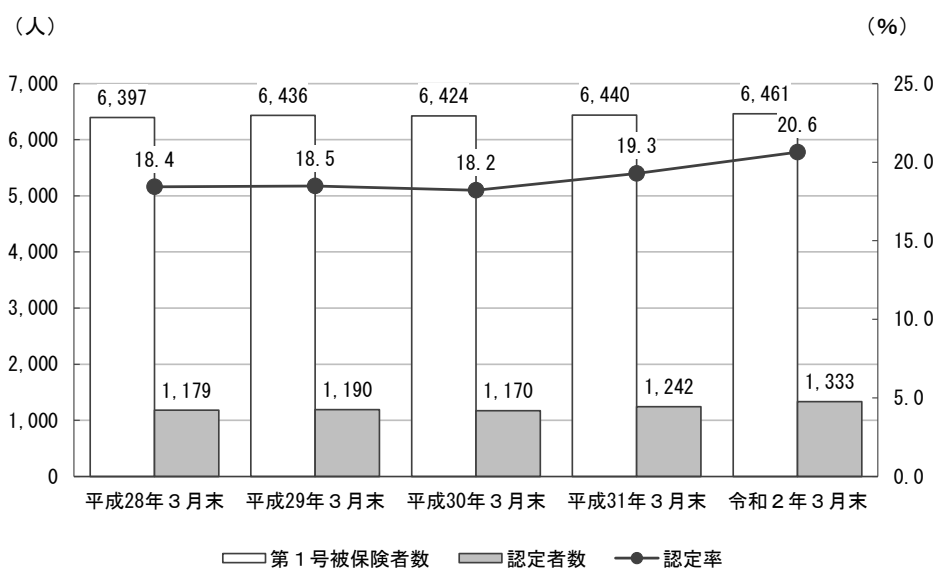
2 介護保険事業の状況

(1) 第1号被保険者数と要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

本市の第1号被保険者数はおおむね増加傾向にあり、令和2年3月末時点では6,461人となっています。要支援・要介護認定者数は、平成31年以降増加傾向にあり、令和2年には、1,333人となっています。

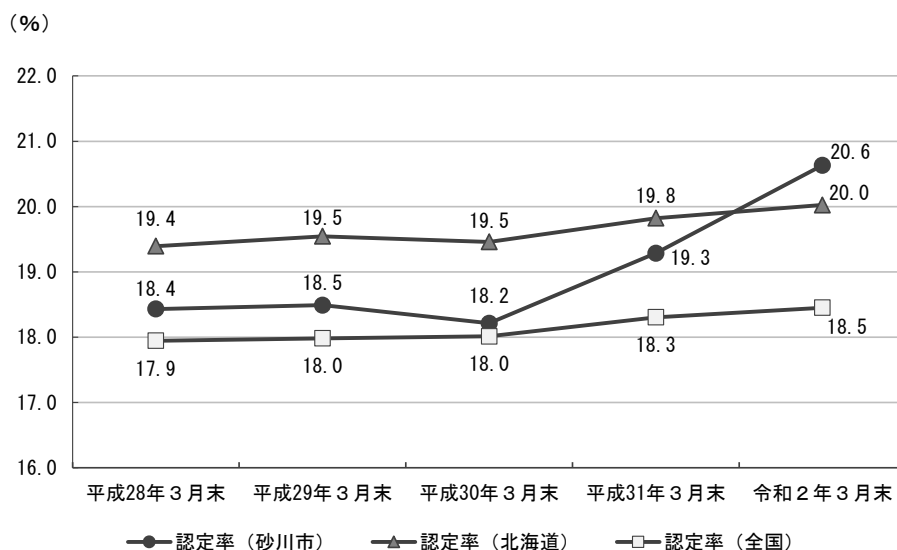
要介護認定率は、おおむね横ばいの状態で推移していますが、平成31年の19.3%から、令和2年には20.6%となり、増加しています。また、本市の要介護認定率は、北海道と全国の値を上回っています。

第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

要介護認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

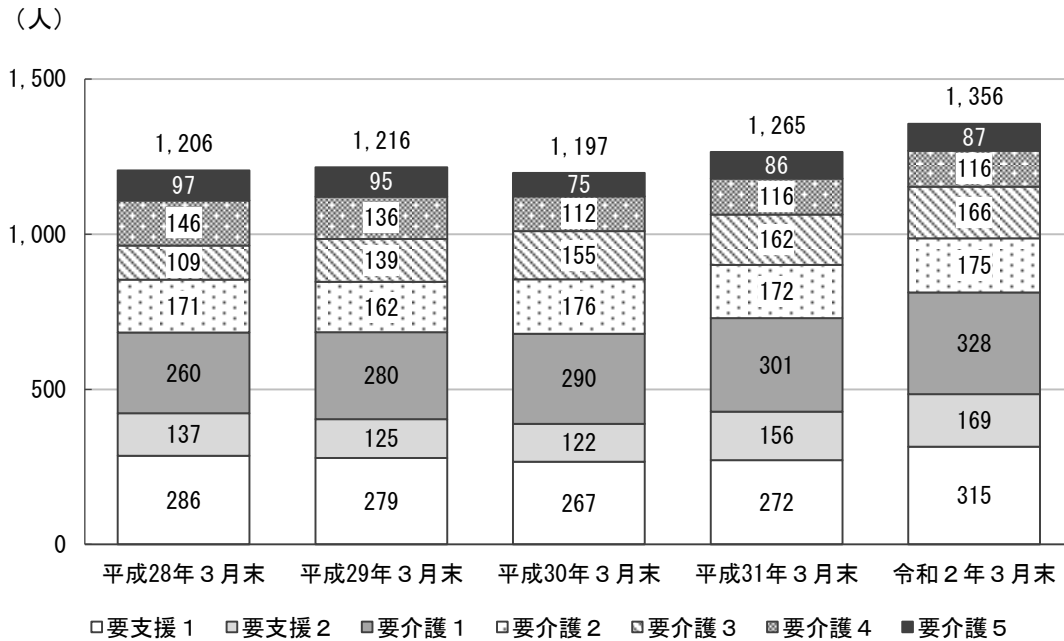
※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

(2) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、平成31年以降増加傾向にあり、令和2年には、1,356人となっています。

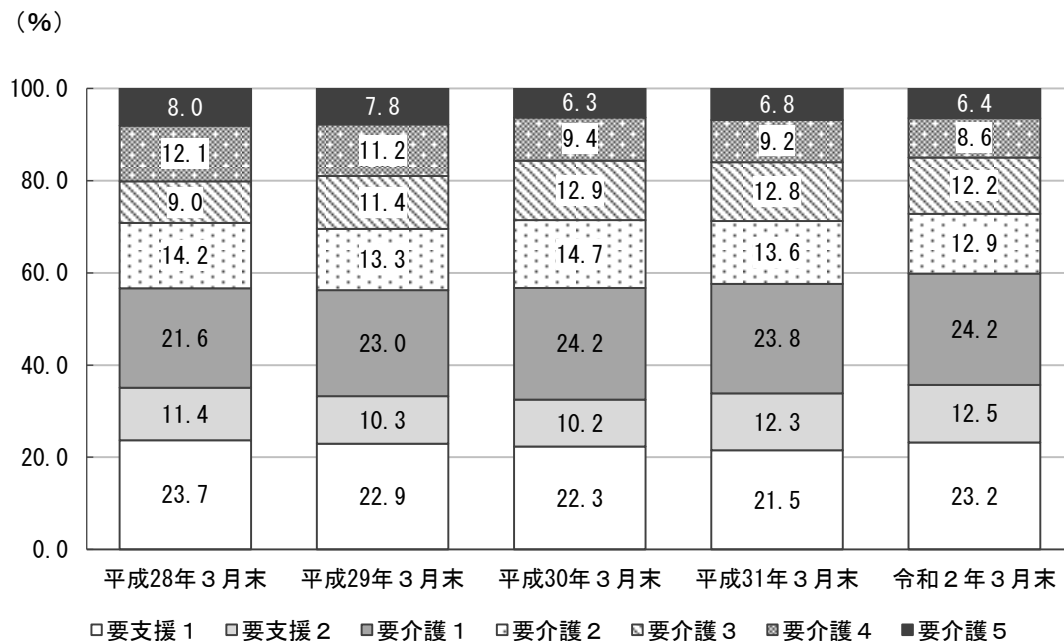
要介護3～5を重度者とする、平成28年の重度者数は352人で、全体に占める割合は29.1%でしたが、令和2年には369人で、割合は27.2%と微減しています。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

介護度別の内訳



資料：地域包括ケア「見える化」システム

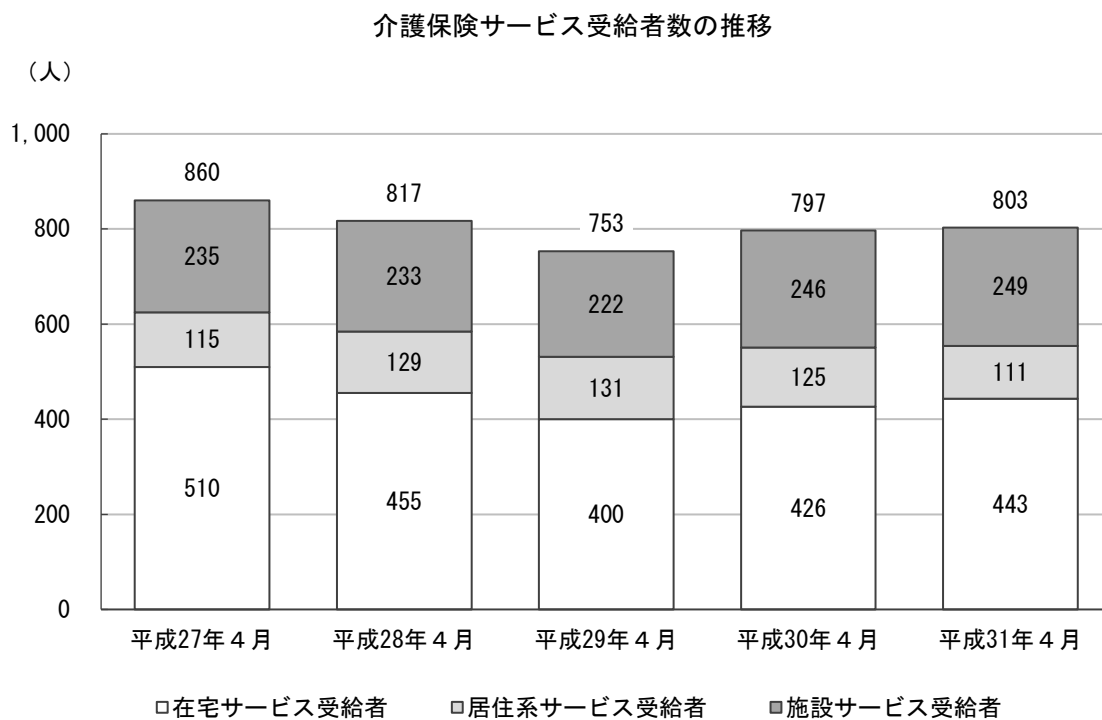
※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。

※要介護3～5の重度者の割合は、各要介護度の割合を合計しています。

(3) 介護保険サービス受給者の状況

本市の介護保険サービス受給者数は平成30年以降増加傾向にあり、平成31年には803人となっています。

また、介護保険サービス別にみると、在宅サービス受給者が6割弱を占めています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

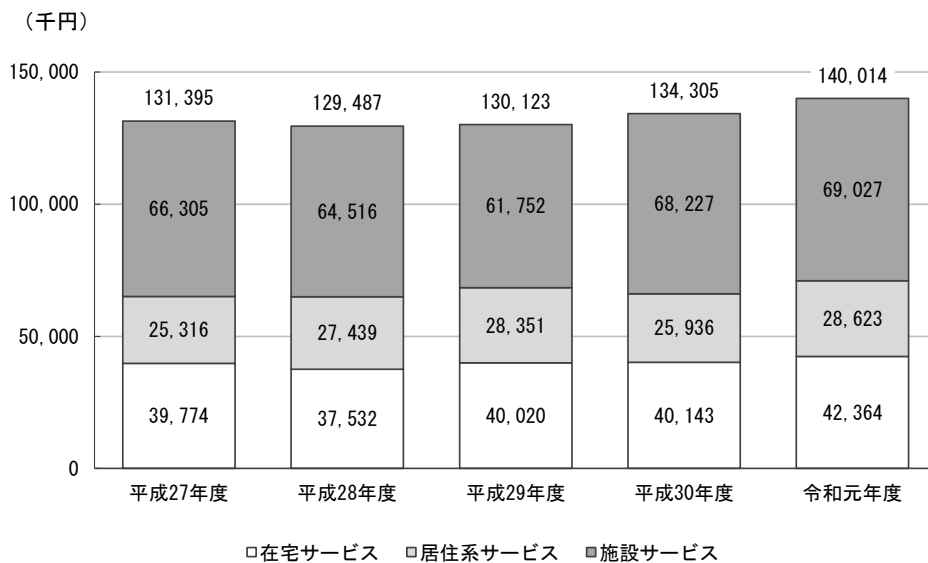
(4) 介護費用額の状況

本市の介護費用（月額）は平成29年度以降増加傾向にあり、平成27年度の131,395千円から、令和元年度には140,014千円となっており、介護保険サービス別にみると、在宅サービスが3割前後、施設サービスが5割前後を占めています。

第1号被保険者1人1月当たり費用額についても平成29年度以降増加傾向にあり、令和元年度には、21,308円となっています。

また、本市の第1号被保険者1人1月当たり費用額は、北海道と全国の平均額を下回っています。

介護費用（月額）の推移



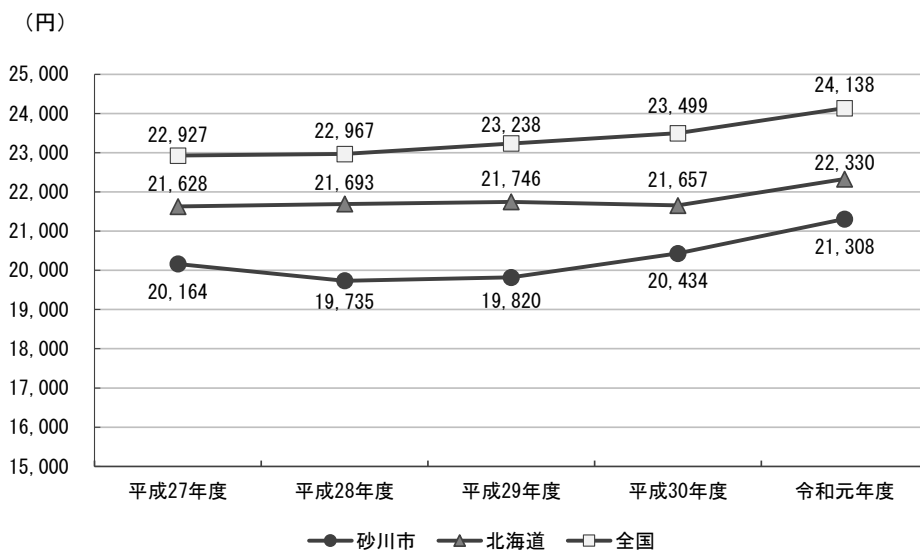
資料：地域包括ケア「見える化」システム

※介護費用（月額）は、年度実績を12で除して算出しています。

※令和元年度は令和2年2月サービス提供分までとなっています。

※端数処理のため、各介護保険サービス別費用額と合計額が一致しない場合があります。

第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム

※令和元年度は令和2年2月サービス提供分までとなっています。

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、市内にお住まいの方を対象にアンケートを行い、生活に関する現状やご意見をうかがうことで、日常生活の中で抱えている課題等の把握及び今後の市の高齢者福祉施策の一層の充実や、介護保険事業の円滑な運営に役立たせるために実施しました。

(2) 実施概要

●調査対象

種別	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない在宅生活をされている方
在宅介護実態調査	在宅で要支援・要介護認定を受けている方

●調査期間

種別	期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2年4月20日～令和2年5月25日
在宅介護実態調査	令和2年4月10日～令和2年5月29日

●調査方法

種別	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送調査
在宅介護実態調査	郵送調査

●配布・回収

種別	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,500票	1,160票	77.3%
在宅介護実態調査	950票	616票	64.8%

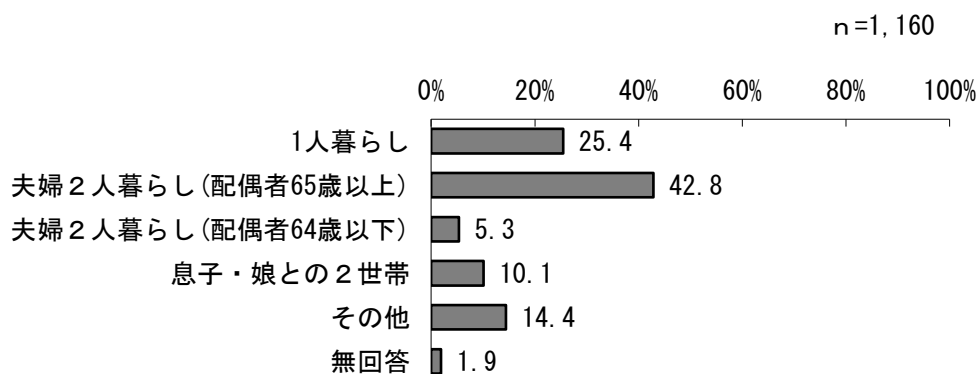
(3) 調査結果のみかた

- ・図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率%は「n」を100%として算出しています。
- ・百分率%は、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

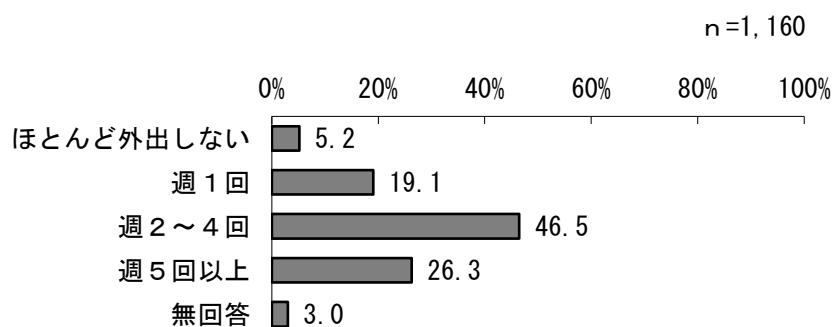
1. 家族構成について

本人の家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が42.8%と最も高く、次いで「1人暮らし」が25.4%、「その他」が14.4%、「息子・娘との2世帯」が10.1%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が5.3%となっています。



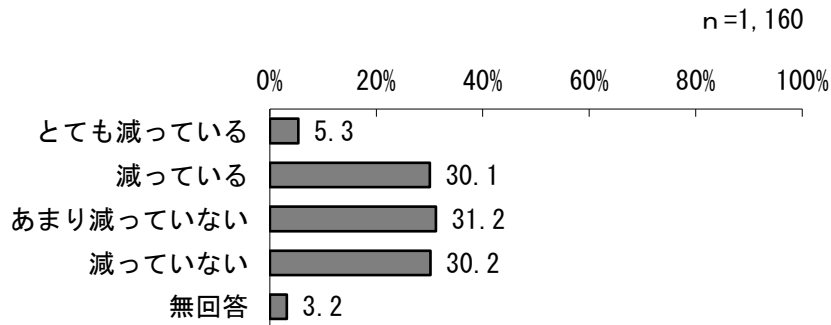
2. 1週間当たりの外出頻度について

1週間当たりの外出頻度については、「週2~4回」が46.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が26.3%、「週1回」が19.1%、「ほとんど外出しない」が5.2%となっています。「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた『週1回以下』の割合は、24.3%となっています。



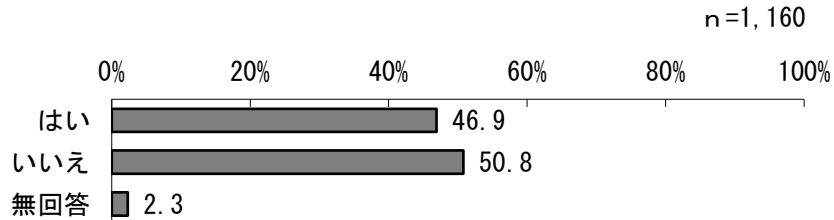
3. 昨年と比較しての外出頻度について

昨年と比較しての外出頻度については、「あまり減っていない」が31.2%と最も高く、次いで「減っていない」が30.2%、「減っている」が30.1%、「とても減っている」が5.3%となっています。「とても減っている」と「減っている」を合わせた『減っている』の割合は35.4%となっています。



4. 物忘れについて

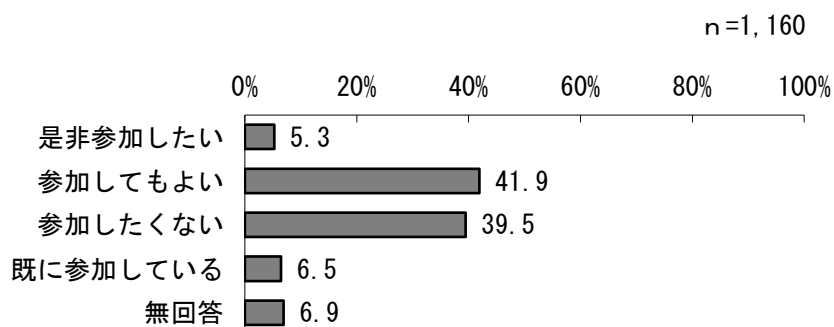
物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が46.9%、「いいえ」が50.8%となっています。



5. 地域住民の有志による活動への参加意向について

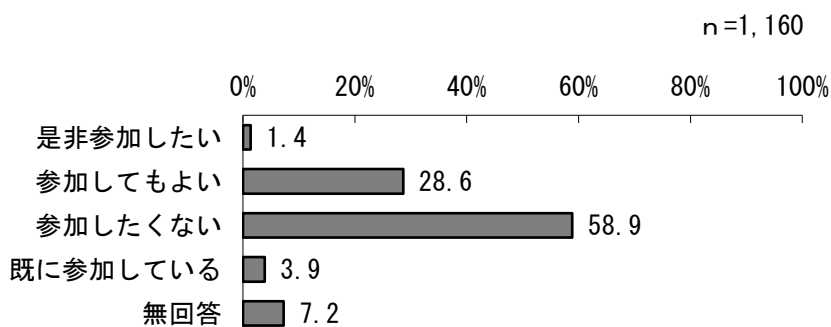
○「参加者」としての参加意向

地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向については、「参加してもよい」が41.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が39.5%、「既に参加している」が6.5%、「是非参加したい」が5.3%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は、47.2%となっています。



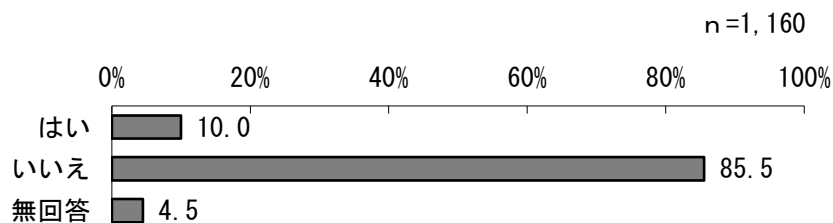
○「企画・運営（お世話役）」としての参加意向

地域住民の有志による活動への「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加したくない」が58.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」が28.6%、「既に参加している」が3.9%、「是非参加したい」が1.4%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は、30.0%となっています。



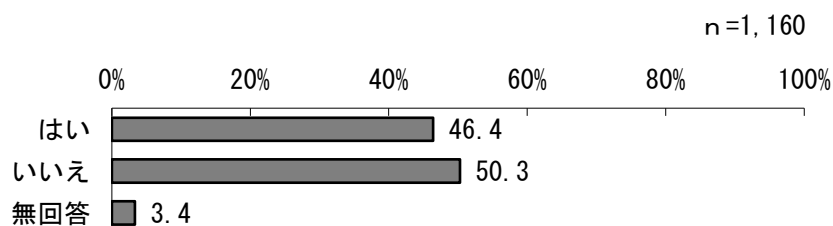
6. 認知症の症状について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が10.0%、「いいえ」が85.5%となっています。



7. 認知症に関する相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が46.4%、「いいえ」が50.3%となっています。



(5) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみえる課題

◆高齢者を支える体制の構築・充実

家族構成をみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が42.8%、「1人暮らし」が25.4%となっています。

また、1週間当たりの外出頻度についてみると、「ほとんど外出しない」（5.2%）と「週1回」（19.1%）の合計は、24.3%となっています。さらに、昨年と比較しての外出頻度についてみると、「とても減っている」（5.3%）と「減っている」（30.1%）の合計は、35.4%となっています。このことから、閉じこもり傾向のある高齢者が少なからず存在していることがうかがえます。

1人暮らしや夫婦2人暮らしの世帯など、高齢者のみの世帯が多く、普段あまり外出しない方も少なくないものと考えられます。このため、社会的に孤立することのないよう、高齢者のみの世帯を中心とした方々の状況の把握に努めるとともに、地域での見守り体制を充実させていくことが重要であると考えられます。一方、現在のコロナ禍においては、高齢者の安心につながるサービスをいかに維持・継続していくかが課題となっています。

◆地域住民による地域活動の活性化

地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向をみると、「是非参加したい」（5.3%）と「参加してもよい」（41.9%）の合計は47.2%となっています。また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「是非参加したい」（1.4%）と「参加してもよい」（28.6%）の合計は30.0%となっています。

このため、住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が少なからずいることがうかがえ、今後は、こうした方々といかに地域活動を活性化していき、地域のつながりを強くしていくかが重要です。また、そうした取組は、高齢者の生きがいの創出にもつながると考えられます。

一方、地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向については、「参加したくない」が39.5%、また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加したくない」が58.9%となっており、地域活動に消極的な高齢者を社会参加につなげていくことが課題となっています。

◆認知症についての啓発活動

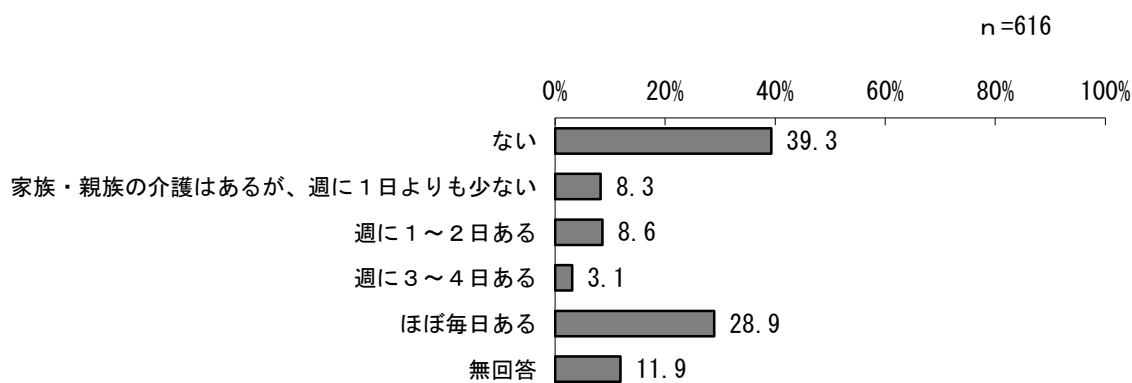
物忘れが多いと感じるかについてみると、「はい」と回答した方は46.9%と、「いいえ」(50.8%)と同程度となっており、認知機能に低下のみられる高齢者が少なくなると考えられます。また、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が10.0%となっています。一方、認知症に関する相談窓口を知っている方は46.4%となっており、自身や家族に認知症の症状がなくても相談窓口を知っている方もいることがわかります。

このため、今後も認知症に関する相談窓口について、引き続き周知を行うとともに、高齢者を対象とした認知症の予防活動や、地域住民を対象とした認知症の方の見守りなど、地域が一体となって認知症に関する啓発活動に取り組んでいくことが重要であると考えられます。

(6) 在宅介護実態調査結果の概要

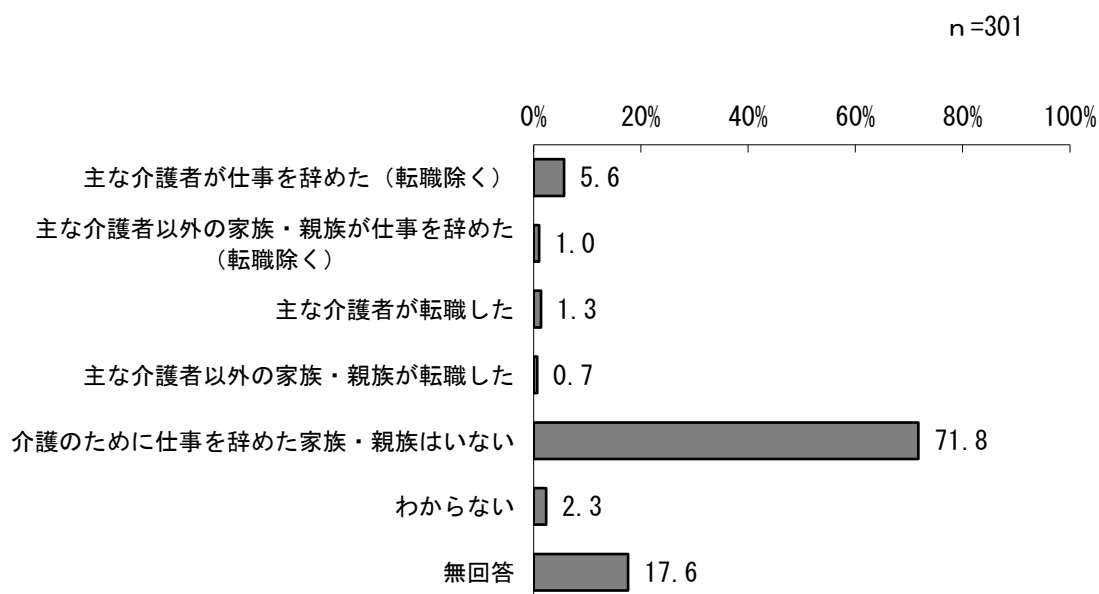
1. 介護の頻度について

ご家族やご親族の方からの介護の1週間当たりの頻度は、「ない」が39.3%と最も高く、次いで「ほぼ毎日ある」が28.9%、「週に1～2日ある」が8.6%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が8.3%、「週に3～4日ある」が3.1%となっています。



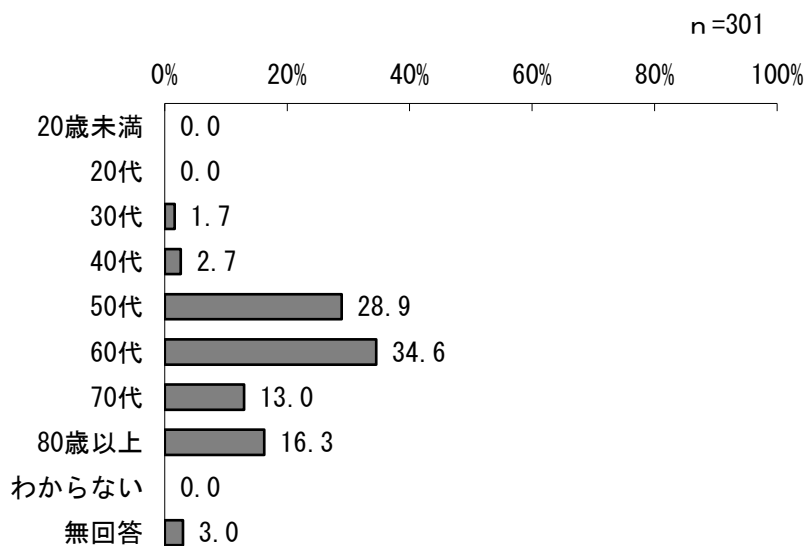
2. 介護を理由とした離職について

介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が71.8%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が5.6%となっています。



3. 主な介護者の年齢

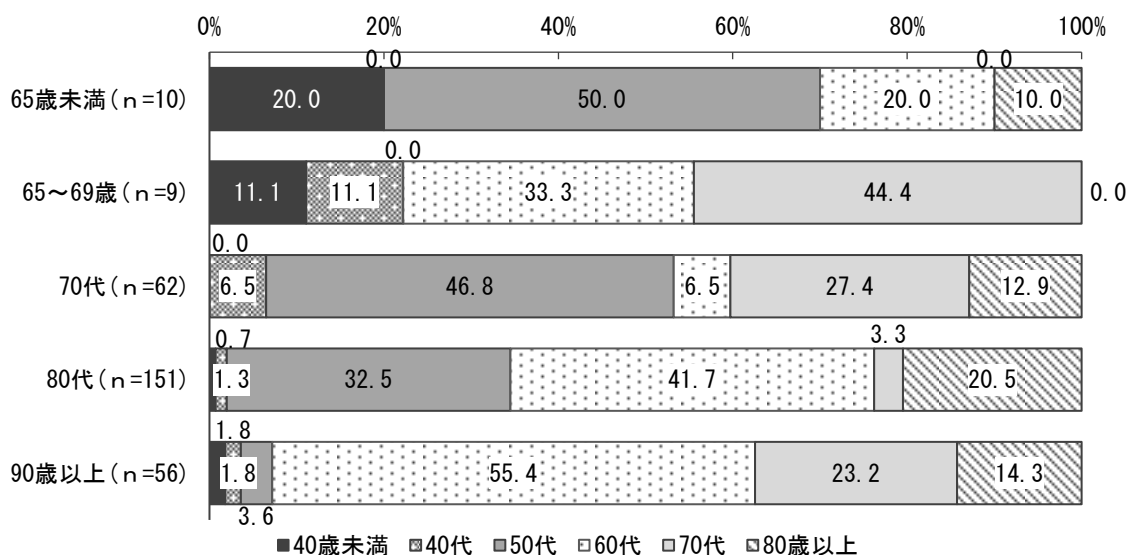
主な介護者の方の年齢は、「60代」が34.6%と最も高く、次いで「50代」が28.9%、「80歳以上」が16.3%、「70代」が13.0%となっています。



主な介護者の方の年齢を本人の年齢別にみると、本人の年齢65歳未満、70代では主な介護者は「50代」、本人の年齢65～69歳では主な介護者は「70代」、本人の年齢80代、90歳以上では主な介護者は「60代」がそれぞれ最も高くなっています。

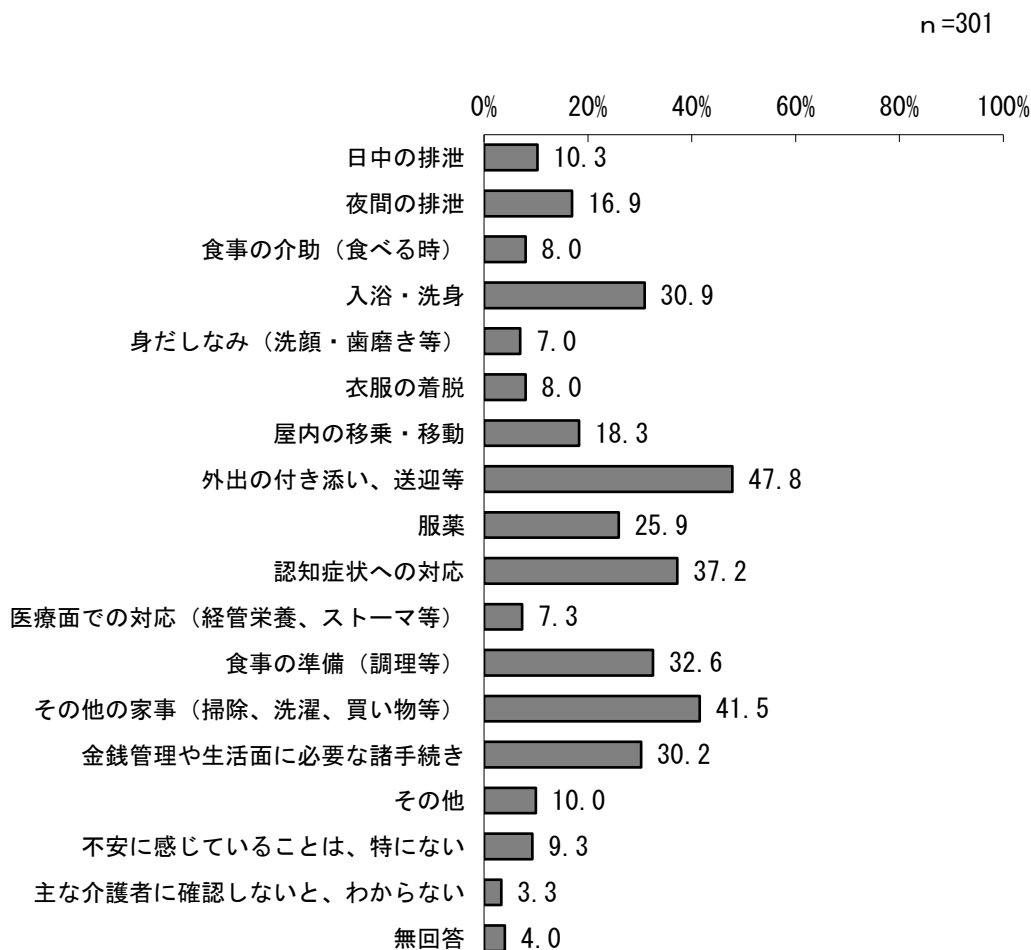
主な介護者「80歳以上」の割合をみると、本人の年齢は、80代が20.5%と高くなっています。

主な介護者の年齢（本人の年齢別）



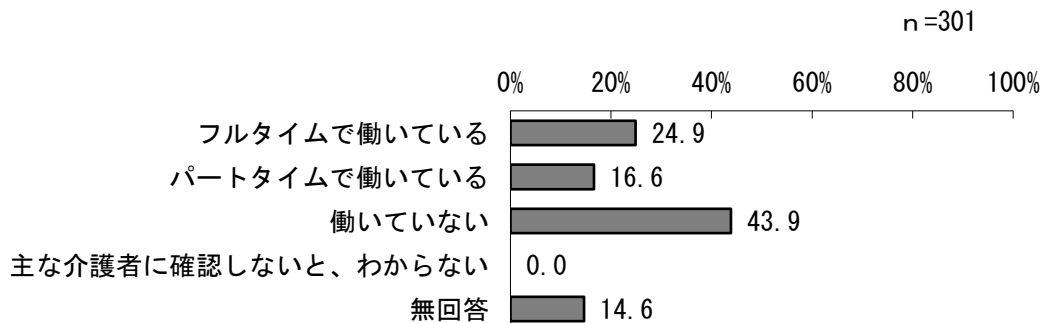
4. 主な介護者の方が不安を感じる介護等について

主な介護者の方が不安を感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」が47.8%と最も高く、次いで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が41.5%、「認知症状への対応」が37.2%、「食事の準備（調理等）」が32.6%、「入浴・洗身」が30.9%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が30.2%となっています。



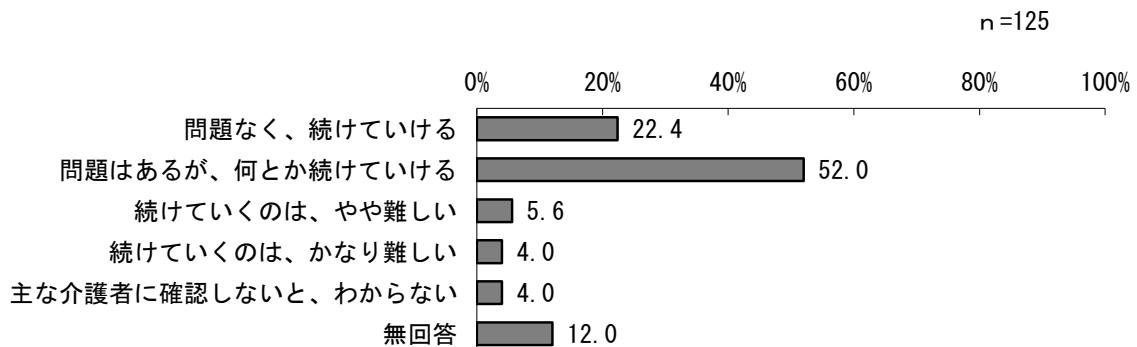
5. 主な介護者の方の現在の勤務形態について

主な介護者の方の現在の勤務形態は、「働いていない」が43.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が24.9%、「パートタイムで働いている」が16.6%となっています。



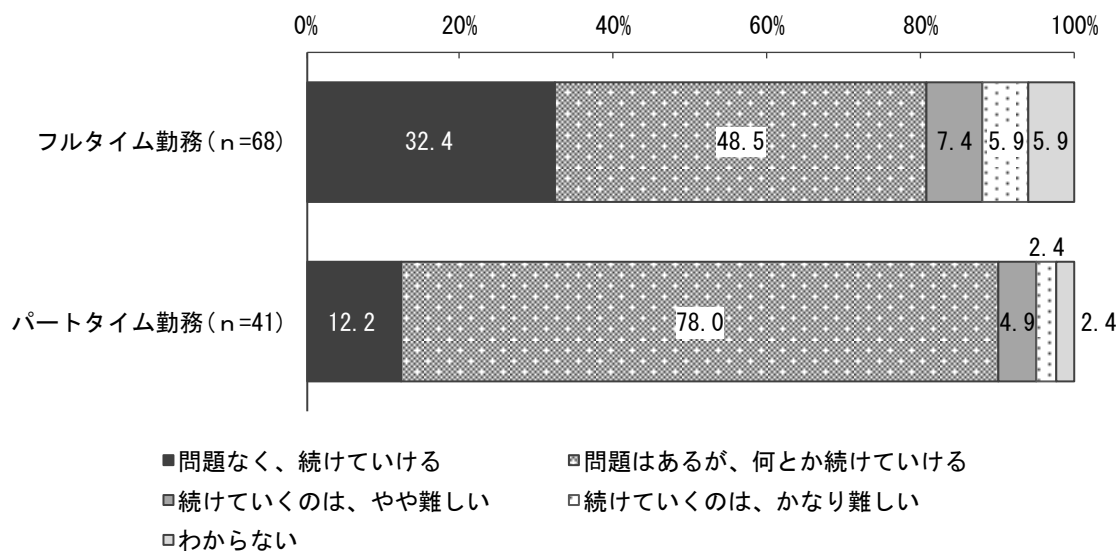
6. 働きながらの介護の継続意向について

働きながらの介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が22.4%、「続けていくのは、やや難しい」が5.6%、「続けていくのは、かなり難しい」、「主な介護者に確認しないと、わからない」が同率で4.0%となっています。「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『続けていくのは、難しい』の割合は9.6%となっています。



働きながらの介護継続の見込みを雇用形態別にみると、いずれも「問題はあるが、何とか続けていける」が最も高くなっており、特にパートタイム勤務では78.0%と8割近い割合となっています。『続けていくのは、難しい』の割合をみると、パートタイム勤務が7.3%であるのに対し、フルタイム勤務は13.3%とやや高くなっています。

働きながらの介護継続の見込み（雇用形態別）



(7) 在宅介護実態調査結果からみえる課題

◆仕事と介護の両立支援

介護の頻度についてみると、家族や親族からの介護は、「ほぼ毎日ある」が28.9%となっています。介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた方については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が71.8%となっていますが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が5.6%など、主な介護者以外や転職した方も含め、8.6%が介護を理由として仕事を辞めていることとなります。また、主な介護者の方が、働きながら介護を続けていくことについてみると、「続けていくのは、かなり難しい」が4.0%、「続けていくのは、やや難しい」が5.6%と、約1割が働きながら介護を続けていくことは難しいと考えていることとなります。このため、介護者の負担を減らし、仕事と介護を両立できるよう、環境づくりに向けた支援の充実を図っていく必要があります。

◆老老介護への支援

主な介護者の方の年齢についてみると、「70代」(13.0%)と「80歳以上」(16.3%)の合計が29.3%となっており、いわゆる「老老介護」の状態にある方が少なからずいることがうかがえます。また、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてみると、「外出の付き添い、送迎等」が47.8%と最も高く、次いで「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が41.5%となっているほか、「認知症状への対応」(37.2%)、「食事の準備（調理等）」(32.6%)、「入浴・洗身」(30.9%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(30.2%)も3割を超えています。

このため、介護者の高齢化も踏まえて、介護者の負担の軽減を図る支援策を検討するとともに、介護者のレスパイトケアに有効なサービスの利用促進を図る必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本市においては、これまで「砂川市第6期総合計画」が掲げる『安心して心豊かに いきいき輝くまち』の都市像を基本に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援体制の構築に取り組みました。

具体的な取組としては、市立病院の医療情報及び介護情報を医療機関・介護事業所等で共有する「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」を平成27年度に運用開始し、同年度に地域社会全体で介護予防を支援する取組として総合事業を実施、平成29年度には、高齢者の権利擁護を目的とした成年後見支援センターを開設するなど、高齢者を地域で支える仕組みや体制づくりを推進しました。

また、平成30年度には、地域密着型による特別養護老人ホームを整備し、さらに、高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくための生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置するなど、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう総合的な介護福祉の充実及び体制整備を図りました。

「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、令和2年度に策定された「砂川市第7期総合計画」の都市像『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』を踏まえながら、これまでの計画の理念を踏襲し、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護保険サービスのニーズを中長期的に見据えた取組を計画に位置づけます。

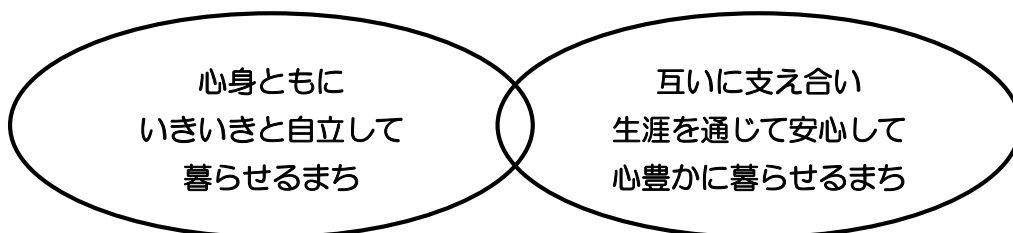
高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりを追求するとともに、自助・互助・共助・公助が有機的に連動する社会を目指し、砂川らしい「地域包括ケアシステム」の実現に向けて本計画を進めます。

基本理念

高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるまちづくり



将来像（2025年）



2 基本目標

基本理念のもと、砂川市の特色や地域事情を考慮しながら、5つの目標を柱とし、具体的な施策の展開に向けて計画を推進します。

基本目標 1：社会参加と生きがいづくりを支援します

高齢者の地域社会への参画は、日常生活に潤いと活力をもたらす大きな要素と考えます。趣味や学習の機会、ボランティアなどの地域活動、就労などは、生きがいをもって集い、学び、交流できる大切な場です。

高齢者が健康的で心豊かな生活を送れるよう、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

基本目標 2：健康づくり・介護予防を進めます

自立した生活や地域の様々な活動を継続していくためには、心身ともに健康であることが必要であり、高齢期においては加齢による衰えを防ぐ体力づくりや病気の予防、重度化防止に向けた取組は極めて大切です。

このため、生涯を通じて健康的で、できる限り介護を必要とせず、生き生きと暮らせるような支援を身近な地域で展開します。

基本目標 3：いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

地域包括ケアを推進するには、在宅生活や認知症などに対する支援が不可欠です。これらの支援には専門性のある質の高いサービスに加え、家事援助などの軽微なサービスが提供できる体制が必要です。

このため、高齢者のニーズを把握した上で、生活支援などの充実を含めた適切なサービスを提供できるよう、取組を進めます。

また、総合的な相談体制を確保するため、地域包括支援センター機能を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

基本目標 4：尊厳ある暮らしを支援します

高齢者は一般的に加齢によって判断能力や自立度が低下し、財産管理や契約行為などが難しくなります。

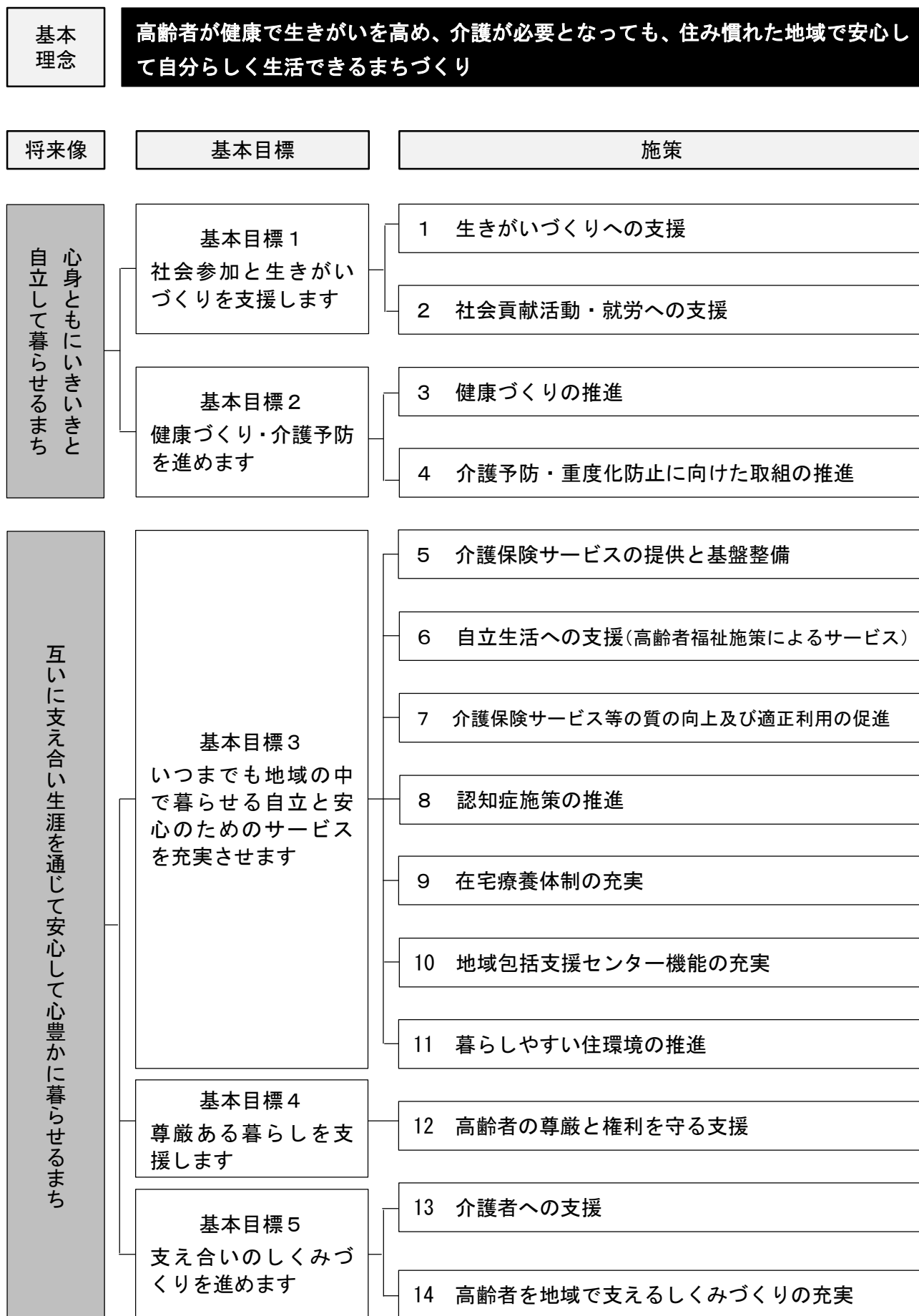
このため、安心した生活を送れるよう、成年後見制度の活用をはじめとした財産の適正管理及び身上監護体制を強化し、個人の尊厳ある暮らしを守ります。

基本目標 5 : 支え合いのしくみづくりを進めます

高齢化の進行とともに、介護期間の長期化など、介護者の負担は今後益々大きくなることが見込まれます。災害発生時の対応などを含め、地域で互いに見守り支え合う仕組みは、安心して暮らせる社会の形成に必要な要素です。また、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える側になることは生きがいや介護予防にもつながります。

このため、住み慣れた地域で生活続けることができるように、一人ひとりの自助を基本としつつ、人と人同士が支え合う互助の体制を推進します。

3 計画の体系



第4章 施策の推進

基本目標1 社会参加と生きがいを支援します

高齢者が参画する趣味やボランティアなどの地域活動、就労などは、生きがいに繋がるとともに、高齢者自身の日々の生活に潤いと活力をもたらす、身体機能の維持・向上や閉じこもりの防止となります。それにより、介護予防や認知症予防ともなり、高齢者の健康寿命を延ばし、地域で自立した生活を送ることが可能となります。

また、豊かな経験や知識、技能をもつ高齢者が積極的に社会参加することで、地域づくりへの還元が期待でき、社会全体の活性化にもつながります。

本市では、これまでに介護予防事業を中心とした高齢者の社会参加の機会の充実に努めてきましたが、引き続き取組を推進するとともに、一人暮らしの高齢者の増加や多様化するニーズに応じて、高齢者と社会とのつながりの機会を確保し、生きがいの感じられる活動の場の充実に努めます。

【施策 1】生きがいづくりへの支援

■現状と課題

本市の高齢者の生きがいづくりの場としては、ふれあいセンター、公民館、総合体育館、地域交流センター、老人憩の家、町内会館、コミュニティセンターなどが拠点施設となっています。

ふれあいセンターでは、講座・サークル活動、老人憩の家、町内会館、コミュニティセンターではサロン活動が行われ、高齢者の交流の場となっており、外出のきっかけづくりにもつながっています。

また、公民館で開催される「公民館講座」や「市民大学」、社会福祉協議会が地域交流センターで開催している「高齢者芸能交流大会」などは、高齢者が生き生きと学び合える生涯学習の場となっています。

スポーツ・レクリエーション活動として行われている「ゆったりノルディックウォーキング教室」「歩くスキー教室」や「高齢者軽スポーツフェスティバル」などは、仲間との交流の場になるとともに、楽しく体を動かすきっかけづくりにもなっており、「通年型介護予防教室」も含めて、運動機能の維持・向上にもつながっています。

社会教育事業で行われる「あいさつ運動」や「放課後子ども教室」に高齢者が積極的に関わることは、地域での自らの役割を実感することにより、日々生活する上での活力になるとともに地域貢献の場にもなっています。

さらには、老人クラブ活動への支援や敬老助成券の交付、地域公共交通サービスなどは、高齢者の活動の促進や外出の機会を増やす上での手助けとなっています。

一方で、ニーズ調査の結果からは、1週間当たりの外出頻度について、「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計は、24.3%となっています。さらに、昨年と比較しての外出頻度については、「とても減っている」と「減っている」の合計は、35.4%となっており、閉じこもり傾向のある高齢者が少なからず存在していることがうかがえます。

このため、介護予防だけではなく高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けていけるよう、高齢者の生きがいがいづくりにつながる活動の機会を今後も継続して設けていくことが必要です。また、こうした活動の場に、より多くの方に参加してもらえよう、広報活動を積極的に行うなど、社会参加を促進する取組を行っていくことが必要です。

敬老事業の実施状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
敬老祝金贈呈事業	88 歳贈呈件数（件）	115	150	130
	100 歳贈呈件数（件）	7	3	8
敬老助成券交付事業	バス券交付件数（件）	370	339	303
	ハイヤー券交付件数（件）	1,397	1,401	1,429
	入浴券交付件数（件）	23	30	26
敬老祝賀事業	米寿贈呈件数（件）	119	156	130
	白寿贈呈件数（件）	6	9	20
老人クラブ敬老旅行事業	利用老人クラブ数（件）	1	2	3

老人憩の家の状況

施設数（か所）	施設内訳
5	北光老人憩の家、南吉野老人憩の家、石山老人憩の家、宮川老人憩の家、空知太老人憩の家

ふれあいセンターの活動状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
講座参加延べ人数（人）	2,909	2,353	2,166
サークル活動人数（人）	4,094	4,313	3,957
サークル展示会（回）	1	1	1

総合福祉センターの利用者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	7,174	7,523	6,208

老人クラブの活動状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
クラブ数（件）	19	19	19
クラブ会員数（人）	855	796	735

高齢者軽スポーツフェスティバルの実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数（人）	360	330	333

高齢者芸能交流大会の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数 (人)	267	232	226

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	47	49	44
参加延べ人数 (人)	903	848	673

通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数 (回)	48	48	44
参加延べ人数 (人)	658	520	531

地域サロンの開設状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開設箇所 (か所)	19	20	21

地域公共交通サービスの利用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乗合タクシー利用登録者数 (人)	1,227	1,400	1,610

あいさつ運動の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加延べ人数 (人)	3,458	3,409	3,377

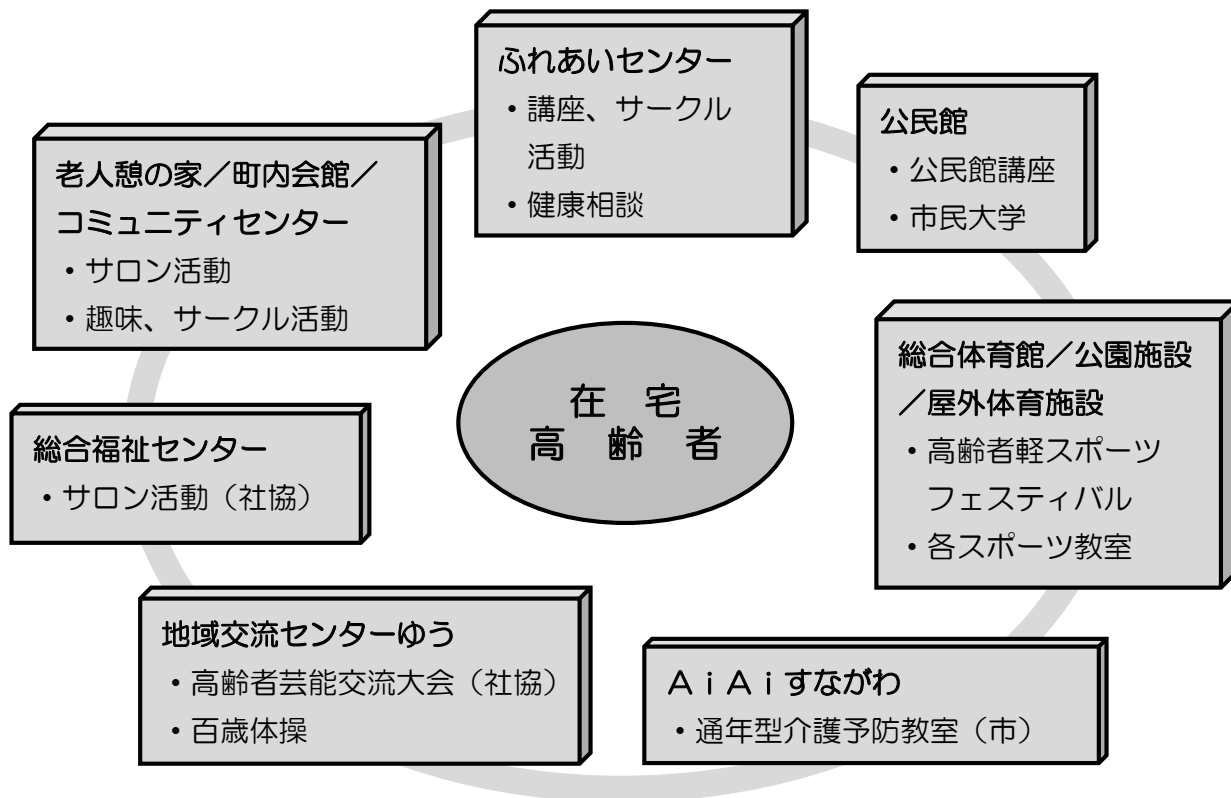
ゆったりノルディックウォーキング教室の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数 (人)	13	24	20

歩くスキー教室の実施状況

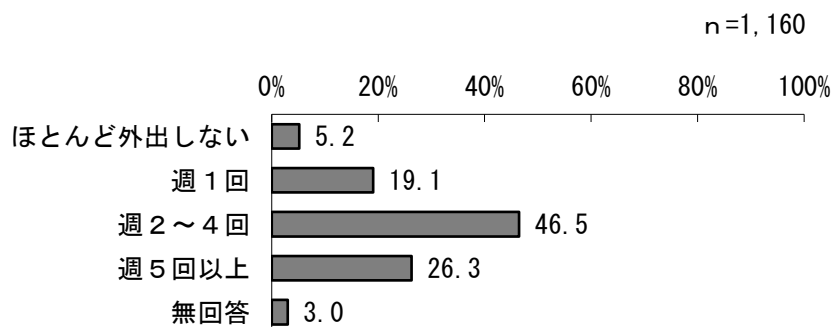
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数 (人)	10	13	19

【活動の場】

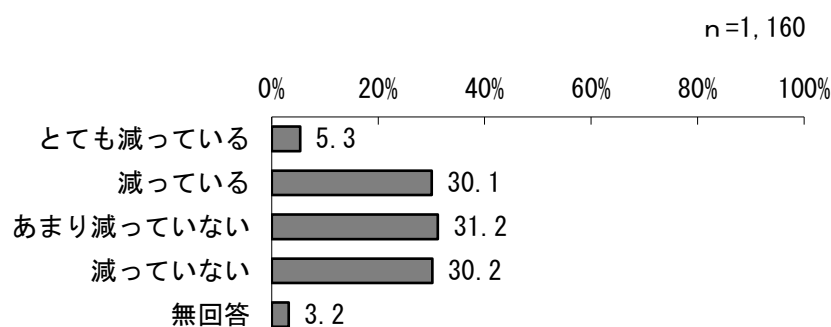


◆ニーズ調査結果では

○週に1回以上は外出していますか



○昨年と比べて外出の回数が減っていますか



■今後の方向性

地域サロン活動など、高齢者の生きがいつくりにつながる取組に対する支援や事業を今後も継続して実施します。

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいと健康づくり、地域コミュニティの形成に必要な活動であり、今後も支援を行っていくとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進するため平成30年度から実施している「生活支援体制整備事業」等により、高齢者のニーズを的確に把握し、制度・サービスを有効活用できるよう事業の見直しなどを行い、高齢者が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

また、各種活動について周知方法を工夫して行っていくとともに、参加しやすくなる環境づくりを進め、参加者の増加を図ります。

■具体的な取組

- 敬老祝金贈呈事業
- 敬老助成券交付事業
- 老人クラブ敬老旅行への支援
- 老人クラブ活動への支援
- 老人クラブ連合会活動への支援
- ふれあいセンター活動（講座・サークル活動）
- 公民館活動（公民館講座、出張公民館講座、グループ・サークル活動）
- 社会教育事業（あいさつ運動、放課後子ども教室、市民大学）
- 高齢者芸能交流大会
- スポーツ・レクリエーション活動（ゆったりノルディックウォーキング教室、歩くスキー教室）
- 高齢者軽スポーツフェスティバル
- 通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」
- ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」
- ゆう「いきいきサロン」

- 地域サロン活動支援事業
- 老人憩の家の維持・管理
- 地域公共交通サービスの利用促進
- 生活支援体制整備事業

■高齢者福祉事業の実績と見込み

老人クラブ敬老旅行への支援

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用老人クラブ数 (件)	2	3	3	3	3

老人クラブ活動への支援

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
クラブ数 (件)	19	19	19	19	19
クラブ会員数 (人)	796	735	700	700	700

敬老祝金贈呈事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
88 歳贈呈件数 (件)	150	130	154	190	219
100 歳贈呈件数 (件)	3	8	14	25	30

敬老助成券交付事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
バス券交付件数 (件)	339	303	300	300	300
ハイヤー券交付件数 (件)	1,401	1,429	1,450	1,450	1,450
入浴券交付件数 (件)	30	26	30	30	30

【施策 2】社会貢献活動・就労への支援

■現状と課題

高齢者が心身の健康とともに、生きがいを感じ、充実した日々を過ごしていくためには、地域社会とのつながりを持ち、社会活動へ参加することが効果的です。

高齢者の就労支援では、シルバー人材センターへの運営支援を行っており、高齢者がこれまでの経験・知識・技能を生かして積極的に社会参加することは、地域貢献はもとより、自らの生きがいや健康づくりにもつながります。

社会教育事業である「あいさつ運動」などに高齢者が積極的に関わることは、子どもの見守りなどを通じた社会貢献の場として機能するとともに、生きがいづくりにもつながります。

また、「いきいき運動推進員活動」や食生活改善協議会への参加は、地域での健康づくりに貢献するとともに、自らの健康づくりにもつながります。

ニーズ調査の結果からは、地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計は47.2%となっています。また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計は30.0%となっており、住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定程度いることがうかがえます。

一方、地域住民の有志による活動への「参加者」としての参加意向については、「参加したくない」が39.5%、また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、58.9%と地域との関わりに積極的ではない高齢者も多くいます。

このため、今後もこうした地域活動への支援を行い、参加意欲のある高齢者に対し、活動への積極的な参加を促していくことで活性化を図ります。また、地域住民同士の声かけにより、参加に消極的な高齢者を巻き込んだ地域のつながりの強化や、高齢者の生きがいの創出につなげていくことが必要です。

シルバー人材センターの事業実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数（人）	122	122	115
受注件数（件）	2,670	2,330	2,054
受注金額（円）	89,199,804	76,540,997	68,617,334
就業率（%）	95.5	99.2	102.6

シルバー人材センターの会員登録状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男性登録者数（人）	97	97	94
女性登録者数（人）	25	25	21
合計（人）	122	122	115

シルバー人材センターの職群別受注件数

仕事の内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
技術（経理事務、特殊技術）	4	3	3
技能（技能、制作加工）	442	416	355
事務管理（一般事務、毛筆、筆耕）	8	6	4
管理（施設管理、物品管理）	5	7	15
折衝外交（外務）	1	2	1
軽作業（屋外作業、屋内作業）	2,210	1,895	1,675
サービス（社会活動、その他サービス）	0	1	1
合 計	2,670	2,330	2,054

■今後の方向性

高齢化が進行する中で、介護人材の不足が全国的な課題となっており、高齢者が「支えられる側」ではなく「支える側」になることは、地域包括ケアを推進する上で、また、健康的で活力のある生活を送る上でとても重要です。

引き続きボランティアなどの社会活動・地域活動への参加を促進する取組を進めるとともに、高齢者の就業機会を提供しているシルバー人材センターに支援を行っていきます。

また、「いきいき体操」や食生活改善などの取組を進めていくことで、高齢者の健康づくりを図るとともに、「生活支援体制整備事業」により、高齢者ニーズや地域活動の実態と課題を把握し、ニーズや課題に対応できるよう事業の見直しなどを行い、高齢者の社会参加の機会の拡充に努めます。

■具体的な取組

- ボランティアセンターの運営
- 食生活改善協議会への支援及び推進員の養成
- いきいき運動推進員の養成・支援
- シルバー人材センターへの支援
- 社会教育事業（再掲）
- 生活支援体制整備事業（再掲）

基本目標 2 健康づくり・介護予防を進めます

高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、心身ともに健康であることが大切ですが、高齢期は、体力の衰えや運動器機能の低下のほか、病気の発症リスクも高まることから、病気の予防や、早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ることが重要です。

介護予防には、生活習慣病などを予防し、心身の健康増進を図ることで要介護状態等となることを予防するだけでなく、支援や介護が必要となっても生活機能の維持・改善を図り、重度化を予防するという目的があります。これを進めるために、リハビリテーションなどの高齢者本人に対するものだけでなく、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような場づくりなどもあり、その実施主体や内容は様々です。

本市では、引き続き対象者一人ひとりの心身や生活の状態に合わせた介護予防の取組を提供できるよう関係機関と連携を図るとともに、健診の受診を促進し、高齢者が生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、生き生きと過ごせるように支援の充実に取り組めます。

【施策 3】健康づくりの推進

■現状と課題

ふれあいセンターでは、健診を入り口とした生活習慣病の発症予防・重症化予防を重点項目とし、健診結果に基づいた保健指導を実施しており、国保特定健診の受診率は年々上昇して50%を超えていますが、後期高齢者健診の受診率は10%前後と低くなっています。また、動脈硬化予防のための二次検査や、糖尿病重症化予防のための歯周病健診も実施しています。

糖尿病の重症化予防対策としては、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、糖尿病管理台帳を作成し、医療機関を受診していない方や中断されている方に対して受診を呼びかけるとともに、重症化リスクの高い方には医療機関と連携した保健指導・栄養指導を実施しています。その他の生活習慣病重症化予防対象者についても、名簿を作成し優先順位をつけた保健指導・栄養指導を実施し、高血圧予防に向けては、血圧手帳の配布や家庭での自己測定の普及に取り組んでいます。

食生活については、食生活改善推進員の協力を得ながら、栄養バランスや減塩、減糖、野菜摂取量の増加など食生活改善と自身の健康管理を目指し、普及・啓発活動を実施しています。

75歳以上になると筋・骨格の疾患を発症する高齢者が増加する傾向にあることから、身近な場所で気軽に運動が行えるよう、ロコモティブシンドロームの概念を取り入れた「いきいき体操」を推進するため、いきいき運動推進員やいきいきサポーターの研修を行い、地域で自主的に運動が行える環境づくりを進めています。また、市立病院リハビリ専門職の協力を得て、各サロンでの講話や体力測定に基づく個別指導など、高齢者の運動機能の維持向上に努めています。

ニーズ調査の結果からは、現在の健康状態について、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『よくない』は、19.6%となっています。さらに、現在治療中、又は後遺症のある病気について、「ない」と回答した方は15.7%にとどまっていることから、多くの方が健康に不安を抱えていることがうかがえます。

このため、高齢者が健康で生き生きとした生活を継続していけるように、高齢者自身が自分の健康は自分で守るという意識をもち、健康づくりに取り組むことが必要です。また、生活習慣病の早期発見のために、健診を受けて身体を確認するとともに、若いときから生活習慣病の対策に取り組んでいくことが、高齢期の健康を維持していく上で重要であり、健診の受診率向上への取組や、健診結果に基づく保健指導を進めていくことが必要です。

国保特定健診受診率

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
砂川市	50.3% (全道 36 位)	53.3% (全道 32 位)	54.7% (全道 30 位)
北海道	28.1% (全国 45 位)	29.5% (全国 44 位)	28.9% (全国●位)
全 国	37.2%	37.9%	●%

国保特定健診の保健指導延べ人数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
健診結果説明会 (人)	780	771	691
来所・電話相談 (人)	562	427	473
家庭訪問 (人)	1,045	919	905
合 計	2,387	2,117	2,069

国保特定健診の有所見者の推移

単位：%

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
血 圧	正常・正常高値	37.9	35.2	39.5
	高値血圧	29.8	30.2	29.4
	受診勧奨判定値	32.3	34.6	31.1
血 糖	正常	36.8	35.7	38.3
	境界域	51.2	51.6	47.9
	受診勧奨判定値	12.0	12.7	13.8
L D L コレステロール	正常	49.7	50.0	50.6
	境界域	24.4	22.1	23.2
	受診勧奨判定値	25.9	27.9	26.3

※受診勧奨判定値：医療機関の受診を勧める必要性を判断する値

後期高齢者健診の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（人）	3,144	3,071	3,248
受診者数（人）	288	307	328
受診率（％）	9.2	10.0	10.1

各種がん検診の実施状況

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	受診者数（人）	受診率（％）	受診者数（人）	受診率（％）	受診者数（人）	受診率（％）
胃がん	888	9.9	806	9.5	741	8.8
肺がん	1,111	9.3	1,067	9.0	977	8.3
大腸がん	1,176	9.9	1,130	9.6	1,085	9.3
子宮がん	419	8.9	466	9.1	444	9.8
乳がん	610	15.0	552	14.7	620	15.3
前立腺がん	288	8.4	278	8.2	282	8.3

令和元年度要介護者等の年齢別有病状況

単位：割合%

年齢区分		40～64歳	65～74歳	75歳以上	65歳以上計	合計						
要介護（要支援）認定者数		24	134	1,226	1,360	1,384						
（レセプトの診断名より重複して計上）有病状況		内）国保・後期 レセプト確認件数		14	82	926	1,008	1,022				
疾患	順位	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	疾病	件数	
			割合		割合		割合		割合		割合	
血管疾患	循環器疾患	1	脳卒中	8	脳卒中	30	虚血性	353	脳卒中	382	脳卒中	390
				57.1		36.6	心疾患	38.1		37.9		38.2
		2	虚血性	2	虚血性	23	脳卒中	352	虚血性	376	虚血性	378
	心疾患		14.3	心疾患	28.0		38.0	心疾患	37.3	心疾患	37.0	
	3	腎不全		2	腎不全	10	腎不全	177	腎不全	187	腎不全	189
				14.3		12.2		19.1		18.6		18.5
	基礎疾患	糖尿病		7	糖尿病	57	糖尿病	621	糖尿病	678	糖尿病	685
				50.0		69.5		67.1		67.3		67.0
		高血圧		11	高血圧	55	高血圧	806	高血圧	861	高血圧	872
				78.6		67.1		87.0		85.4		85.3
		脂質異常症		8	脂質異常症	44	脂質異常症	550	脂質異常症	594	脂質異常症	602
				57.1		53.7		59.4		58.9		58.9
血管疾患合計	合計	14	合計	72	合計	883	合計	955	合計	969		
		100.0		87.8		95.4		94.7		94.8		
認知症		認知症	0	認知症	24	認知症	459	認知症	483	認知症	483	
			0.0		29.3		49.6		47.9		47.3	
筋・骨格疾患		筋骨	10	筋骨	63	筋骨	874	筋骨	937	筋骨	947	
		格系	71.4	格系	76.8	格系	94.4	格系	93.0	格系	92.7	

資料：国保データシステム

いきいき運動推進員の派遣状況

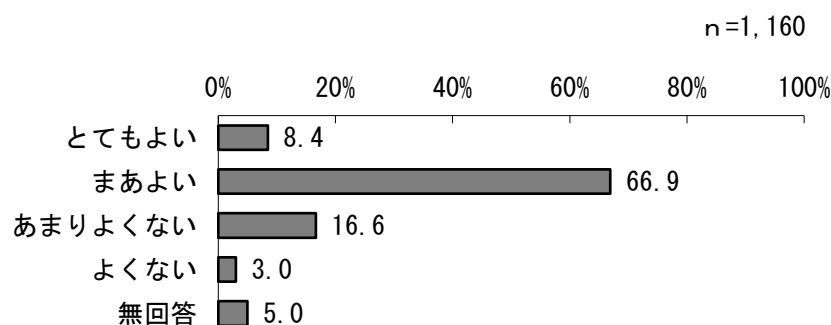
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施会場（か所）	16	16	12
実施回数（回）	150	129	108
推進員派遣数（人）	250	171	132

健康教育の実施状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
老人クラブ	実施回数（回）	54	56	29
	延べ参加者数（人）	712	724	361
町内会健康づくり 推進事業	実施回数（回）	8	7	7
	延べ参加者数（人）	194	175	161
その他	実施回数（回）	87	90	77
	延べ参加者数（人）	1,922	2,187	2,642

◆ニーズ調査結果では

○現在のあなたの健康状態はいかがですか



■今後の方向性

国保特定健診の受診率は上昇していますが、今後も啓発などにより受診率の向上を図り、各種健診結果に基づいた保健指導・栄養指導を強化するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に取り組んでいくことで、生活習慣病予防の視点と、フレイル予防に着目した疾病予防、重症化予防を一体的に実施していきます。

医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、医療費や介護費用を押し上げている原因疾患を中心に予防対策に取り組むことにより、健康寿命の延伸、要介護期間の短縮、社会保障費の抑制につなげていきます。

また、「砂川市がん対策推進条例」に基づき、子どもの頃からのがん予防として、がん教育などの普及・啓発や各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、高齢者の死亡原因の上位を占める肺炎の重症化予防として、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種の費用助成を継続し、接種率の向上に取り組んでいきます。

さらには、高齢者特有の心身の状態を踏まえ、運動器疾患の発症予防や重症化予防、加えて閉じこもりやうつ状態を予防するため、いきいき運動推進員の地域のサロン活動などへの派遣や身近な場所で手軽にできる体操のDVD活用とサポーターの養成を継続し、「いきいき体操」の普及・啓発を図るとともに、こうした活動の中からも支援が必要な高齢者を把握し、介護予防に必要な対策を関係機関が連携しながら実施していきます。

■具体的な取組

- 健康診査（国保特定健康診査、後期高齢者健康診査）
- 特定健康診査結果説明会
- 特定健康診査二次検診
- 特定健康相談・家庭訪問
- がん対策の推進（各種検診・講演会）
- 市民健康栄養相談
- すながわ健康ポイント事業
- 老人クラブ健康教育・健康相談
- 町内会健康づくり推進事業
- 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の費用助成
- いきいき運動推進事業
- 糖尿病の重症化予防
- 個別栄養相談・家庭訪問
- いきいき運動推進員の養成・支援（再掲）
- スポーツ・レクリエーション活動（再掲）
- 食生活改善協議会への支援及び推進員の養成（再掲）

【施策 4】介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

■現状と課題

運動機能の向上につながる場としては、地域のサロン活動における「いきいき体操」のほか、運動指導士の指導による「通年型介護予防教室」、ボランティアやいきいき運動推進員の協力のもと住民主体で行う「いきいき広場」、NPO法人ゆう主催の「百歳体操」などが開催されており、年間で延べ1万人以上の高齢者が参加しています。

また、保健分野では保健師や管理栄養士による生活習慣病予防や栄養改善などの健康づくり教室やまちづくり出前講座が開催されています。

地域主催の事業に対する支援として、地域のサロン活動に対しては、運動指導士などの外部講師の派遣、備品の無償貸出、活動の拠点となる会場の借上げ費用の助成及びいきいき運動推進員への謝礼の支給などを行うとともに、「いきいき広場」においては、保健師や市立病院作業療法士と連携し、参加者の体力測定や個別面談も行い、参加者の活動意欲の向上につなげています。

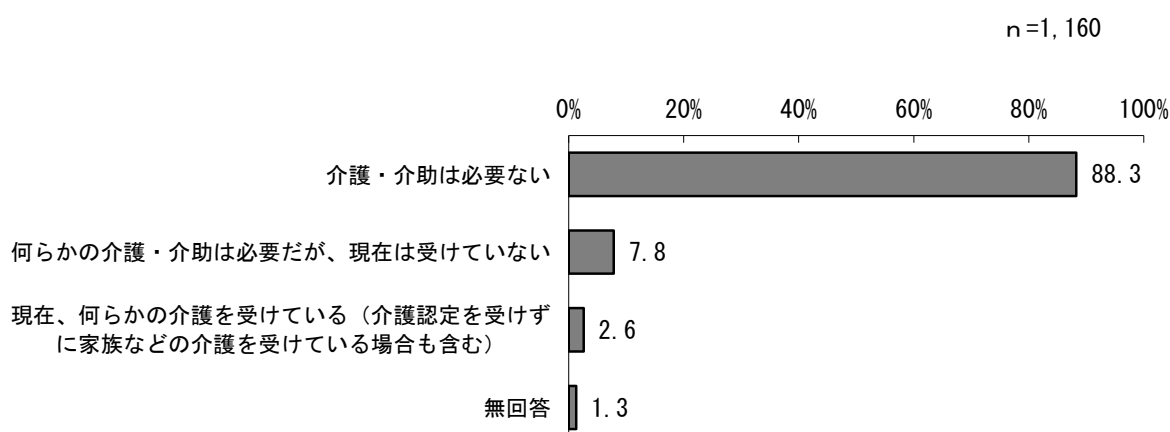
ニーズ調査の結果からは、本人の介護・介助の必要性の有無について、「介護・介助は必要ない」が88.3%となっており、多くの方は介護・介助を必要としていません。一方で、1週間当たりの外出頻度について、「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計は、24.3%となっています。さらに、昨年と比較しての外出頻度については、「とても減っている」と「減っている」の合計は、35.4%となっており、閉じこもり傾向のある高齢者が少なからず存在していることがうかがえます。

このため、外出を控えることで運動機能や認知機能の低下などを引き起こすことがないよう、閉じこもりによるリスクの啓発や、心身の健康の維持と意識づけを促進し、フレイルの予防につなげていく必要があります。

また、元気な高齢者が介護予防に関心をもち、「通年型介護予防教室」などに積極的に参加することは、生活機能の維持・改善につながるとともに、生き生きとした生活を長く続けていくためには重要です。運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進させることが、生きがいづくりや介護予防につながることから、今後も介護予防の取組を推進していくことが必要です。

◆ニーズ調査結果では

○あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



■今後の方向性

引き続きサロン活動など、地域に根差した介護予防活動への支援を行うことにより、地域の自主活動の促進を図り、高齢者の生活機能の維持・改善に努めます。

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」では、フレイル・介護予防に向けて、啓発活動を行うとともに、運動などに組み入れて実践していきます。また、関係機関と連携し、参加者の意欲向上を目的として、基本チェックリストを実施し、現状把握と身体機能評価を行うなど、参加者が自身で機能評価を確認できる仕組みづくりを継続していきます。

「生活支援体制整備事業」の実施により、多様化する高齢者ニーズを把握し、高齢者のニーズ等に対応できるよう事業の見直しを行うなど、介護予防につながる環境整備に努めるとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

■具体的な取組

- 保健師・管理栄養士によるまちづくり出前講座
- ゆう「百歳体操」
- 体力テスト
- 通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」(再掲)
- ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」(再掲)
- ゆう「いきいきサロン」(再掲)
- 地域サロン活動支援事業(再掲)
- いきいき運動推進事業(再掲)
- いきいき運動推進員の養成・支援(再掲)
- 糖尿病の重症化予防(再掲)
- 生活支援体制整備事業(再掲)

基本目標3 いつまでも地域の中で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます

第5期計画からスタートした「地域包括ケアシステム」の構築に引き続き取り組むとともに、在宅高齢者の生活支援を推進するため医療・介護・福祉・保健など関係機関の連携体制の強化を図るほか、「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の活用により、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスの充実に加え、地域での支え合いの体制づくりや認知症施策推進大綱を踏まえた取組の推進、住環境の整備を図るとともに、高齢者ニーズを的確に把握し、必要とされている生活支援サービスの提供に努めます。

【施策 5】介護保険サービスの提供と基盤整備

■現状と課題

本市では、第7期計画期間における介護基盤の整備として、今後も高齢者の増加が見込まれること、また、平成27年度から特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上となったことから、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住空間の確保を図るため、特定施設入居者生活介護1か所(定員63人)の整備を図りました。なお、第7期計画期間中に整備することとしていた、特定施設入居者生活介護の定員100人程度のうち残り37人程度、及び認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の2ユニット・定員18人については、計画していた見込量と直近の実績等を踏まえ改めて算定したところ、現状整備された施設でおおむね充足すると見込んだことから、整備しないこととしました。

これにより、第7期計画期間終了時における介護保険の施設・居住系サービスの整備状況は、特別養護老人ホーム2か所(広域型、地域密着型各1か所)、介護老人保健施設1か所、特定施設入居者生活介護3か所、認知症高齢者グループホーム3か所(6ユニット)となります。

本市では、高齢者人口が平成7年の4,154人から、平成27年には6,390人と、20年間で2,236人増加しており、要支援・要介護認定者数や介護費用額も増加傾向となっています。一方で、今後の高齢者人口の推計では、75歳以上は増加が見込まれるものの、65歳以上は減少していくことが見込まれています。

このため、今後の高齢者人口や要支援・要介護認定者数の動向、高齢者ニーズの把握に努め、介護保険制度の持続可能性の確保を念頭に置き、必要なサービス量の調査・分析を行い、サービス需要への対応を適切に検討するとともに、必要なサービスの円滑な提供体制を確保することが重要です。

■今後の方向性

介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、居宅サービスや地域密着型サービスの充実にも努めます。

一方で、今後 75 歳以上の人口は増加するものの、65 歳以上の人口は減少していくことが見込まれるため、利用実績及び各種調査結果等からサービスの必要性を検証し、サービス供給が過剰とならないように適正量を見込むことにより、高齢者ニーズに合致したサービスの整備を図ります。

■具体的な取組

- 訪問介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型通所介護

【施策 6】自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）

■現状と課題

日常生活に対する支援としては、現在、低栄養や食事の支度が困難な高齢者を対象に配食サービスを実施しており、栄養バランスのとれた食事提供とともに、配達時における安否確認が行われています。

また、緊急通報装置の設置・点検や救急医療情報キットの設置を進め、高齢者の生活不安の軽減に努めているほか、経済的負担軽減を図る紙オムツ利用券の交付、除雪サービスや屋根の雪下ろし費用を助成することで、冬期でも地域で安心して暮らせるよう支援を行っています。さらには、社会福祉協議会が行う市民ふれあいサービスにおいて、住民ボランティアによる掃除などの家事援助や外出介助などが行われており、高齢者が在宅で生活する上での手助けとなっています。

本市では、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合が上昇しており、今後もこの傾向が続くことが考えられます。

ニーズ調査の結果からは、一人での移動や食事の用意、食品・日用品の買物が自分ではできないという方やできるがしていないという方が1～2割程度となっています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスとともに、高齢者福祉施策による日常生活へのきめ細かな支援や見守りなどを行っていくことが必要です。また、今後もサービスを必要とする高齢者は増加することが見込まれるため、サービスの充実を図るとともに、多様化するニーズを把握し、新たなサービスの検討・整備、地域との連携などにより対応していくことが必要です。

在宅高齢者配食サービス事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	133	139	128

除雪サービス事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用世帯数（世帯）	85	91	79

紙オムツ利用券交付事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	90	78	67

緊急通報装置設置事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規設置台数（台）	13	18	22
廃止台数（台）	18	30	18
設置台数（台）	168	156	160

市民ふれあいサービス事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用会員数（人）	27	33	35
提供会員数（人）	31	31	28
派遣回数（回）	322	383	318

高齢者世帯等雪下ろし助成事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用世帯数（世帯）	85	36	1

■今後の方向性

高齢者の在宅生活への支援としては、これまで実施してきた事業を基本としながら、生活支援コーディネーターを中心に多様化する高齢者ニーズの把握に努めるとともに、生活支援コーディネーターを補完・協働していくために設置している協議体と地域ケア会議が連携しながら地域の課題や資源の情報を共有することにより、地域の実情に合わせた多様なサービスの需要と供給のマッチングに努めます。

配食サービスや除雪サービス、市民ふれあいサービスは、必要とする高齢者がさらに増えることが考えられるため、体制整備に努めるとともに、これらのサービスの情報発信としては、広報紙などを利用するほか、ケアマネジャーや医療機関、協力事業所への周知などの強化を図り、ニーズに合ったサービスを提供することにより、高齢者の自立した生活を支援します。

■具体的な取組

- 在宅高齢者配食サービス事業
- 除雪サービス事業
- 紙オムツ利用券交付事業
- 緊急通報装置設置事業
- 救急医療情報キット設置の推進
- 市民ふれあいサービス事業
- 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業
- 居宅介護住宅改修資金貸付事業
- 住宅改修支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 高齢者世帯等雪下ろし助成事業
- 生活支援体制整備事業（再掲）

■高齢者福祉事業の実績と見込み

除雪サービス事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用世帯数（世帯）	91	79	95	95	95

緊急通報装置設置事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置台数（台）	156	160	170	170	170

高齢者世帯等雪下ろし助成事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用世帯数(世帯)	36	1	60	60	60

【施策 7】介護保険サービス等の質の向上及び適正利用の促進

■現状と課題

介護保険制度は、高齢者の生活を支える制度として発展・定着してきましたが、制度の普及とともにサービスの利用は拡大し、介護給付費も制度創設時から拡大しています。一方で、必要以上のサービスの提供といった問題もみられるようになり、これらのサービスが給付費の増加などの一端となっていることも考えられ、介護給付の適正化を推進することが重要です。

本市では、65歳に到達された方全員に介護保険被保険者証と合わせてサービス利用のパンフレットを送付するとともに、介護認定の申請の際には改めて詳細な制度説明を行い、適切なサービスの利用方法などの周知を図っています。

また、サービス事業所への実地指導やケアマネジャーを対象とした研修などを通じて法令や基準に基づく適正なサービスの提供につなげるとともに、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用しつつ、ケアプランなどの点検を行っています。サービス利用者等から事業者等に対する相談や苦情等を受けた際には、事業者等に対し事実関係を確認し、トラブル解消に向けた調整を図るなど、各利用者に適した質の高いサービスが提供されるよう努めています。

さらには、医療情報との突合・縦覧点検の実施、住宅改修や福祉用具の購入に際しては、写真、パンフレット、見積書などによる確認を徹底するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適切なサービス利用、適正な料金であるかの確認を行っています。

介護認定審査に関しては、審査会委員や認定調査員が積極的に研修を受講し、認定調査を外委託した際には、全ての調査票について保険者による点検を行っています。

介護人材の育成支援として、介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人に対し、介護職員初任者研修の研修費用を助成しており、慢性的に不足傾向にある介護職員の人材確保と介護技術水準の維持・向上を図っています。

今後も介護給付の適正化に向けて、「適正な要介護認定」「利用者が真に必要とする過不足のないサービスの提供」「事業者が適切にサービスを提供することを促す」などの取組を徹底し、適正利用の促進やサービスの質の向上を図ることが必要です。

■今後の方向性

介護保険サービスの適切な利用を促進するため、引き続きパンフレットの配布や広報紙への掲載、出前講座などによる制度の周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、介護保険サービスに関する相談及び苦情に対応し、利用者が適切にサービスを利用できる環境を整えていきます。

また、介護人材の育成支援については、これまで同様に社会福祉法人に対する研修費用の助成を行うとともに、介護ロボットの導入支援などの事業を活用し、介護人材の確保や負担軽減を図るなど、働きやすい環境づくりへの支援を進めることにより、介護人材の定着に努めます。

さらには、地域包括支援センター主催によるケアマネジャーや介護保険サービス事業所などを対象とした事例検討会や研修会の開催による介護従事者の質の向上、住宅改修の点検やケアプラン点検などの適切な実施に努めるとともに、北海道が策定する介護給付適正化計画に基づき、介護給付の適正化に向けた取組を進めます。

■具体的な取組

- 介護保険サービス事業所向け研修会の開催
- 介護保険サービスに関する苦情相談
- 介護給付適正化の推進
- 要介護認定の適正化の推進
- 介護保険サービス事業者に対する指導監査
- 介護保険制度の普及・啓発
- 介護サービス情報の公表と第三者評価の促進
- 介護人材の育成支援事業
- 有料老人ホームの運営に対する指導監査

■高齢者福祉事業の実績と見込み

介護人材育成支援事業（介護職員初任者研修費助成）

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	2	1	8	8	8

【施策 8】認知症施策の推進

■現状と課題

全国の高齢者人口は、平成 30 年の 3,557 万人から令和 2 年には 3,617 万人、要介護（要支援）認定者数は平成 30 年の 658 万人から令和 2 年には 674 万人に増加しており、団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年には、高齢者人口は 3,677 万人、要介護（要支援）認定者数は 815 万人になると見込まれ、うち日常生活に何らかの支障をきたし見守りや支援を要する認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方は 470 万人になると見込まれています。

本市においても令和 2 年 3 月末時点の要介護（要支援）認定者数 1,347 人のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方は 729 人となっており、平成 29 年 3 月末時点と比較すると割合は減少しているものの、人数は増加傾向にあることから、今後も認知症高齢者は増加していくことが見込まれます。

本市では、地域における認知症の取組を強化・推進するため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターの指定を受けている市立病院や各関係機関と連携を図りながら、認知症施策を重点的に取り組んでいます。

具体的な取組としては、認知症への理解を深める認知症サポーター養成講座の実施をはじめ、認知症カフェなどを開催し、地域で認知症を支える体制づくりに努めています。

また、「認知症初期集中支援推進事業」は、市立病院認知症疾患医療センターと協力・連携のもと、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、「地域高齢者見守り事業」との連動により、初期の認知症及び認知症の症状があるにも関わらず支援につながない高齢者の早期発見・早期対応に努めています。

このほか、広報紙に認知症地域支援推進員の活動を紹介するとともに、ホームページにおいて「認知症ガイド」を開設するなど、広く認知症に関する周知を行っています。

地域で認知症に取り組む団体の活動として、「NPO法人中空知・地域で認知症を支える会」は、認知症に関わる地域の中核団体として活動を続けており、認知症の方のマイカルテである「空知支え合い連携手帳」の作成のほか、認知症多職種事例検討会を開催し、医療・保健・介護・福祉などの多職種の連携強化にも取り組んでいます。

さらに、中空知管内の市町及び介護施設等の協力機関と連携した取組である「中空知SOSネットワーク」に参画し、認知症高齢者等の徘徊による行方不明者の速やかな捜索・保護活動と、再発防止を図っており、本人及び介護する家族への支援を行っています。

「認知症を抱える家族の会（ひだまりの会）」は、認知症の方を介護する家族の負担の軽減及び偏見のない介護しやすい地域づくりを目的として活動を続けており、家族の交流の場の定期開催のほか、研修会や施設見学会、アルツハイマーデーに合わせた街頭啓発など、認知症に関する啓発活動に取り組むとともに、認知症カフェの開催にも協力しています。

また、「認知症ボランティアぼっけ」は、認知症の方及び介護する家族に対して、通院の付き添い、話し相手や安否確認、家族の介護相談など、医療や介護の公的なサービスでは賄えないサポートをボランティアで行っています。

このように、本市における認知症への支援は多方面から図られていますが、一方で認知症は、注意深く観察しなければ加齢による症状と見分けがつきにくい上、本人や家族が受診をためらったり、世間体を気にして隠したりするなど、潜在的にケアやサービスを受けていない方がいると考えられます。

認知症は、早期発見・早期治療がとても重要であり、今後も地域包括支援センターを中心に潜在者の把握に努めるとともに、認知症に対する正しい理解を広げることが重要です。

認知症カフェの実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	6	5	9
参加者数（人）	100	86	123

認知症サポーター養成講座の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	9	5	9
受講者数（人）	205	129	234

徘徊高齢者SOSネットワークの実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通報件数（件）	1	3	1

要介護（要支援）認定者に占める認知症高齢者の割合

	区分	要介護（要支援） 認定者数	要介護（要支援） 認定者数に占める割合
平成 29 年 3 月末	総数	1,210 人	-
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	693 人	57.3%
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	260 人	21.5%
令和 2 年 3 月末	総数	1,347 人	-
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	729 人	54.1%
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	265 人	19.7%
平成 29 年 3 月から 令和 2 年 3 月の 増加率	総数	11.3%	/
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅱ以上	5.2%	
	うち認知症高齢者の 日常生活自立度Ⅲ以上	1.9%	

※転入により認知症高齢者の日常生活自立度が不明な方を除く

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準における判定状況

区分		要介護 （要支援） 認定者数	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	計
平成 29年 3月 末	人数（人）	1,210	227	290	128	305	158	39	58	5	1,210
	要介護（要支援）認定者数に占める割合（%）	-	18.8	24.0	10.6	25.2	13.0	3.2	4.8	0.4	100.0
令和 2年 3月 末	人数（人）	1,347	179	439	131	333	178	32	50	5	1,347
	要介護（要支援）認定者数に占める割合（%）	-	13.3	32.6	9.7	24.7	13.2	2.4	3.7	0.4	100.0
平成29年3月から 令和2年3月の 増加率（%）		11.3	△21.1	51.4	2.3	9.2	12.7	△17.9	△13.8	0.0	

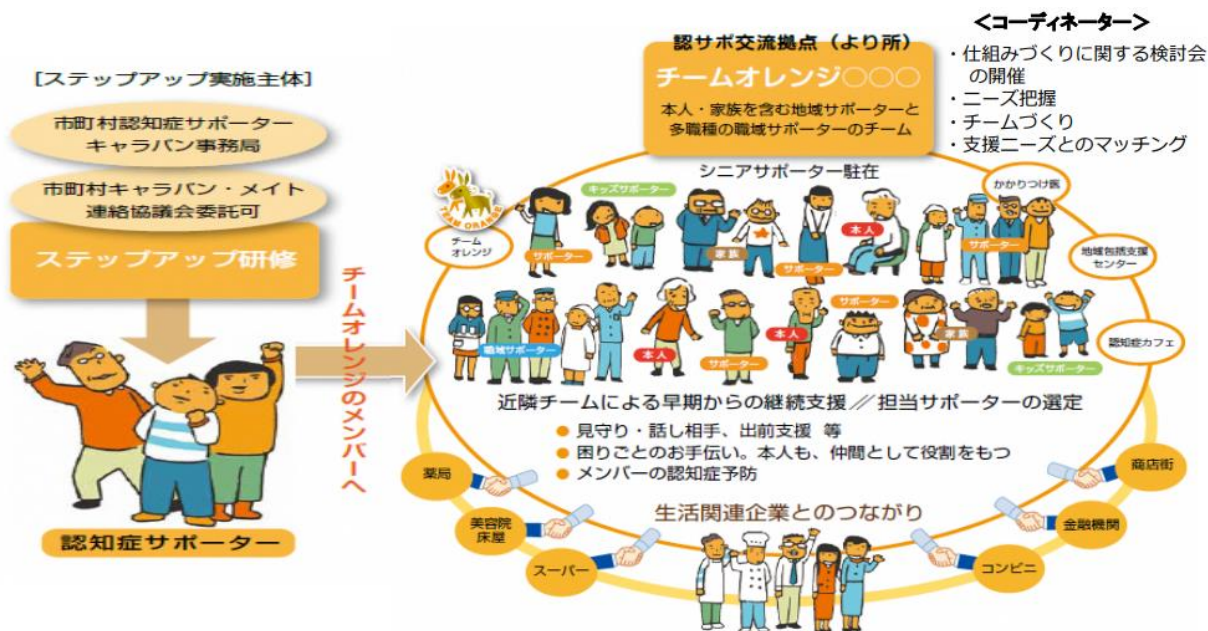
※転入により認知症高齢者の日常生活自立度が不明な方を除く

■今後の方向性

地域包括支援センターは、認知症の総合相談窓口として中心的役割を担っており、今後も市及び同センターが主体となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、NPO法人、ボランティア団体、家族会などの協力のもと、早期発見・早期対応及び適切な支援につながるよう連携の強化に努めます。

また、認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の体制整備を検討します。

チームオレンジの体制（イメージ図）



■具体的な取組

- 認知症地域支援推進員等設置事業
- 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症カフェ（認知症の方及びその家族等対象、町内会対象、医療・介護従事者対象）の開催
- 認知症支援ボランティアぽっけとの連携
- 認知症ケアに携わる多職種連携の推進
- 認知症サポーターの養成
- 認知症に関する普及・啓発
- 認知症疾患医療センター及びかかりつけ医等との連携強化
- NPO法人中空知・地域で認知症を支える会への支援
- 認知症を抱える家族の会への支援
- 徘徊高齢者SOSネットワーク
- 高齢者等位置情報提供サービス利用助成事業

【施策 9】在宅療養体制の充実

■現状と課題

高齢者が安心して在宅療養を続けていくためには、医療機関相互及び医療機関と介護事業所との連携を推進することが重要です。

市立病院では、退院後の在宅療養の支援や療養相談に対応するため、社会福祉士や看護師などを配置した地域医療連携室を設置し、退院調整などを地域包括支援センター、ケアマネジャー、訪問看護ステーションと連携して行うことにより、在宅療養の不安を解消するとともに、連携している医療機関との患者情報の共有を図ることにより効率的な診療に努めています。

また、平成30年8月から、指定居宅サービス事業所として訪問看護ステーション「よつば」を開設し、訪問看護を行っています。

さらに、「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の活用に伴い、医療機関、介護事業所、調剤薬局などによる患者情報の共有化が図られ、適切な在宅ケアにつながっていますが、利用している職種に偏りがあるため、今後は活用の幅を広げることが課題です。

地域医療連携室の相談件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数（件）	33,220	33,587	33,864

日常生活用具貸与事業の実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数（件）	1	0	1

■今後の方向性

今後も在宅療養を支えるため、生活支援サービスやリハビリテーションの充実に努めるとともに、「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の利用促進を図り、安心して在宅医療・在宅介護を受けられる環境づくりを進めます。

また、地域包括支援センターを中心に市立病院、訪問看護ステーションなどの関係機関と緊密な連携を図り、支援が必要な高齢者やその家族などからの相談に対応できる体制整備の構築に努めます。

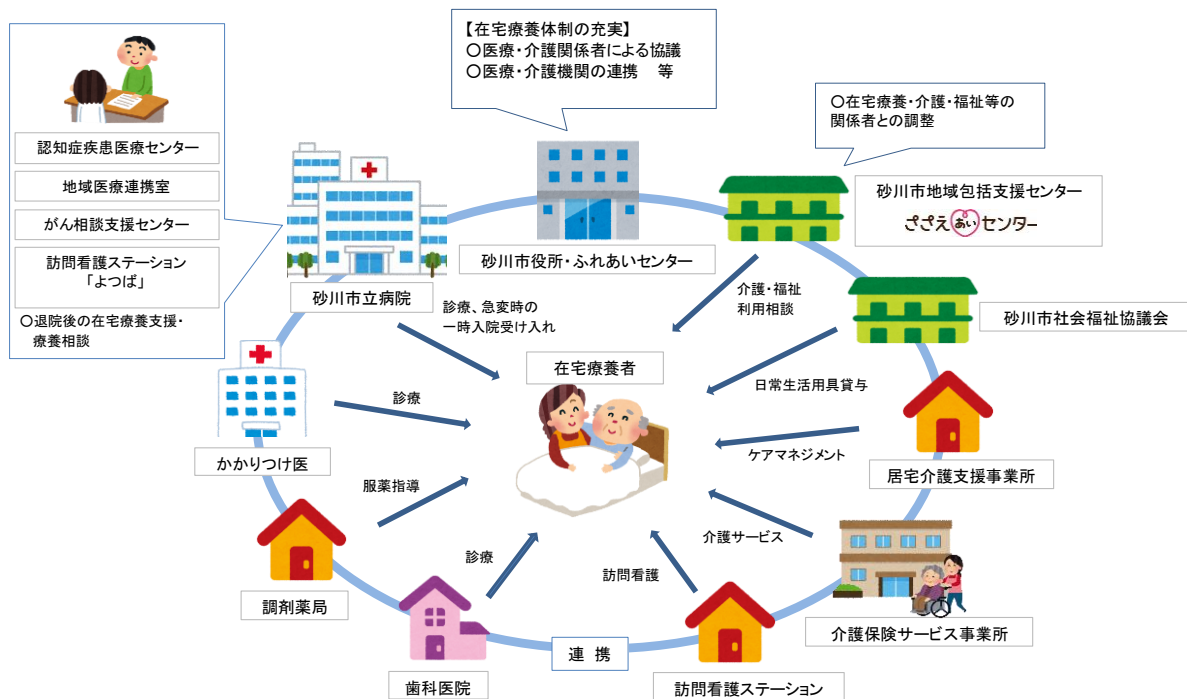
そのほか、看取りを含めた在宅療養を正しく理解してもらうことが重要であることから、広報紙などを活用した市民に対する普及・啓発に努めます。

■具体的な取組

- 訪問看護事業への支援
- 市立病院地域医療連携室との連携
- 砂川市地域包括ケアネットワークシステムの推進
- 多職種連携の推進

- 在宅療養の普及・啓発
- がん患者・家族に対する支援
- 日常生活用具貸与事業

在宅療養を支えるしくみ（イメージ図）



■高齢者福祉事業の実績と見込み

砂川市地域包括ケアネットワークシステム利用状況

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員数（団体）	54	52	54	54	54
同意件数（件）	2,188	2,708	3,000	3,150	3,300
閲覧延べ数（回）	17,845	21,866	23,000	24,000	25,000

【施策 10】地域包括支援センター機能の充実

■現状と課題

地域包括支援センター（ささえあいセンター）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための中核的な機関として、高齢者やその家族への総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護などの業務を行っています。

相談件数は、高齢化の進行とともに年々増加傾向にあり、令和元年度の相談件数は、開設当初である平成18年度と比較して約6倍の1,353件に達しており、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えています。

今後の地域包括支援センターの運営に関しては、従来の役割に加え、障がい者、子ども・子育てなど他の相談窓口と連携した包括的で、断らない相談支援の実現が求められることから、組織体制のあり方などについて協議・検討を進めることが必要です。

■今後の方向性

地域包括支援センターは、地域包括ケアを推進する上で中核となる機関であり、高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、多様化するニーズなどに伴い、その役割はさらに重要となります。

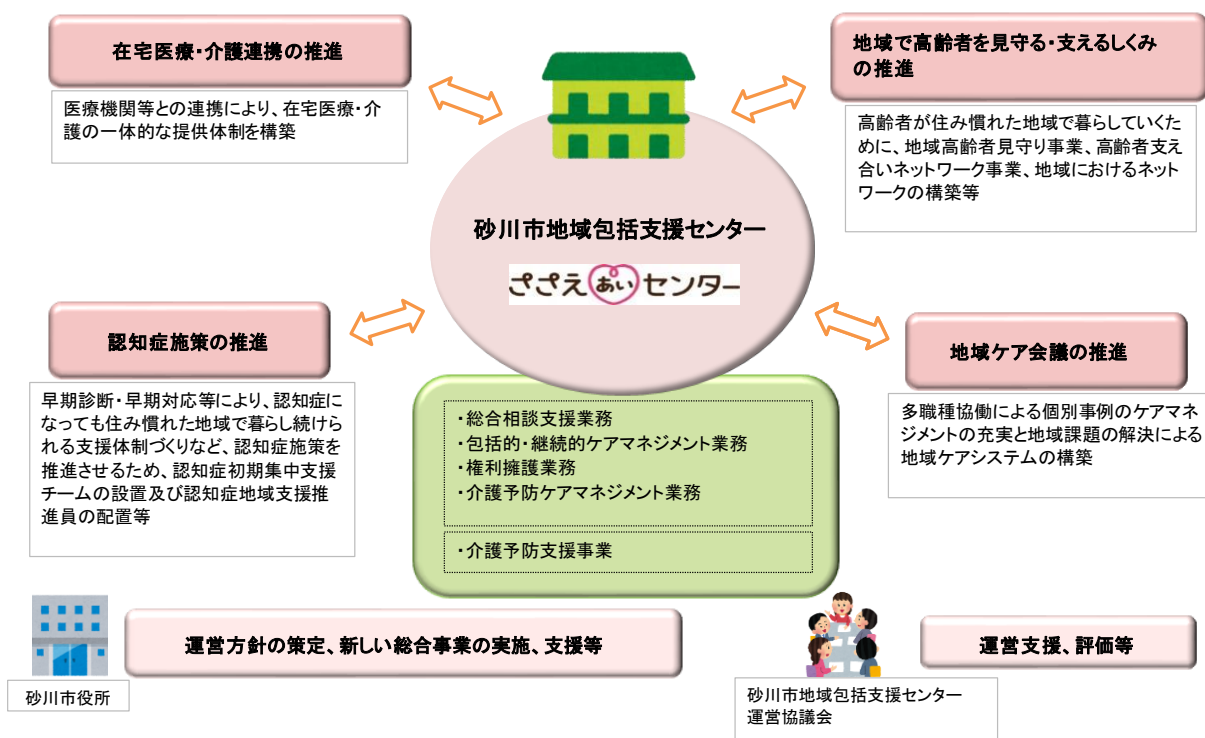
引き続き総合相談窓口としての機能を充実させるとともに、在宅高齢者の支援施策を推進し、多様化するニーズに対応するべく、医療・介護・福祉・保健などの各関係機関のほか、町内会や民生委員などの地域で活動する機関との連携により、高齢者が安心して暮らしていくための地域づくりを支えていきます。

また、地域包括支援センターを令和3年度に市役所新庁舎に配置することにより、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの窓口と緊密な連携を図ることで、包括的な相談支援に努めます。

■具体的な取組

- サテライト地域包括支援センター事業
- 主治医との連携強化
- 支援困難事例等のケアマネジャーへの支援
- 地域ケア会議の開催
- ケアマネジメント実務者研修会の開催
- 地域包括支援センター運営協議会の開催
- 高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催
- 高齢者虐待防止の推進
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護保険サービス事業所向け研修会の開催（再掲）
- 介護保険サービスに関する苦情相談（再掲）
- 認知症地域支援推進員等設置事業（再掲）
- 認知症初期集中支援推進事業（再掲）

砂川市地域包括支援センター機能の充実（イメージ図）



【施策 11】暮らしやすい住環境の推進

■現状と課題

高齢期になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、加齢による身体機能の低下に配慮した住まい・住環境の整備が必要です。

現在、本市では高齢者などが居住する住宅のバリアフリー工事に対する助成を行うほか、介護保険制度を利用して自宅に手すりの取付けや段差解消などの小規模な改修の支援を行うなど、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

また、安否確認などのサービスが付加された高齢者専用の公営住宅の整備や高齢化対応改善工事を行っているほか、民間資金による有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）が247人分整備されており、うち174人分については特定施設入居者生活介護の指定を行うことにより、住み慣れた地域で安心していつまでも暮らし続けられる住環境の整備に努めています。

今後も高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、サービス需要や多様化するニーズに対応した住環境の確保が重要です。

高齢者等安心住まい（住宅改修）補助金申請状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数（件）	21	33	23

高齢者専用の公営住宅の状況（令和2年3月末）

	宮川中央団地 （やすらぎの家）	三砂団地	南吉野団地 （シルバー ハウジング）	道営すずらん団地
戸数（戸）	10	12	11	12

サービス付き高齢者向け住宅の状況（令和2年3月末）

	施設数	定員（人）
サービス付き高齢者向け住宅	4	159

有料老人ホームの状況（令和2年3月末）

	施設数	定員（人）
有料老人ホーム	4	88

■今後の方向性

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境の整備を図るため、引き続き既存住宅のバリアフリー化の支援を行うとともに、公営住宅については、高齢者専用住宅の適正な管理に努めます。

また、「生活支援体制整備事業」の実施により、多様化する高齢者ニーズの把握に努めるとともに、「砂川市住み替え支援協議会」により、高齢者世帯が居住する住宅の規模や家族構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境づくりを目指します。

さらに、生活面に困難を抱える高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置などの活用を図りながら、住まいと生活の一体的な支援に努めます。

■具体的な取組

- 高齢者等の住まいに対する助成事業
- 高齢者専用の公営住宅の適正な管理
- 高齢者向け住宅に関わる情報提供
- 住み替えに向けた環境づくりの推進
- 生活支援体制整備事業（再掲）

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

日常生活の自立度や判断能力の低下などにより、財産管理や契約行為が難しくなった高齢者に対し、尊厳を保持するための支援が必要です。

また、高齢者への身体的・経済的な虐待のほか、いわゆる「老老介護」などは近年社会問題化しており、高齢者本人のほか、家族など、周囲が抱える問題に対するきめ細かな対応が社会全体で求められます。

国では、身上監護が必要な方の支援の充実を目的として、平成 30 年 4 月に「成年後見制度利用促進室」を設置し、本市においても「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者、又はその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた、さらなる支援体制の充実に努めます。

【施策 12】高齢者の尊厳と権利を守る支援

■現状と課題

判断能力が低下した高齢者の権利を守る成年後見制度は、介護保険制度と同じ平成 12 年度にスタートし、本市では制度利用に対する支援制度を設けるとともに、「市民後見人養成講座」の開催や「フォローアップ研修」を実施するなど、制度の普及・啓発を行いながら、制度利用の促進に努めています。

さらに、成年後見支援センターで相談窓口の一本化を図るとともに、制度の周知や市民後見人の養成などを行い、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」や「金銭管理等支援事業」と連動しながら、権利擁護に係る支援体制の整備を行っています。

高齢者虐待への対応としては、地域包括支援センターが窓口となり、日常的な相談を受けています。また、「高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会」を定期的で開催し、警察署や保健所などの公的機関のほか、町内会や民生委員などの地域の関係者及び事業所との協力・連携を図り、適切かつ迅速な介入を行うことにより、高齢者に対する虐待の防止や早期発見に努めています。

今後も高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加のほか、地域のつながりの希薄化など様々な要因により、複雑な問題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護、虐待防止などに対する適切な対応が必要です。

成年後見支援センター運営事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数（件）	52	31	23

日常生活自立支援事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	30	26	22

金銭管理等支援事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	12	16	14

心配ごと相談所の利用状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数（件）	1	3	4

高齢者虐待の対応状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養介護施設従事者 などによるもの	相談・通報件数（件）	0	0	1
	虐待判断件数（件）	0	0	0
養護者によるもの	相談・通報件数（件）	1	3	2
	虐待判断件数（件）	0	1	0

■今後の方向性

今後も高齢化の進行により認知症高齢者は増加することが見込まれ、それに伴い財産管理や身上監護などに関する需要が高くなることが想定されます。

本市では、成年後見支援センターを相談・支援の拠点として機能させるとともに、市民後見人の育成や広報紙などを活用した市民への制度の普及・促進に努めます。

また、令和元年12月より、高齢や障がい等により、判断能力が不十分な方へ、社会福祉協議会が『法人』として成年後見人（保佐人、補助人）となり、財産管理・身上監護を行い、対象者の権利擁護を行っています。

虐待防止への取組については、引き続き地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

さらに、消費者被害防止については、消費者相談窓口の周知や被害防止への啓発に努めておりますが、年々手口が巧妙化しているため、今後も市民はもとより消費生活相談員の知識向上と被害防止に係る取組への普及・啓発を行っていきます。

■具体的な取組

- 成年後見支援センター運営事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 金銭管理等支援事業
- 心配ごと相談所
- 消費生活相談
- まちづくり出前講座の開催「気をつけよう悪質商法」
- 高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会の開催（再掲）
- 高齢者虐待防止の推進（再掲）
- 法人後見事業

基本目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関の支援や介護保険サービスのほか、高齢者の身近な存在である町内会など、地域による主体的な見守り・支え合いの支援を広げていくことが必要です。

また、高齢者への支援に限らず、高齢者を介護する家族の身体的、精神的な負担を和らげる支援も必要です。

本市では、引き続き町内会などの住み慣れた地域で互いに見守り支え合う地域社会の構築を推進し、高齢者や高齢者を介護する家族への支援を行うとともに、要介護者等や障がい者などの災害弱者への災害発生時の支援体制として、避難行動要支援者名簿の整備を図ります。

【施策 13】介護者への支援

■現状と課題

高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、それに伴ういわゆる「老老介護」が社会問題化しています。

ニーズ調査の結果からは、家族構成については、夫婦2人暮らしの世帯が4割を超え、主な介護者の方の年齢については、「70代」と「80歳以上」の合計が約3割となっており、今後の「老老介護」の増加が懸念されます。

また、「老老介護」に限らず介護に関わる家族への負担は大きく、加えて平均寿命の延びにより介護が長期化することもあり、それに伴う介護離職なども大きな社会問題となっています。

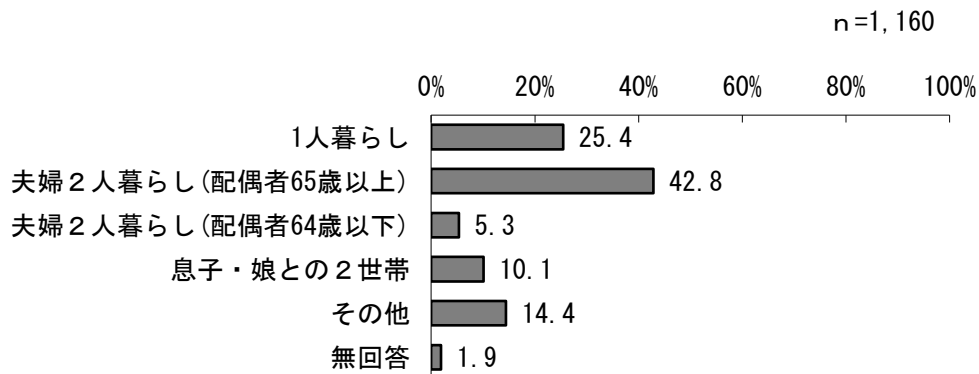
介護保険サービスの利用は介護する家族の負担軽減につながりますが、多くの時間を介護に費やす家族も多く、それにより地域社会と疎遠になることや、加えて介護を受ける高齢者との意思疎通が図られない場合には、身体的負担や精神的負担にもなります。

本市では「地域高齢者見守り事業」の実施により、介護者の孤立を防ぐことが図られるとともに、「家族介護慰労事業」や「介護手当支給事業」により介護する家族への経済的支援にも取り組んでいるほか、在宅での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を図るなど、介護する家族への負担軽減に努めています。

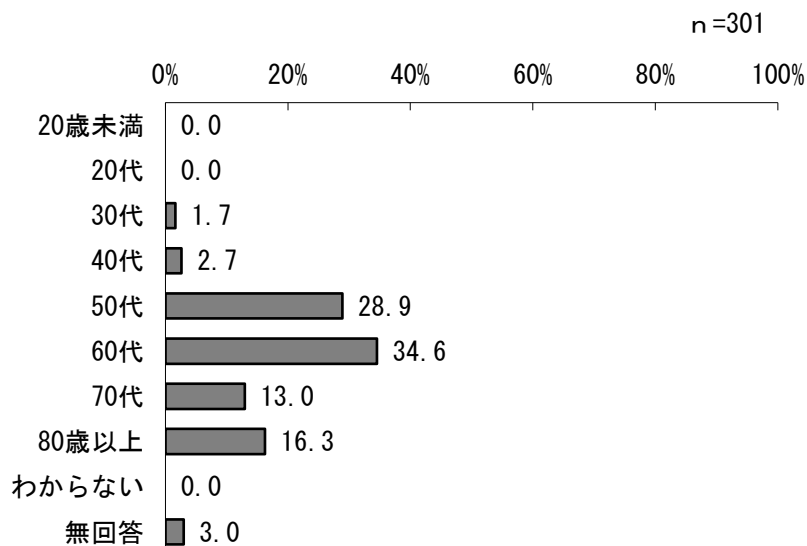
今後も高齢化の進行により介護を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、高齢者や介護する家族に対する、負担軽減や孤立を防ぐための支援の充実が求められます。

◆ニーズ調査結果では

○家族構成をお教えてください



○主な介護者の方の年齢について、ご回答ください



■今後の方向性

引き続き「地域高齢者見守り事業」の推進により介護者の孤立を防ぐとともに、経済的支援や介護する家族に対して自主的に支援活動を行う団体などへの支援を継続します。

また、必要に応じて地域密着型サービスなどの利用促進や生活支援サービスの充実を図ることにより、介護する家族の負担軽減に努めます。

■具体的な取組

- 地域高齢者見守り事業
- 高齢者情報提供事業
- 家族介護慰労事業
- 介護手当支給事業
- 市民ふれあいサービス事業（再掲）
- 認知症カフェ（認知症の方及びその家族等対象、町内会対象、医療・介護従事者対象）の開催（再掲）
- 認知症支援ボランティアぽっけとの連携（再掲）
- 認知症を抱える家族の会への支援（再掲）
- 紙オムツ利用券交付事業（再掲）

【施策 14】高齢者を地域で支えるしくみづくりの充実

■現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスや高齢者福祉施策によるサービスの充実に加えて、地域で高齢者を見守り支える体制を整備することが重要です。

本市の高齢者を見守り支える体制については、「砂川市高齢者いきいき支え合い条例」により、65歳以上の高齢者に係る情報（氏名・住所・年齢・性別）及び本人から同意を得て収集している情報を地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町内会等で共有し地域における高齢者の見守り体制の構築を図る「地域高齢者見守り事業」を展開しているほか、「砂川市高齢者支え合いネットワーク事業」では、市内で活動する事業者との連携による重層的な見守りを実施しています。さらに、社会福祉協議会では「小地域ネットワーク活動推進事業」のほか、地域での幅広いコーディネートを行うなど、多種多様な地域活動に対する支援が図られています。

また、要介護者等や障がい者など、特に避難支援を必要とする方を把握するため避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時などの支援体制の整備を図るとともに、感染症対策に当たっては、医療や福祉、介護事業所等に対して、各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促しています。

今後も支援を必要とする高齢者は増加することが見込まれることから、引き続き関係機関との連携により対象者の的確な把握に努めるとともに、地域で高齢者を見守り支える活動の推進を図ることが必要です。

除雪ボランティア事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施世帯件数（件）	25	20	0
協力人数（人）	180	200	0

ボランティア活動器材等貸出事業の実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸出件数（件）	20	21	25

■今後の方向性

高齢者が必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターが主体となり、社会福祉協議会と連携を図るとともに、町内会・自治会、民生委員、介護事業所、ボランティア団体などの協力を得ながら、引き続き効果的・効率的な見守り活動を推進させるため、本人から同意を得ている情報の更新などを進めていきます。

また、「生活支援体制整備事業」の実施により配置される生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズの把握に努め、必要なサービスの検討・開発を進めるほか、見守りの担い手として若年層を含めた多くの参加を促すとともに、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を見守り支える側になることにより、生きがいつくりにつながるよう環境の整備に努めます。

さらには、社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動推進事業」との連携やボランティア団体などの協力により、支援を必要とする高齢者への見守りの輪を広げる働きかけの推進及びボランティアの育成や活動情報の提供などに努めます。

また、災害発生時などの迅速かつ確な対応を図るため、引き続き要介護3～5の認定を受けている方等の避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、介護事業所等における感染症に係るマニュアル等の策定状況や必要な物資の備蓄・調達状況を定期的に確認し、感染症発生時も含め関係機関とも連携した取組を行うなど感染症対策の充実を図ります。

■具体的な取組

- 地域高齢者見守り事業（再掲）
- 高齢者情報提供事業（再掲）
- 高齢者支え合いネットワーク事業
- 民生委員による相談及び見守り活動
- 除雪ボランティア事業
- ボランティア活動器材等貸出事業
- 小地域ネットワーク活動推進事業
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 感染症対策備蓄用品購入事業
- 救急医療情報キット設置の推進（再掲）
- 市民ふれあいサービス事業（再掲）
- 生活支援体制整備事業（再掲）

第5章 介護保険制度によるサービスの現状及び見込量

介護保険サービスには、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスがあります。

また、要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業を実施しています。

ここでは、サービスの種類ごとの現状及び見込量、今後の方向性を示します。なお、利用回数の表記については、第7期計画では週単位としておりましたが、北海道、全国の値と比較を行いやすいよう、本計画では月単位（実績については週／月の併記）としています。

1 居宅サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量

＜施策の体系＞

居宅サービスには、次のようなサービスがあります。

【介護サービス】

- 居宅サービス— ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導
- ⑥通所介護（デイサービス）
- ⑦通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ⑨特定施設入居者生活介護
- ⑩福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ⑪住宅改修
- ⑫居宅介護支援

【介護予防サービス】

- 居宅サービス— ②介護予防訪問入浴介護
- ③介護予防訪問看護
- ④介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤介護予防居宅療養管理指導
- ⑦介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ⑨介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑩介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ⑪介護予防住宅改修
- ⑫介護予防支援

介護予防サービスの①介護予防訪問介護、⑥介護予防通所介護については、平成27年度に介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、要介護者が日常生活で何らかの支障がある場合に、ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、身体整容、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談・助言など、必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

■現状

本市には提供事業所が3か所整備されており、そのうち2か所では24時間365日体制でサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで102.7人/月となっており、見込量を上回っています。

訪問介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	465.1	503.1	432.6	116.3%
	利用回数（回/月）	(2,020.8)	(2,186.1)	-	-
	利用者数（人/月）	94.9	102.7	87.0	118.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで110.0人/月と見込んでいます。

訪問介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	2,659.8	2,755.4	2,857.2
	利用者数（人/月）	103.0	107.0	110.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけるとともに、サービス利用者の在宅生活を支えるため自立支援や重度化防止の観点から、必要な支援が適切に提供されるよう努めます。

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅で入浴が困難な要介護者に対し、看護師と介護職員が居宅を訪問し、浴槽を寝台などの横に設置して入浴の介護を行い、身体の清潔保持と心身機能の維持・向上を図るサービスです。

介護予防訪問入浴介護では、要支援者の居宅に浴槽がない場合や感染症などの理由から、浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問入浴介護サービスが提供されます。

■現状

本市には提供事業所がなく、本市をサービス提供地域にしている事業所によりサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで 10.1 人/月となっており、見込量を下回っています。

訪問入浴介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	10.7	10.2	16.8	60.7%
	利用回数（回/月）	(46.3)	(44.3)	-	-
	利用者数（人/月）	9.5	10.1	14.0	72.1%
介護予防サービス	利用回数（回/週）	0.0	0.0	0.0	-
	利用回数（回/月）	(0.0)	(0.0)	-	-
	利用者数（人/月）	0.0	0.0	0.0	-

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで 21.0 人/月と見込んでいます。

訪問入浴介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	105.5	109.3	108.4
	利用者数（人/月）	20.0	21.0	21.0
介護予防サービス	利用回数（回/月）	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0.0	0.0	0.0

■今後の方向性

サービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士が、要介護者の居宅を訪問し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事（栄養）指導管理、排せつの介助・管理、ターミナルケア、カテーテルなどの管理、家族への介護支援・相談などを行うサービスです。

介護予防訪問看護では、要支援者の介護予防を目的として訪問看護サービスが提供されません。

■現状

本市には提供事業所が2か所整備されており、そのうち1か所では24時間365日体制でサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで48.6人/月、介護予防サービスで3.7人/月となっており、いずれも見込量を上回っています。

訪問看護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	81.3	91.9	61.3	149.9%
	利用回数（回/月）	(353.1)	(399.5)	-	-
	利用者数（人/月）	44.5	48.6	34.0	142.9%
介護予防サービス	利用回数（回/週）	1.5	3.5	2.3	152.2%
	利用回数（回/月）	(6.5)	(15.3)	-	-
	利用者数（人/月）	1.5	3.7	1.0	370.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで55.0人/月、介護予防サービスで4.0人/月と見込んでいます。

訪問看護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	385.2	393.5	426.3
	利用者数（人/月）	51.0	52.0	55.0
介護予防サービス	利用回数（回/月）	29.2	29.2	29.2
	利用者数（人/月）	4.0	4.0	4.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけるとともに、事業所のほか、医療機関やケアマネジャーなどと連携を緊密にし、適切な在宅療養体制の確保に努めます。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病気、けが及び老化などにより、心身に何らかの障がいをもつ高齢者のうち、生活上何らかの問題がある要介護者に対し、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するため、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、機能訓練、専門的助言・指導、精神的サポートなどを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションでは、要支援者の心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を支援するため、短期集中的に訪問リハビリテーションサービスが提供されます。

■現状

本市には提供事業所はなく、本市をサービス提供地域としている事業所によりサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで6.5人/月、介護予防サービスで3.0人/月となっており、いずれも見込量を上回っています。

訪問リハビリテーションの状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	19.6	19.9	19.2	103.6%
	利用回数（回/月）	(85.0)	(86.7)	-	-
	利用者数（人/月）	4.9	6.5	6.0	108.3%
介護予防サービス	利用回数（回/週）	4.8	6.7	1.8	372.2%
	利用回数（回/月）	(20.8)	(29.0)	-	-
	利用者数（人/月）	2.3	3.0	1.0	300.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで8.0人/月、介護予防サービスで3.0人/月と見込んでいます。

訪問リハビリテーションの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	79.3	79.3	88.1
	利用者数（人/月）	7.0	7.0	8.0
介護予防サービス	利用回数（回/月）	36.9	36.9	36.9
	利用者数（人/月）	3.0	3.0	3.0

■今後の方向性

要介護者等の心身の機能の維持・回復を図るため、主治医とケアマネジャーが連携して、サービスの提供が行われるよう引き続き体制の確保に努めます。

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質的向上を図るサービスです。

介護予防居宅療養管理指導では、要支援者に対し、介護予防を目的とした居宅療養管理指導サービスが提供されます。

■現状

本市には提供事業所が14か所整備されており、本市以外の提供事業所からもサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用件数が介護サービスで1,063件と見込量を上回っており、介護予防サービスでは61件で見込量を下回っています。

居宅療養管理指導の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用件数(件)	937	1,063	756	140.6%
介護予防サービス	利用件数(件)	83	61	84	72.6%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用件数を介護サービスで1,164件、介護予防サービスで36件と見込んでいます。

居宅療養管理指導の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用件数(件)	1,092	1,128	1,164
介護予防サービス	利用件数(件)	36	36	36

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、医師会、歯科医会、薬剤師会及びケアマネジャーなどと連携を緊密にし、適切な在宅療養体制の確保に努めます。

⑥通所介護（デイサービス）

通所介護は、要介護者を通所介護事業所に送迎し、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止及び家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

■現状

本市には提供事業所が3か所整備されており、本市以外の提供事業所からもサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで113.5人/月となっており、見込量を上回っています。

通所介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	203.2	207.7	215.8	96.2%
	利用回数（回/月）	(883.2)	(902.7)	-	-
	利用者数（人/月）	111.4	113.5	102.0	111.3%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで124.0人/月と見込んでいます。

通所介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	1,037.4	1,073.9	1,097.9
	利用者数（人/月）	118.0	121.0	124.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、サービス利用者のニーズに即した、より充実したサービスが提供されるよう努めます。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、要介護者が可能な限り居宅で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護老人保健施設や病院、診療所に通い、理学療法、作業療法など、必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復を図るサービスです。

介護予防通所リハビリテーションでは、要支援者に対し通所リハビリテーションのサービス内容に加えて、心身の機能の維持・回復を目指すサービスが提供されます。

■現状

本市には提供事業所が1か所整備されており、本市以外の提供事業所からもサービスが提供されています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで35.2人/月、介護予防サービスで20.5人/月となっており、いずれも見込量を上回っています。

通所リハビリテーションの状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	43.1	56.4	43.2	130.6%
	利用回数（回/月）	(187.1)	(245.1)	-	-
	利用者数（人/月）	26.5	35.2	27.0	130.3%
介護予防サービス	利用者数（人/月）	11.6	20.5	10.0	205.0%

※介護予防サービスの利用回数の見込量については、月額算定のため利用者数のみとなります。

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで48.0人/月、介護予防サービスで24.0人/月と見込んでいます。

通所リハビリテーションの見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	385.8	403.9	408.6
	利用者数（人/月）	45.0	47.0	48.0
介護予防サービス	利用者数（人/月）	23.0	24.0	24.0

※介護予防サービスの利用回数の見込量については、月額算定のため利用者数のみとなります。

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）／短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、家族の病気、冠婚葬祭、その他社会的な理由により、一時的に家庭での介護が困難となった場合に、特別養護老人ホームに短期間入所する要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

また、短期入所療養介護は、同様に介護老人保健施設などに短期間入所する要介護者に、看護、医学的な管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービスです。

介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護では、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設などに短期間入所する要支援者に、介護予防を目的として短期入所生活介護・短期入所療養介護のサービスが提供されます。

■現状

本市には短期入所生活介護と短期入所療養介護の提供事業所が各1か所整備されており、本市以外の提供事業所からもサービスが提供されています。

短期入所生活介護の令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで20.3人／月、介護予防サービスで0.2人／月となっており、いずれも見込量を下回っています。

また、短期入所療養介護の令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで7.1人／月、介護予防サービスで0.2人／月となっており、介護サービスでは見込量を上回っており、介護予防サービスでは見込量を下回っています。

短期入所生活介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用日数（日/月）	149.8	179.4	192.1	93.4%
	利用者数（人/月）	22.6	20.3	26.0	78.1%
介護予防サービス	利用日数（日/月）	9.3	0.4	11.5	3.5%
	利用者数（人/月）	1.4	0.2	3.0	6.7%

短期入所療養介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用日数（日/月）	53.3	36.7	55.3	66.3%
	利用者数（人/月）	7.6	7.1	6.0	118.3%
介護予防サービス	利用日数（日/月）	2.5	0.5	2.0	25.0%
	利用者数（人/月）	0.5	0.2	1.0	20.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで 30.0 人/月（短期入所生活介護 23.0 人/月、短期入所療養介護 7.0 人/月）と見込んでいます。

短期入所生活介護・短期入所療養介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用日数（日/月）	233.4	246.2	251.6
	短期入所生活介護	178.2	191.2	196.6
	短期入所療養介護	55.2	55.0	55.0
	利用者数（人/月）	28.0	29.0	30.0
	短期入所生活介護	21.0	22.0	23.0
	短期入所療養介護	7.0	7.0	7.0
介護予防サービス	利用日数（日/月）	0.0	0.0	0.0
	短期入所生活介護	0.0	0.0	0.0
	短期入所療養介護	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0.0	0.0	0.0
	短期入所生活介護	0.0	0.0	0.0
	短期入所療養介護	0.0	0.0	0.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

⑨特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所する要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護では、要支援者に介護予防を目的とした特定施設入居者生活介護サービスが提供されます。

■現状

本市には施設3か所（定員 174 人）が整備されており、令和元年度の利用実績では、本市以外の施設でのサービス提供分も含め、利用者数が介護サービスで59.1人/月、介護予防サービスで18.8人/月となっており、いずれも見込量を下回っています。

特定施設入居者生活介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用者数（人/月）	49.8	59.1	68.0	86.9%
介護予防サービス	利用者数（人/月）	20.7	18.8	26.0	72.3%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで95.0人/月、介護予防サービスで26.0人/月と見込んでいます。

特定施設入居者生活介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用者数（人/月）	90.0	92.0	95.0
介護予防サービス	利用者数（人/月）	25.0	26.0	26.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、事業所と連携し、入居者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

⑩福祉用具貸与・特定福祉用具販売／介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具貸与とは、身体機能が低下した要介護者に、機能訓練又は日常生活での自立を図るための用具を貸与するサービスです。

対象となる品目は、直接肌に触れないもので、車椅子、特殊寝台、床ずれ予防用具、歩行器などがあります。

一方、特定福祉用具販売とは、入浴や排せつで使われる用具の購入費の一部を支給するサービスで、対象となる品目は、直接肌に触れるもので、簡易トイレや入浴用の椅子、簡易浴槽などがあり、利用できる金額は年間10万円が限度です。

介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売では、要支援者に対する介護予防を目的とした福祉用具の貸与・購入に対するサービスが提供されます。

■現状

福祉用具貸与の令和元年度の利用実績については、利用件数が介護サービスで2,148件、介護予防サービスで963件となっており、いずれも見込量を下回っています。

また、特定福祉用具販売の令和元年度の利用実績については、利用件数が介護サービスで37件、介護予防サービスで22件となっており、いずれも見込量を下回っています。

福祉用具貸与の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用件数（件）	2,098	2,148	2,256	95.2%
介護予防サービス	利用件数（件）	848	963	984	97.9%

特定福祉用具販売の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用件数（件）	34	37	60	61.7%
	入浴補助用具	26	27	-	-
	腰掛便座	8	5	-	-
	特殊尿器	0	4	-	-
	つり具	0	1	-	-
介護予防サービス	利用件数（件）	32	22	24	91.7%
	入浴補助用具	31	21	-	-
	腰掛便座	1	1	-	-
	特殊尿器	0	0	-	-
	つり具	0	0	-	-

■計画年度における見込量

令和5年度の福祉用具貸与については、利用件数を介護サービスで2,136件、介護予防サービスで1,164件と見込んでおり、特定福祉用具販売については、介護サービスで36件、介護予防サービスで24件と見込んでいます。

福祉用具貸与の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用件数(件)	2,028	2,064	2,136
介護予防サービス	利用件数(件)	1,164	1,164	1,164

特定福祉用具販売の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用件数(件)	36	36	36
介護予防サービス	利用件数(件)	24	24	24

■今後の方向性

福祉用具の貸与・販売のサービスは、居宅での生活支援につながることから、引き続きケアマネジャーなどと連携を図り、適正な利用を働きかけます。

⑪住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護者が居宅での生活を継続して送ることができるように、手すりの取付け、段差解消などにかかる住宅改修費の一部を支給し、要介護者の自立支援及び家族の介護負担の軽減を図るサービスで、利用できる金額は原則一人 20 万円が限度です。

介護予防住宅改修では、住宅改修のうち、要支援者が介護予防を目的として行う住宅改修の費用が対象となります。

■現状

住宅改修の令和元年度の利用実績については、利用件数が介護サービスで 40 件、介護予防サービスで 37 件となっており、いずれも見込量を下回っています。

住宅改修の状況

		実績		第 7 期計画見込量	達成率
		平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用件数（件）	41	40	60	66.7%
	手すりの取付け	35	39	-	-
	段差の解消	5	1	-	-
	扉の取替え	0	0	-	-
	滑りの防止	0	0	-	-
	便器の取替え	1	0	-	-
介護予防サービス	利用件数（件）	49	37	48	77.1%
	手すりの取付け	47	34	-	-
	段差の解消	2	2	-	-
	扉の取替え	0	0	-	-
	滑りの防止	0	1	-	-
	便器の取替え	0	0	-	-

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用件数を介護サービスで 36 件、介護予防サービスで 36 件と見込んでいます。

住宅改修の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用件数(件)	36	36	36
介護予防サービス	利用件数(件)	36	36	36

■今後の方向性

住宅改修は、居宅での生活支援につながることから、引き続きケアマネジャーなどと連携を図り、適正な利用を働きかけます。

⑫居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、居宅の要介護者が居宅サービスや地域密着型サービスを適切に利用できるように、居宅介護支援事業所に配置されたケアマネジャーが居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。また、計画に基づくサービスが確保されるようサービス提供事業所との連絡調整を行うとともに、介護保険施設の紹介なども行います。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師などが、生活機能の改善に向けた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するサービスです。また、計画に基づくサービスが確保されるように、サービス提供事業所との連絡調整を行います。

■現状

本市には提供事業所が6か所整備されており、要介護（要支援）認定申請の際に必要な支援を行うとともに、認定後は個々の状況に適したサービス計画を作成し、サービス提供事業所とサービス利用者を適切に結びつけ、円滑にサービス提供が行われるように支援を行っています。

令和元年度の利用実績については、利用者数が介護サービスで335.4人/月、介護予防サービスで99.6人/月となっており、いずれも見込量を上回っています。

居宅介護支援・介護予防支援の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用者数（人/月）	322.7	335.4	315.0	106.5%
介護予防サービス	利用者数（人/月）	82.8	99.6	90.0	110.7%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで342.0人/月、介護予防サービスで125.0人/月と見込んでいます。

居宅介護支援・介護予防支援の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用者数（人/月）	331.0	331.0	342.0
介護予防サービス	利用者数（人/月）	121.0	123.0	125.0

■今後の方向性

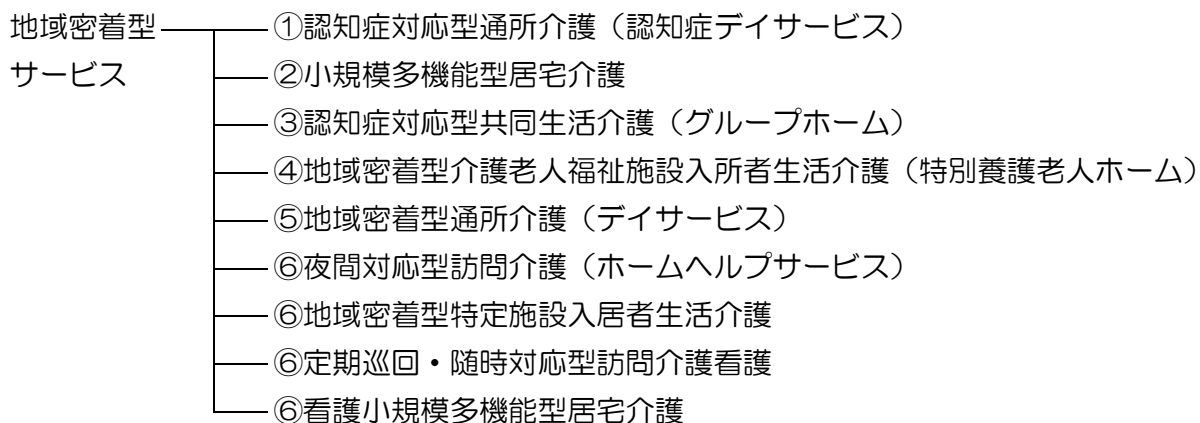
サービス利用者の状態に即したサービスを提供するため、ケアマネジャーとの連携を図るとともに、情報の提供や交換、交流の場を提供します。

2 地域密着型サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量

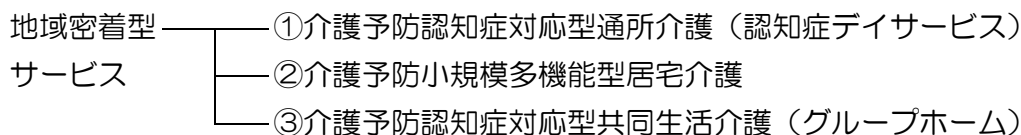
＜施策の体系＞

地域密着型サービスには、次のようなサービスがあります。

【介護サービス】



【介護予防サービス】



①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が、可能な限り居宅において自立した生活を送ることができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、認知症の方に適した機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止及び家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護では、要支援者に対し、介護予防を目的として、認知症対応型通所介護サービスが提供されます。

■現状

本市には提供事業所が1か所整備されており、令和元年度の利用実績では、利用者数が介護サービスで21.4人/月となっており、見込量を下回っています。

認知症対応型通所介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	50.5	44.5	57.3	77.7%
	利用回数（回/月）	(219.6)	(193.4)	-	-
	利用者数（人/月）	24.3	21.4	29.0	73.8%
介護予防サービス	利用回数（回/週）	0.0	0.0	0.0	-
	利用回数（回/月）	(0.0)	(0.0)	-	-
	利用者数（人/月）	0.0	0.0	0.0	-

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで18.0人/月と見込んでいます。

認知症対応型通所介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	152.3	165.6	166.4
	利用者数（人/月）	17.0	18.0	18.0
介護予防サービス	利用回数（回/月）	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0.0	0.0	0.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅への訪問又はサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、その有する能力に応じて居宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練などを同一の事業所が一体的に行うサービスです。

介護予防小規模多機能型居宅介護では、要支援者に対し、生活機能の維持又は向上を目的とした小規模多機能型居宅介護サービスが提供されています。

■現状

本市には提供事業所が1か所（定員28人）整備されており、令和元年度の利用実績では、利用者数が介護サービスで9.4人/月、介護予防サービスで1.1人/月となっており、いずれも見込量を下回っています。

小規模多機能型居宅介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用者数（人/月）	9.4	9.4	19.0	49.5%
介護予防サービス	利用者数（人/月）	1.0	1.1	2.0	55.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を介護サービスで12.0人/月、介護予防サービスで3.0人/月と見込んでいます。

小規模多機能型居宅介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用者数（人/月）	11.0	11.0	12.0
介護予防サービス	利用者数（人/月）	3.0	3.0	3.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、サービス利用者のニーズに対応し、より充実したサービスが提供されるよう働きかけます。

③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症により、常に見守りや指示が必要な状態で、在宅で生活することが困難な要介護者が、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようグループホームに居住し、入浴、排せつ、食事などの介護のほか、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護では、要支援者に対し、介護予防を目的とした認知症対応型共同生活介護サービスが提供されています。

■現状

本市には提供事業所が3か所（6ユニット・定員54人）整備されており、令和元年度の利用実績では、入居者数が介護サービスで54.1人/月となっており、見込量を下回っています。

認知症対応型共同生活介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入居者数（人/月）	53.6	54.1	60.0	90.2%
介護予防サービス	入居者数（人/月）	0.4	0.0	1.0	0.0%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、入居者数を介護サービスで57.0人/月と見込んでいます。

認知症対応型共同生活介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入居者数（人/月）	56.0	57.0	57.0
介護予防サービス	入居者数（人/月）	0.0	0.0	0.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、身体又は精神上的の障がいなどにより常時介護を必要とし、居宅における介護が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設で、定員が29人以下のものについては、地域密着型サービスの区分となります。

■現状

本市には提供事業所が1か所（定員28人）整備されており、令和元年度の利用実績では、入所者数が27.8人/月となっており、おおむね達成されています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入所者数（人/月）	26.2	27.8	28	99.3%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、入所者数を介護サービスで28.0人/月と見込んでいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入所者数（人/月）	28.0	28.0	28.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する施設を引き続き確保するとともに、施設と連携し、入所者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

⑤地域密着型通所介護（デイサービス）

地域密着型通所介護は、要介護者を通所介護事業所に送迎し、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などが受けられ、要介護者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、閉じこもりによる認知症進行の防止及び家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

■現状

本市には提供事業所が4か所整備されており、令和元年度の利用実績では、利用者数が74.1人/月となっており、見込量を下回っています。

地域密着型通所介護の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	利用回数（回/週）	188.4	175.7	198.3	88.6%
	利用回数（回/月）	(818.7)	(763.4)	-	-
	利用者数（人/月）	78.1	74.1	94.0	78.8%

■計画年度における見込量

令和5年度においては、利用者数を57.0人/月と見込んでいます。

地域密着型通所介護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	利用回数（回/月）	707.8	709.7	709.7
	利用者数（人/月）	57.0	57.0	57.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する事業所を引き続き確保するとともに、サービス利用者のニーズに即した、より充実したサービスが提供されるよう働きかけます。

⑥第8期計画期間では整備を行わない地域密着型サービス

次の地域密着型サービスは、既存の事業所や他の施設がその役割を担っていることから整備は行いません。

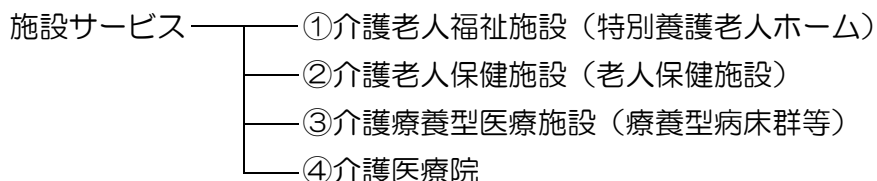
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護

3 施設サービスの現状及び令和3年度から5年度の見込量

＜施策の体系＞

施設サービスには、次の4種類がありますが、いずれも要介護者を対象とした施設です。

【介護サービス】



①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体又は精神上的の障がいなどにより常時介護を必要とし、居宅における介護が困難な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

■現状

本市には、施設が1か所（定員100人）整備されており、令和2年9月末現在83人が入所しています。また、本市以外の施設にも32人が入所しています。

令和元年度の利用実績では、入所者数が120.8人/月となっており、おおむね達成されています。

介護老人福祉施設の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入所者数（人/月）	122.9	120.8	122.0	99.0%

介護老人福祉施設入所者数一覧

(令和2年9月末現在)

施設所在地	施設名	定員	入所者数
砂川市	特別養護老人ホーム 福寿園	100	83
歌志内市	特別養護老人ホーム しらかば荘	50	3
滝川市	特別養護老人ホーム 緑寿園	200	6
赤平市	特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	53	2
赤平市	特別養護老人ホームユニット型 あかびらエルムハイツ	30	1
美唄市	特別養護老人ホーム 泰康	31	1
上砂川町	特別養護老人ホーム はるにれ荘	50	1
新十津川町	特別養護老人ホーム かおる園	100	8
浦臼町	特別養護老人ホーム ゆうあいの郷	20	1
奈井江町	特別養護老人ホーム やすらぎの家	50	5
北竜町	特別養護老人ホーム 永楽園	80	1
雨竜町	特別養護老人ホーム 雨竜寿園	80	1
札幌市	特別養護老人ホーム 手稲つむぎの杜	80	1
札幌市	特別養護老人ホーム 福寿園	122	1
合 計			115

■計画年度における見込量

令和5年度においては、サービス提供基盤の確保を目的に、北海道が設定する中空知5市5町による中空知保健医療福祉圏域における床数を勘案して入所者数を113.0人/月と見込んでいます。

介護老人福祉施設の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入所者数(人/月)	113.0	113.0	113.0

■今後の方向性

サービスを提供する施設を引き続き確保するとともに、施設と連携し、入所者の尊厳が守られるよう施設生活の質的向上を働きかけます。

②介護老人保健施設(老人保健施設)

老人保健施設は、病状の回復期、安定期にあるが、在宅での療養が困難である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行い、家庭に復帰することを目的とした施設です。

■現状

本市には、施設が1か所（定員62人）整備されており、令和2年9月末現在51人が入所しています。また、本市以外の施設にも23人が入所しています。

令和元年度の利用実績では、入所者数が79.1人/月となっており、見込量を上回っています。

介護老人保健施設の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入所者数（人/月）	78.4	79.1	76.0	104.1%

介護老人保健施設入所者数一覧

（令和2年9月末現在）

施設所在地	施設名	定員	入所者数
砂川市	介護老人保健施設 みやかわ	62	51
滝川市	介護老人保健施設 シーザーズ	70	3
滝川市	老人保健施設 ナイスケアすずかけ	100	2
岩見沢市	老人保健施設 北村温泉ナーシングホーム	100	1
岩見沢市	老人保健施設 北翔館	150	1
上砂川町	老人保健施設 成寿苑	50	5
奈井江町	老人保健施設 健寿苑	52	7
妹背牛町	老人保健施設 りぶれ	80	1
月形町	老人保健施設 月形緑苑	70	1
旭川市	介護老人保健施設 旭泉苑	84	1
旭川市	老人保健施設 グリーンライフ	100	1
合計			74

■計画年度における見込量

令和5年度においては、本市及び本市以外の介護老人保健施設の利用により、入所者数を76.0人/月と見込んでいます。

介護老人保健施設の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入所者数（人/月）	76.0	76.0	76.0

■今後の方向性

本市でサービスを提供する施設を引き続き確保し、さらなるサービスの質的向上を働きかけます。

③介護療養型医療施設（療養型病床群等）

介護療養型医療施設は、治療だけでなく、長期にわたり介護が必要な高齢者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の下における介護などの世話及び機能訓練、必要な医療などを提供することを目的とした施設です。

なお、介護保険制度の改正に伴い、介護療養型医療施設は6年間の経過措置期間を経て令和5年度末で廃止され、その転換先として新たに「介護医療院」が創設されています。

■現状

本市には施設がなく、令和2年9月末現在14人が本市以外の施設に入所しています。

令和元年度の利用実績では、入所者数が15.8人/月となっており、見込量を下回っています。

介護療養型医療施設の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入所者数（人/月）	20.3	15.8	23.0	68.7%

介護療養型医療施設入所者数一覧

（令和2年9月末現在）

施設所在地	施設名	定員	入所者数
美唄市	花田病院	60	1
新十津川町	空知中央病院	85	12
旭川市	旭川高砂台病院	87	1
合計			14

■計画年度における見込量

令和5年度においては、中空知保健医療福祉圏域における病床数を勘案して入所者数を8人/月と見込んでいます。

介護療養型医療施設の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入所者数（人/月）	8	8	8

■今後の方向性

介護療養型医療施設は、令和5年度末までに廃止又は介護医療院に転換されることから、施設の新たな整備状況などを注視し、必要なサービスが引き続き提供されるよう努めます。

④介護医療院

介護医療院は、平成30年4月に創設された新しい介護保険施設で、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や、看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

■現状

本市には施設がなく、令和2年度に介護療養型医療施設から転換した本市以外の施設に、令和2年9月末現在3人が入所しています。

介護医療院の状況

		実績		第7期計画見込量	達成率
		平成30年度	令和元年度	令和元年度	
介護サービス	入所者数（人/月）	-	-	-	-

介護医療院入所者数一覧

(令和2年9月末現在)

施設所在地	施設名	定員	入所者数
美唄市	しろした病院 介護医療院	59	3
合計			3

■計画年度における見込量

令和5年度においては、中空知保健医療福祉圏域における病床数を勘案して入所者数を4人/月と見込んでいます。

介護医療院の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護サービス	入所者数（人/月）	4	4	4

■今後の方向性

令和5年度末までに介護療養型医療施設が廃止又は介護医療院に転換されることから、施設の新たな整備状況などを注視し、必要なサービスが引き続き提供されるよう努めます。

4 地域支援事業の現状及び令和3年度から5年度の見込量

地域支援事業は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、要介護（要支援）状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護（要支援）状態になった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことを可能とすることを目的とし、地域における包括的な相談や支援体制を推進していくものです。

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があり、地域の特性に応じて多種多様な施策を市町村が主体となって取り組むこととされています。

本市においても高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、国の動向を注視しながら、地域支援事業を展開していきます。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

a. 訪問型サービス

■現状

ホームヘルパーなどが高齢者宅を訪問し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行うサービスで、介護サービス事業者による「訪問介護相当サービス」、ボランティアなどを主体とした「住民主体によるサービス」に区分しています。

住民主体によるサービスでは、社会福祉協議会に登録されたボランティアによる市民ふれあいサービスが展開されています。

■今後の方向性

高齢者の在宅生活を支援していく上で、当該サービスは大変重要であり、高齢者数の動向からも需要が増加することが想定されることから、必要なサービスが引き続き提供できるよう努めます。

訪問介護相当サービス

	実績		見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	327	319	470	490	510

住民主体によるサービス

	実績		見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用件数（件）	145	81	100	100	100
提供会員数（人）	31	28	30	30	30

b. 通所型サービス

■現状

通所型サービスには、介護サービス事業者による「通所介護相当サービス」、ボランティアなどを主体とした「住民主体によるサービス」があります。

通所介護相当サービスでは、機能訓練、レクリエーション、入浴や食事などの日常生活上の支援が行われています。住民主体によるサービスでは、社会福祉協議会に登録されたボランティアやいきいき運動推進員を中心とした「いきいき広場」で展開され、体操やレクリエーションによる健康づくりの支援が行われています。

■今後の方向性

高齢者の在宅生活を支え心身の健康を図るためには、日常生活の支援はもとより、高齢者の通いの場の整備が重要となり、また、地域の自主福祉活動を推進していく必要があることから、サービスの提供が行われるよう引き続き体制の確保に努めます。

通所介護相当サービス

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数（件）	2,031	2,252	2,110	2,140	2,170

住民主体によるサービス

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用件数（件）	848	673	720	720	720
延べボランティア数（人）	381	300	350	350	350

c. 生活支援サービス

■現状

地域における自立した日常生活の支援のためのサービスで、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があるとされており、本市では、低栄養や食事の支度が困難な高齢者に対して、低料金で利用できる配食サービスを実施することにより、栄養バランスの取れた食事の提供とともに、配達時の安否確認を行っています。

■今後の方向性

配食サービスは、平成 28 年 1 月に任意事業と総合事業に分割され、総合事業では要支援者及び事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者）を対象にサービスが行われています。

配食サービスの利用者や利用食数が増加傾向にあることから、必要なサービスが引き続き提供できるよう努めます。

在宅高齢者配食サービス（総合事業）

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	51	46	50	50	50
利用食数（食）	8,664	7,156	7,500	7,500	7,500

d. 介護予防ケアマネジメント事業

■現状

地域包括支援センターが介護予防・生活支援サービス事業の利用者に対するアセスメントを実施し、利用者の状態や置かれている環境などに応じて、自立した生活を送ることができるようケアプランの作成を行っています。

■今後の方向性

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぎ、また、要介護状態等になってもその悪化をできる限り防ぐため、引き続き地域で自立した日常生活を送れるよう支援を行います。

介護予防ケアマネジメント

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	1,684	1,836	1,750	1,780	1,810

e. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

■現状

2040年を見据えて、健康寿命の延伸、社会保障制度の安定を図ることを目指し、令和2年7月から国保・後期高齢者医療制度の健診、保健指導等の保健事業とサロン活動などの通いの場における介護予防事業を一体的に実施し、優先度の高い生活習慣病の重症化予防対象者の抽出と個別支援を行っています。

■今後の方向性

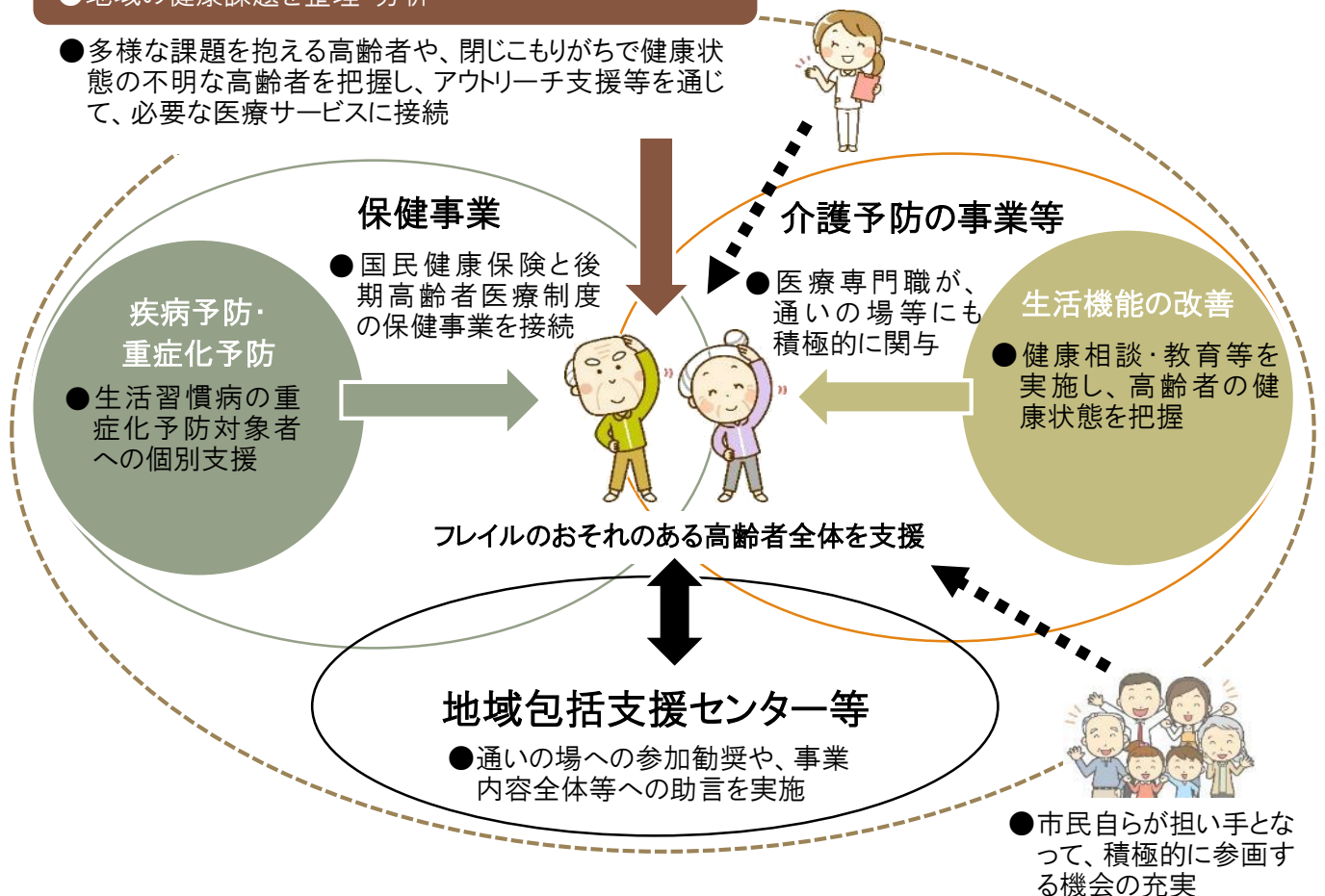
引き続き、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予防対象者への個別的支援を行うとともに、通いの場へ保健師等が出向き、高齢者の健康課題を把握し、フレイル予防に努めます。

医療・介護データ解析

- 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- 地域の健康課題を整理・分析

- 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続

- 市は医療専門職を配置（日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士等を配置）



出典：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]（令和2年4月厚生労働省保険局高齢者医療課）の図を基に作成

イ. 一般介護予防事業

a. 介護予防把握事業

■現状

地域包括支援センターに専門員を配置することにより、「地域高齢者見守り事業」と連動しながら、対象者の把握に努めているほか、基本チェックリストを活用し、高齢者の生活や心身の機能の確認を行うことにより、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、総合事業などの介護予防事業の取組につなげています。

■今後の方向性

高齢者の心身の機能を確認することで、介護予防はもとより疾病予防や認知症などの早期発見・早期治療にもつながることから、健康維持に有効な手段として、継続して実施します。

基本チェックリスト

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施件数（件）	607	274	400	400	400

b. 介護予防普及啓発事業

■現状

高齢者が積極的に介護予防を目的とした活動に参加できるように、「高齢者軽スポーツフェスティバル」などのイベントや、「老人クラブ健康相談」などの介護予防に関する事業などを開催しています。

■今後の方向性

高齢者の心身の健康や生きがい、潤いのある生活を支援するため、集いの場に関わる多種多様な事業を展開します。

高齢者軽スポーツフェスティバル

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	1	1	1	1	1
参加者数（人）	330	333	350	350	350

ふれあいセンター講座

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	152	138	156	156	156
参加延べ数 (人)	2, 353	2, 166	2, 400	2, 400	2, 400

市民大学

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	1	1	1	1	1
参加者数 (人)	70	44	30	30	30

老人クラブ健康教育

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	56	29	30	30	30
参加延べ数 (人)	724	361	600	600	600

老人クラブ健康相談

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	57	31	30	30	30
参加延べ数 (人)	672	361	600	600	600

健康料理教室

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	6	6	6	6	6
参加延べ数 (人)	89	96	100	100	100

出張公民館講座

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数 (回)	10	4	3	3	3
参加延べ数 (人)	303	170	45	45	45

c. 地域介護予防活動支援事業

■現状

介護予防を目的とした住民主体の活動が広く展開されるように、いきいき運動推進員などのボランティアの育成や、地域で行われるサロン活動への支援を行っています。

主な支援としては、外部講師の派遣、備品の無料貸出、会場借上料の補助、いきいき運動推進員への謝礼の支給などを行っており、地域の自主福祉活動を支援しています。

■今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域の中で交流し活動することは、介護予防に大きな効果が期待されています。

また、自助・互助の推進も図られることから、地域で健康体操やレクリエーションなどを行うサロン団体を引き続き支援するとともに、事業の拡充に努めます。

いきいき運動推進員支援事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	13	11	13	13	13
参加延べ数（人）	186	151	180	180	180

いきいき運動推進員自主活動

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	129	108	100	100	100
参加延べ数（人）	1,929	1,535	1,500	1,500	1,500

通年型介護予防教室「いきいきシニアプログラム」

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	48	44	48	48	48
参加延べ数（人）	520	531	600	600	600

地域サロン活動支援事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象団体数（団体）	20	21	22	22	22

②包括的支援事業

ア. 地域包括支援センターの設置及び運営

■現状

介護予防を推進するとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などへの総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント業務などを展開しています。

また、同センターの公正・中立性や透明性を確保するため、民間有識者などを構成員とする砂川市地域包括支援センター運営協議会を設置し、運営に関する評価・助言などを行っています。

■今後の方向性

地域包括支援センターは、高齢者が健康で安心した暮らしができるように支援を行う機関として、重要な役割を担っており、高齢者の包括的なケアを推進するため、以下の各事業の継続及び充実を図ります。

a. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるように、ケアマネジャーやかかりつけ医など、地域の関係機関との連携により、高齢者一人ひとりに応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

b. 総合相談支援業務

高齢者やその家族などの総合相談窓口として、訪問や電話による相談業務を行い、高齢者の地域での生活を支援しており、電話による相談業務を24時間体制とすることで相談者の安心につなげています。

また、地域包括支援センターを令和3年度に市役所新庁舎に配置することにより、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの窓口と緊密な連携を図ることで、包括的な相談支援に努めます。

総合相談支援業務

	実績		見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実数（件）	760	705	800	800	800
相談延べ数（人）	1,658	1,353	1,500	1,500	1,500
サテライト事業（件）	4	1	4	4	4

c. 権利擁護業務

成年後見制度や消費者被害防止に関する相談業務のほか、情報提供や啓発活動などを展開するとともに、高齢者虐待に対する専門的な立場からの支援を行っています。

高齢者虐待への対応

実績	平成 30 年度	令和元年度
対応件数（件）	3	3
認定件数（件）	1	0

イ. 在宅医療・介護連携推進事業

■現状

地域の基幹病院である市立病院が中心となって在宅医療を推進しており、これまで医療・介護関係者や関係機関により、在宅医療・介護連携に係る地域ケア会議、多職種事例検討会などを実施して連携強化やケア向上を図っています。

また、市立病院の電子カルテなどの医療情報を医療機関や介護事業所などで共有する「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」の運用を行い、情報連携の強化に努めています。

■今後の方向性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、在宅医療と介護の連携が重要となることから、引き続き、在宅医療・介護連携に係る地域ケア会議や多職種事例検討会などの実施を通して、関係機関相互の連携強化や市外の医療機関などの「砂川市地域包括ケアネットワークシステム」への参加拡充や介護情報の共有化などの充実を図ります。

また、看取りを含めた在宅療養を正しく理解してもらうことが重要であることから、広報紙などを活用した市民に対する普及・啓発に努めます。

ウ. 生活支援体制整備事業

■現状

生活支援・介護予防の地域における支え合いの体制づくりを推進するため、平成 30 年に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象としたアンケート調査や地域の実態をうかがう場として「地域の魅力と絆を語ろう会」を開催するなど、地域の課題や支援ニーズの把握に努めています。

また、生活支援コーディネーターを補完・協働する機関として、市内の医療・介護・保健などの関係機関で構成する協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携強化を図っています。

■今後の方向性

高齢者ニーズの把握とそれに合致するサービスの開発や発掘を行い、多様化するニーズに即した高齢者施策を展開するため、生活支援コーディネーターと協働し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備に努めるとともに、介護予防につながる高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

エ. 認知症初期集中支援推進事業

■現状

市立病院認知症疾患医療センターと協力・連携のもと、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、初期の認知症や認知症の症状があるにも関わらず支援につながっていない高齢者の早期発見・早期対応を行っています。

■今後の方向性

認知症高齢者及び家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、「地域高齢者見守り事業」との連動や町内会などの協力を得ながら、事業の推進を図ります。

認知症初期集中支援チーム活動状況

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協議件数（件）	8	6	8	8	8
会議開催数（回）	24	20	12	12	12

オ. 認知症地域支援・ケア向上事業

■現状

認知症に対する理解を深め、地域全体で認知症高齢者を支える体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市内事業所や町内会などにおいて「認知症サポーター養成講座」を開催するとともに、認知症の方やその家族などの相談や交流の機会の場となる「ひだまりカフェ」をはじめ、医療・介護従事者の情報交換やケア向上を目的としたカフェ、地域住民が認知症の理解を深めることを目的としたカフェを開催しています。

また、認知症の方が増えていることなども踏まえ、認知症に対する適切なケアの向上を図るため、医療・介護従事者などの専門職による多職種事例検討会や合同の研修会を開催しています。

■今後の方向性

地域包括支援センターを窓口として各種事業を継続する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域や各種団体との協力関係を維持しながら、認知症に対する理解がさらに深まるよう啓発を図るとともに、支援体制の充実に努めます。

また、認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の体制整備を検討します。

認知症サポーター養成講座

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催件数（件）	5	9	10	10	10
受講者数（人）	129	234	200	200	200

カ. 地域ケア会議推進事業

■現状

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、令和 2 年度から定期的で開催しているほか、支援困難事例などへの対応や関係機関相互の連携を図るための調整会議などを随時開催しています。

■今後の方向性

引き続き、地域ケア会議の定期的な開催を実施し個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、社会資源の調整や新たな資源開発への検討など、生活支援体制整備事業の機能とも連携を図りながら、一層の地域包括ケアの推進・充実を目指します。

地域ケア会議

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催数（回）	8	1	8	8	8

③任意事業

ア. 介護給付等適正化事業

■現状

介護保険サービスの利用者に適切なサービスが提供されるよう介護給付等適正化事業を実施しています。

具体的な取組としては、サービス利用者に対する介護保険制度の周知のほか、介護事業所等への実地指導、居宅介護支援事業所等に委託した認定調査結果の点検、医療情報との突合・縦覧点検、住宅改修の現地調査などを行い、サービス利用者が真に必要なとする過不足のないサービスが提供されるように努めています。

■今後の方向性

介護保険サービスの適切な運用を図るため、引き続き現在の取組を実施するほか、介護支援専門員のさらなる資質向上を図るため、ケアプラン点検を実施できるよう実施方法について検討を行い、介護給付の適正化に努めます。

イ. 家族介護支援事業

■現状

高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるように精神的・経済的な負担軽減を図る事業を展開し、介護を要する高齢者やその家族の生活を支援しています。

■今後の方向性

要介護認定者の適切な介護につながるように、また、その家族を含め安心した暮らしができるように、引き続き介護者（家族など）の負担軽減を図る事業の推進に努めます。

紙オムツ利用券交付事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	78	67	70	70	70
利用月数（月）	586	524	550	550	550

家族介護慰労事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	1	1	1	1	1

介護手当支給事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	0	0	1	1	1

認知症を抱える家族の会への支援

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数（回）	10	10	10	10	10
参加延べ数（人）	183	175	180	180	180

ウ. その他の事業

■現状

高齢者の権利を守るとともに、自立した日常生活を支援するため、成年後見制度利用支援、在宅高齢者配食サービス（任意事業）や高齢者専用住宅家庭奉仕員派遣など、様々な事業を展開しています。

■今後の方向性

高齢者の尊厳を守り自立した生活を確保するため、関連する事業の補完を含め、現行の事業を継続して展開していくとともに、高齢者ニーズを把握しながらサービスの充実に努めます。

成年後見制度利用支援事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支援件数（件）	3	0	2	2	2

在宅高齢者配食サービス（任意事業）

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	88	82	90	90	90
利用食数（食）	11,668	13,264	15,000	15,000	15,000

高齢者専用住宅家庭奉仕員派遣事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
派遣箇所数（か所）	5	4	4	4	4
派遣戸数（戸）	49	45	45	45	45

住宅改修支援事業（理由書作成支援）

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数（人）	19	16	18	18	18

④その他

地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

■現状

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、介護保険サービス及び地域支援事業に携わる人材を安定的に確保する必要があります。本市においては、これまでも介護人材の育成支援事業として、介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人に対し介護職員初任者研修の費用助成を行っており、慢性的に不足傾向にある介護職員の人材確保と介護技術水準の維持・向上につなげています。

また、社会福祉協議会では、高校生を対象に市内の介護施設を訪問し、身の回りのお世話などを体験する「WA I・WA I キャンプ」が行われており、介護職を目指すきっかけづくりとなっています。

■今後の方向性

社会福祉法人に対する介護人材の育成支援事業については、介護職員初任者研修の費用助成のほか、介護福祉士を目指す職員への支援についても検討を行い、引き続き介護職員の人材確保に努めます。

また、介護職の負担軽減を図るため介護ロボットの活用を推進するほか、介護業務のイメージ改善を図るため、ホームページ等において介護の魅力に関する啓発に努めます。

さらに、介護現場の業務の効率化を支援するため、国や道と連携し、申請様式・添付書類の手続の簡素化やICTの活用等によるペーパーレス化等を進めます。

介護人材育成支援事業

	実績		見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者数（人）	2	3	7	7	7

第6章 介護保険事業の適正な運営

1 第8期計画期間（令和3年度から5年度）における第1号被保険者の介護保険料

（1）標準給付費等の見込み

保険料算定の基礎となる標準給付費の見込みについては、国の介護報酬改定を加味し、高齢者人口や要介護（要支援）認定者数、介護（予防）サービス量をもとに推計しています。

令和3年度から令和5年度の3年間に必要と見込まれる標準給付費及び地域支援事業費の合計は、5,906,591千円と推計しました。

未確定

標準給付費等見込額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス給付費	●	●	●
地域密着型介護サービス給付費	●	●	●
施設介護サービス給付費	●	●	●
特定福祉用具購入費	●	●	●
住宅改修費	●	●	●
居宅介護サービス計画給付費	●	●	●
審査支払手数料	●	●	●
介護予防サービス給付費	●	●	●
地域密着型介護予防サービス給付費	●	●	●
介護予防特定福祉用具購入費	●	●	●
介護予防住宅改修費	●	●	●
介護予防サービス計画給付費	●	●	●
高額介護サービス費等給付費	●	●	●
高額医療合算介護サービス費等給付費	●	●	●
特定入所者介護サービス費等給付費	●	●	●
標準給付費見込額（小計）	1,743,118	1,768,480	1,796,006
地域支援事業費	195,841	199,631	203,515
標準給付費等見込額（合計）	1,938,959	1,968,111	1,999,521

未確定

(2) 保険料の算定

介護（予防）サービス利用者数の増加などにより、標準給付費は毎年度増加する見込みです。それに伴い、保険料も毎年度上昇することになりますが、保険者の判断により、3年間一定の保険料の設定も可能なことから、本市は3年間一定の保険料とします。

また、介護給付費準備基金の取崩しにより、保険料上昇を抑制し、被保険者の負担を軽減します。

保険料基準月額算定手順

算定式等		算定の考え方
標準給付費見込額	令和3年度～5年度の3年間の介護（予防）サービス費	3年間の介護（予防）サービス費総額
	+ その他の保険給付費	高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、特定入所者介護サービス費等給付費及び審査支払手数料
地域支援事業費	令和3年度～5年度の3年間の地域支援事業費	地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援・任意事業のそれぞれに定められた上限額の範囲内の3年間の事業費総額



算定式等		算定の考え方
保険料収納必要額	標準給付費見込額 × 28% + 地域支援事業費 × 23%	第1号被保険者の保険料で負担すべき標準的な割合：23% 調整交付金交付割合：5%
	- 調整交付金見込額	後期高齢者割合と所得段階別割合を全国平均と比較して算出される調整交付金見込交付割合に基づく交付額
	+ 財政安定化基金拠出金	[標準給付費見込額 + 地域支援事業費] × 0.00036%
	- 準備基金取崩額※ (あるいは、+ 財政安定化基金償還額)	前期事業運営期間までの介護給付費準備基金積立金の取崩額、あるいは、財政安定化基金より借り入れた金額の償還額



算定式等		算定の考え方
保険料基準月額	保険料収納必要額（3年間） ÷ 予定保険料収納率 ÷ 3年間	1年間の賦課総額を算出
	÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数	所得段階別加入割合被保険者数は、[各所得段階別被保険者数 × 各所得段階の保険料割合] の合計
	÷ 12か月	平均月額

保険料基準額

保 険 料	月 額	未確定	●円
	年 額		●円

※介護給付費準備基金の取崩し（●千円）の活用による引き下げ後の保険料基準額

（３）保険料の将来推計

第7期の介護保険給付見込みなどから今後の保険料を推計すると、75歳以上の高齢者数の伸び及びサービス利用者数の増加などにより保険料は上昇することが見込まれます。

	第7期	第8期		推計	第9期
	(平成31年4月)	(令和4年4月)	伸率		(令和7年4月)
総人口	17,912人	16,319人	△8.9%		15,821人
第1号被保険者数	6,455人	6,427人	△0.4%		6,322人
65～74歳	2,847人	2,665人	△6.4%		2,325人
75歳以上	3,608人	3,762人	4.3%		3,997人
要介護認定者数	1,265人	1,460人	15.4%		1,540人
年度給付費 (地域支援事業含む)	17億7千万円	●億●千万円	●%		●億●千万円
保険料(基準月額)	4,600円	●円	●%		●円

未確定

（４）保険料段階

第8期計画では、国の標準段階が第7期計画と同じ9段階とされたことから、本市においても引き続き国の標準段階を採用し9段階とします。

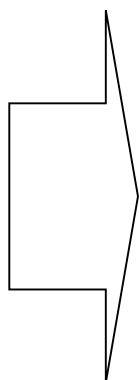
なお、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額が「200万円」から「210万円」に、第8段階と第9段階を区分する合計所得金額が「300万円」から「320万円」に引き上げられています。

また、第2段階の標準保険料率は、低所得者層の急激な負担の増加を避けるため、市独自の対策として、第6期計画から「0.63」としていましたが、第7期計画期間中に国の公費軽減が行われたことにより「0.5」となり、さらなる負担軽減が図られたことから、令和2年度をもって終了しています。

保険料段階

[第7期計画]

段 階	保険料率
第1段階	基準額 ×0.45
第2段階	基準額 ×0.63
第3段階	基準額 ×0.75
第4段階	基準額 ×0.90
第5段階	基準額
第6段階	基準額 ×1.20
第7段階	基準額 ×1.30
第8段階	基準額 ×1.50
第9段階	基準額 ×1.70



[第8期計画：令和3年度～5年度]

段 階	対 象 者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 <u>※公費軽減後の率（×0.30）</u>	基準額 ×0.50 <u>×0.30</u>
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方 <u>※公費軽減後の率（×0.50）</u>	基準額 ×0.75 <u>×0.50</u>
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階以外の方 <u>※公費軽減後の率（×0.70）</u>	基準額 ×0.75 <u>×0.70</u>
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上 <u>210万円未満</u> の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>210万円以上 320万円未満</u> の方	基準額 ×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が <u>320万円以上</u> の方	基準額 ×1.70

2 低所得者対策

(1) 特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険給付対象外となる介護保険施設などの居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付します。

利用者負担段階

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額＋年金収入額（遺族年金や障害年金を含む）が80万円以下の方
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方

利用者負担段階と補足給付額

単位：日額

利用者 負担段階	食 費			居 住 費			
	基準費用額	負担限度額	補足給付額	基準費用額		負担限度額	補足給付額
第1段階	1,380円	300円	1,080円	ユニット型個室	1,970円	820円	1,150円
				ユニット型準個室	1,640円	490円	1,150円
				従来型個室 ※	①1,150円	①320円	①830円
					②1,640円	②490円	②1,150円
多床室 ※	①840円	①0円	①840円				
	②370円	②0円	②370円				
第2段階	1,380円	390円	990円	ユニット型個室	1,970円	820円	1,150円
				ユニット型準個室	1,640円	490円	1,150円
				従来型個室 ※	①1,150円	①420円	①730円
					②1,640円	②490円	②1,150円
多床室 ※	①840円	①370円	①470円				
	②370円	②370円	②0円				
第3段階	1,380円	650円	730円	ユニット型個室	1,970円	1,310円	660円
				ユニット型準個室	1,640円	1,310円	330円
				従来型個室 ※	①1,150円	①820円	①330円
					②1,640円	②1,310円	②330円
多床室 ※	①840円	①370円	①470円				
	②370円	②370円	②0円				

※①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

※②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合

補足給付の要件として、世帯分離している配偶者の所得が勘案されるとともに、預貯金などの資産についても勘案されています。

預貯金などの資産については単身で1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下が要件となります。

また、遺族年金や障害年金といった非課税年金の収入も年金収入に含めて判定されています。

(2) 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護（予防）サービスの利用料負担の合計が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

利用者負担の上限額

単位：月額

対 象 者	上 限 額
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方（境界層該当者） 	15,000円（世帯） 15,000円（個人）
世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	15,000円（個人）
一般世帯	44,400円（世帯）

(3) 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険における1年間の自己負担の合計額が高額となる場合に、負担を軽減するために限度額を設け、その限度額を超える金額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

(4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などの利用者負担減額を行います。

利用者負担額軽減(単身世帯の場合)

対象者	市民税非課税世帯で下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が150万円以下 ・預貯金などの額が350万円以下 ・自宅以外に土地・家屋などを所有していないこと ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

(5) 市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階(市民税課税世帯)の方は、「特定入所者介護(予防)サービス費」の補足給付の対象とはなりません。

ただし、高齢者夫婦世帯などで、一方が介護保険施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者が生計困難に陥らないよう、世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

(6) 境界層該当者への対応

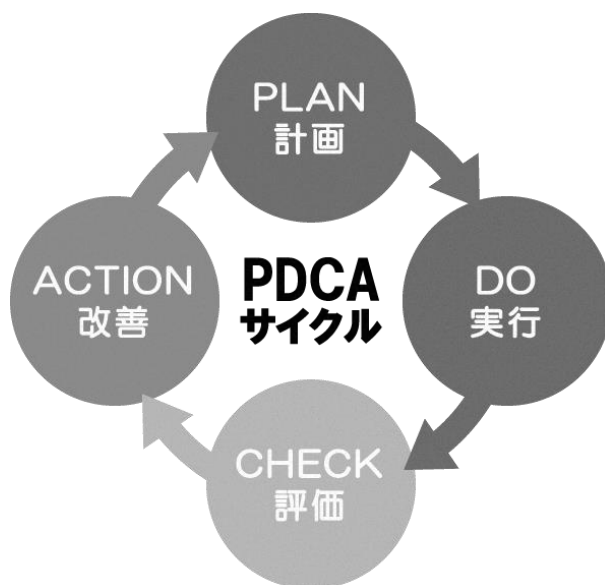
介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担限度額、高額介護(予防)サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(境界層該当者)については、その低い基準を適用します。

3 計画の進行管理

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査及び評価等を行い、PDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

目標の達成状況については、計画の最終年度である令和5年度に市のホームページ等において公表します。

PDCAサイクル 概念図



資料編

1 策定経過

2 委員名簿

3 用語解説

